

目次

第1章 総則.....	2
第1 令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い.....	3
第2 消防用設備等の設置単位.....	4
第6 令第8条区画(別棟みなし規定)の取扱い.....	7
第1節 総論.....	9
第1 消火器具.....	11
第2 屋内消火栓設備.....	17
第2の2 屋内消火栓設備(易操作性1号消火栓).....	21
第2の3 屋内消火栓設備(2号消火栓及び広範囲型2号消火栓).....	22
第2の4 パッケージ型消火設備.....	23
第3 スプリンクラー設備.....	24
第3の2 パッケージ型自動消火設備.....	32
第4 水噴霧消火設備.....	33
第5 泡消火設備.....	37
第5の2 特定駐車場用泡消火設備.....	41
第6 不活性ガス消火設備.....	42
第7 ハロゲン化物消火設備.....	45
第8 粉末消火設備.....	48
第9 屋外消火栓設備.....	51
第10 自動火災報知設備.....	53
第11 ガス漏れ火災警報設備.....	59
第13 火災通報装置.....	60
第14 非常警報設備.....	70
第15 避難器具.....	71
第16 誘導灯及び誘導標識.....	74
第17 消防用水.....	78
第18 連結散水設備.....	79
第19 連結送水管.....	81
第20 排煙設備.....	84
第21 非常コンセント設備.....	85
第22 無線通信補助設備.....	86
第23 非常電源設備.....	87
第25 防災センター等の基準.....	90

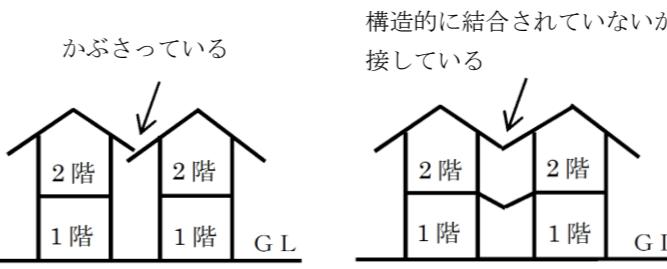
第1章 総則

新旧対照表	
岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第1章 総 則	第1章 総 則
第1 (略)	第1 (略)
第2 用語等	第2 用語等
<p>この基準の用語は、次の例による。</p> <p>1から21 (略)</p> <p>22 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ（耐火建築物、準耐火建築物の外壁の開口部及び防火区画における開口部等の遮炎性能に関する規定）又は第<u>64</u>条（防火地域又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部における準遮炎性能に関する規定）に規定するものをいう。</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>この基準の用語は、次の例による。</p> <p>1から21 (略)</p> <p>22 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ（耐火建築物、準耐火建築物の外壁の開口部及び防火区画における開口部等の遮炎性能に関する規定）又は第<u>61</u>条（防火地域又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部における準遮炎性能に関する規定）に規定するものをいう。</p> <p>(以下 省略)</p>

第1 令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い

岡山市消防設備等審査基準（旧）				岡山市消防設備等審査基準（新）			
第2章 通 則				第2章 通 則			
第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い				第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い			
表 1-3				表 1-3			
項	定義	用途例	補足事項	項	定義	用途例	補足事項
(1)項口	(略)	市民会館、福祉会館、貸ホール _____		(1)項口	(略)	市民会館、福祉会館、貸ホール <u>葬儀場</u>	
(3)項口	(略)	喫茶店、食堂、レストラン、そば屋、すし屋、スナック、居酒屋、ビヤホール、スタンドバー _____	<p>1 和式、洋式の別を問わないが、客の遊興又は従業員の接待を伴わない点で(2)項イ又は(3)項イに掲げる防火対象物と異なる。</p> <p>2 セルフサービス式の食堂等を含む。</p> <p>3 食品衛生法（昭和23年法律第233号）第52条の営業許可を受けているかどうかは問わない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	(3)項口	(略)	喫茶店、食堂、レストラン、そば屋、すし屋、スナック、居酒屋、ビヤホール、スタンドバー <u>ライブハウス</u>	<p>1 和式、洋式の別を問わないが、客の遊興又は従業員の接待を伴わない点で(2)項イ又は(3)項イに掲げる防火対象物と異なる。</p> <p>2 セルフサービス式の食堂等を含む。</p> <p>3 食品衛生法（昭和23年法律第233号）第52条の営業許可を受けているかどうかは問わない。</p> <p>4 ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>
(6)項イ	(略)	病院、診療所、助産所 _____,人間ドックとして使用する施設	(略)	(6)項イ	(略)	病院、診療所、助産所 <u>産後ケア施設</u> ,人間ドックとして使用する施設	(略)
(8)項	(略)	図書館、博物館、美術館、郷土館、資料館、 _____	(略)	(8)項	(略)	図書館、博物館、美術館、郷土館、資料館、 <u>ギャラリー</u>	(略)

第2 消防用設備等の設置単位

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第2 消防用設備等の設置単位	
<p>1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。</p>	<p>1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。<u>なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること。</u>接続については下記を参考すること。</p> <p>(1) 建築物と建築物の庇または屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合 建築物相互が構造的に結合されていないものについては、2のその他これらに類するものには含まない。（図2-5参照）</p>  <p>図2-5 (別棟として取り扱うことができる例)</p> <p>(2) エキスパンジョイントで建築物相互が接続されている場合 エキスパンジョイントで接続されている建築物全体を1棟として取り扱うこと。</p> <p>2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、<u>原則として1棟であること。ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は別棟として取扱ってさしつかえないものであること。</u></p> <p>(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合</p> <p>ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。</p> <p>イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、木造以外の場合は6m未満であること。（図2-1参照）</p> <p>3 令第8条に規定する渡り廊下等は、規則第5条の3、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（消防庁告示7号）等によるほか、次によること。</p> <p>(1) 渡り廊下は、次のア～ウのすべてに適合すること。</p> <p>ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。</p> <p>イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造等可燃材料である場合は3m未満、<u>可燃材料</u>以外の場合は6m未満であること。（図2-1参照）</p>

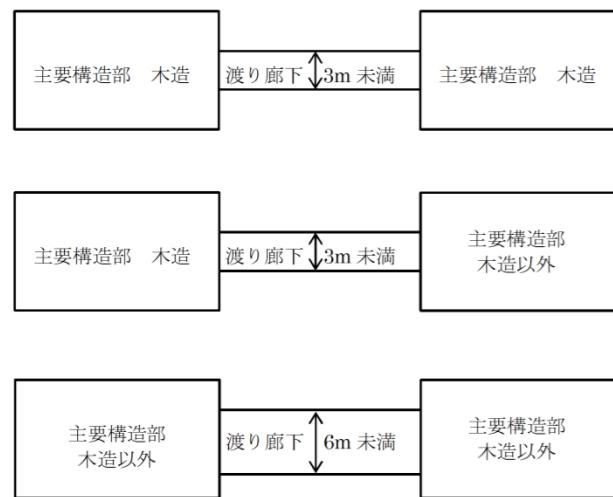


図 2-1

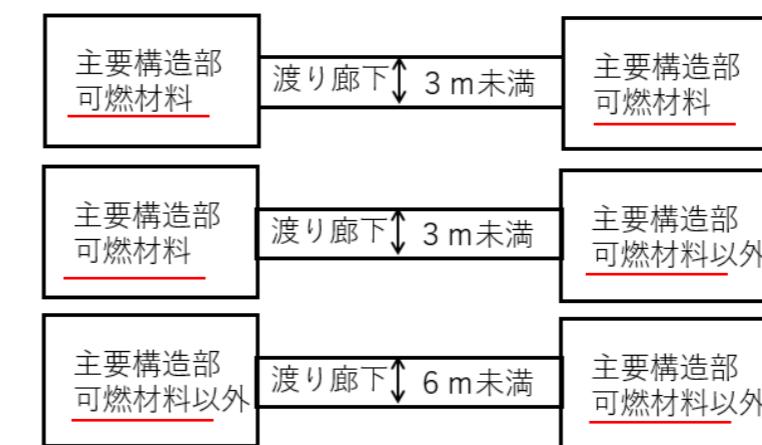


図 2-1

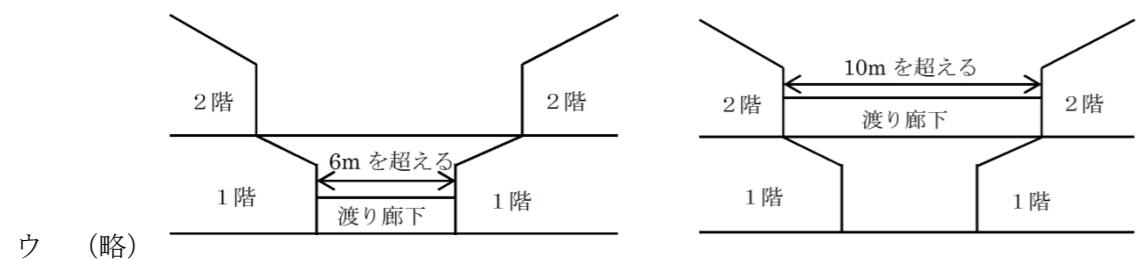


図 2-2

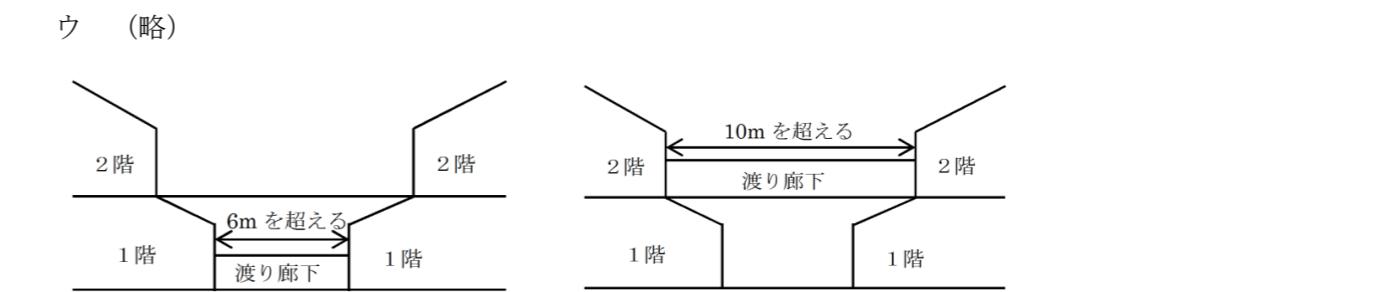


図 2-2

- (ア) (略)
- (イ) (略)
- (ウ) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 建築物と建築物の庇または屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合**
建築物相互が構造的に結合されていないものについては、2のその他これらに類するものには含まない。(図
2-5 参照)

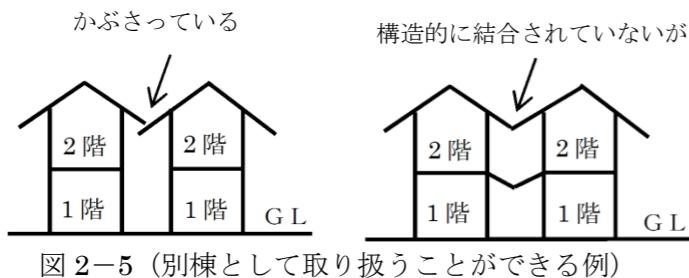


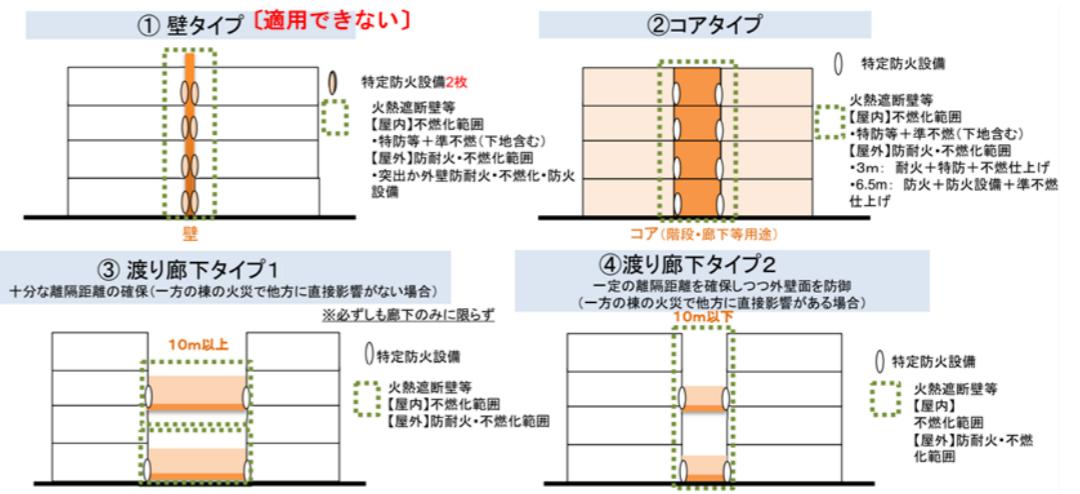
図 2-5 (別棟として取り扱うことができる例)

- (ア) (略)
 - (イ) (略)
 - (ウ) (略)
 - (2) (略)
 - (3) (略)
-
-
-

<p>(5) エキスパンジョイントで建築物相互が接続されている場合 エキスパンジョイントで接続されている建築物全体を1棟として取り扱うこと。</p>	<p>4 令第8条第2号の規定中「渡り廊下等の壁等」により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分すること。消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。</p>
--	--

第6 令第8条区画（別棟みなし規定）の取扱い

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第6 令第8条に規定する区画及び共住区画等の取扱い	第6 令第8条区画（別棟みなし規定）の取扱い
<p>1 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）の構造について</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。</p> <p>(2) 建基令第107条第1号の通常の火災時の過熱に2時間以上耐える性能を有すること。</p> <p>(3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。（図6-1～図6-4参照）</p> <p>ア 開口部が設けられていないこと。</p> <p>イ 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。</p>	<p>1 令第8条第1号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、規則第5条の2によるほか、次によること。</p> <p>(1) 規則第5条の2第1号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。</p> <p>なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。</p> <p>(2) 規則第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることが想定されるものであること。（図6-1参照）</p>
図6-1 (略)	図6-1 (略)
図6-2から図6-4まで (略)	<p>(3) 同号ただし書の規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。（図6-2～図6-3参照）</p> <p>また、耐火性能は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。</p> <p>図6-2から図6-4まで (略)</p> <p>(4) 規則第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。</p> <p>開口部に防火戸が設けられ、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が90cm以上離れていること。</p> <p>(5) 規則第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。</p> <p>① 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。</p> <p>② 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下の場合、規則第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。</p>
図6-2から図6-4まで (略)	<p>2 令第8条第2号に規定する床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものについては、規則第5条の3によるほか、次によること。</p> <p>(1) 規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」により区画され、別棟として取扱う場合は、審査基準02-2第2 消防用設備等の設置単位3及び4の基準によること。</p> <p>(2) 建基法の適用については、確認申請書（建基則第2号様式（第四面）19欄で建基法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を確認する。</p>

<p>(3) 規則第5条の3第2項のうち、渡り廊下又は建基令第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室については、令和6年3月26日国土交通省告示第227号のうち、コアタイプ（下記②）及び渡り廊下タイプ（下記③④）であり、壁タイプ（下記①）は除くものとする。</p> 
<p>2 令8区画を貫通する配管及び貫通部について</p> <p>令8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められる。この場合において、令8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 配管の用途は、原則として、給排水管であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。</p> <p>なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。</p> <p>(4) から(7)まで (略)</p> <p>3 令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて（「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（平成19年10月5日消防予第344号））</p> <p>令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等のうち、次の(1)から(8)の基準により設置されているものにあっては、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日消防予第53号）及び「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に適合するものとして取り扱うことができる。</p> <p>(1) から(9)まで (略)</p> <p>4 令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方</p> <p>5 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>
<p>6 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>

第1節 總論

岡山市消防設備等審査基準（旧）				岡山市消防設備等審査基準（新）			
第1節 総 論				第1節 総 論			
1 (略)				1 (略)			
2 (略)				2 (略)			
3 工事整備対象設備等着工届出書				3 工事整備対象設備等着工届出書			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 添付図書等 着工届等に添付する図書は、別表2によるほか次によること。★				(2) 添付図書等 着工届等に添付する図書は、別表2によるほか次によること。◆			
(3) (略)				(3) (略)			
(4) (略)				(4) (略)			
別紙1				別紙1			
消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 換 え	消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 換 え
屋内消火栓屋外消火栓 から ガス漏れ火災警報設備 まで (略)	(略)	(略)	(略)	屋内消火栓屋外消火栓 から ガス漏れ火災警報設備 まで (略)	(略)	(略)	(略)
非常警報設備	<p>●スピーカー → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 → 増幅器の容量に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>●ベル → 既設と同種類のもの → 2個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>●スピーカー → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p> <p>●ベル → 2個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>●スピーカー → 5個以下</p> <p>●ベル → 2個以下</p>	<p>●起動装置、音響装置、表示灯 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>●起動装置、音響装置、表示灯 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>●起動装置、音響装置、表示灯 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>●起動装置、音響装置、表示灯 → 5個以下</p>
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る）） (救助袋・緩降機) (略)	(略)	(略)	(略)	非常警報設備（放送設備）	<p>●スピーカー → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 → 増幅器の容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>●スピーカー → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>●スピーカー → 5個以下</p>
上記以外の避難器具（すべり台、金属製避難はしご、（固定式以外のもの）避難橋等）(略)	(略)	(略)	(略)	避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る）） (救助袋・緩降機) (略)	(略)	(略)	(略)
誘導灯	<p>●本体 → 2個以下</p>	<p>●本体 2個以下</p>	<p>●本体 → 5個以下で、既設と同種類のもの</p>	上記以外の避難器具（すべり台、金属製避難はしご、（固定式以外のもの）避難橋等）(略)	(略)	(略)	(略)
				誘導灯	<p>●本体 → 5個以下</p>	<p>●本体 → 5個以下</p>	<p>●本体 → 既設と同種類のもの</p>
				非常コンセント設備	該当なし	該当なし	●すべての構成部品

				連結散水設備	●ヘッド → 一の送水区域において5個以下で、送水区域に変更がない範囲の場合で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 消防ポンプ等の性能(吐出量、揚程)配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	●ヘッド → 一の送水区域において5個以下で、送水区域に変更がない範囲の場合に限る。 → 消防ポンプ等の性能(吐出量、揚程)配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	●加圧送水装置(制御盤を含む)、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
				連結送水管	該当なし	該当なし	●加圧送水装置(制御盤を含む)、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
備考1 各設備の施工基準については、「岡山市消防用設備等審査基準」によること。							
備考2 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)、消防用水及び_____消火活動上必要な施設にあっては、これによらないものとする。							
備考3 表中の各区分(「増設」、「移設」及び「取替え」をいう。)の工事を同時に実施する場合については、それぞれの工事が軽微な工事の範囲内であれば、一の軽微な工事として取り扱うこと。							
備考4 「改造」に該当しない「補修」とは、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することを言い、「整備」に該当するものであること。 (例1) 屋内消火栓設備等の配管、弁類及び計器類の取替え。ただし、経路変更を伴う配管取替えは除く。 (例2) 落雷や水没等による、自動火災報知設備等の電気基盤の取替え。 (例3) 非常電源の取替え。ただし、新たに容量計算を必要とする場合は除く。							
備考5 感知器の取替えについては、次のとおり取り扱うこと。 (1) 感知器のベースを触らないで、既設と同種類の感知器に取替える場合は、「補修」に該当するため、「工事」ではなく「整備」として取り扱うこと。 (2) 既設と別の種類の感知器に取替える場合、新たに設計を要しないものにあっては「改造」ではなく「取替え」として取り扱うこと。							
備考6 令第29条の4に規定される必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等における、本表の準用にあっては、管轄の消防機関に確認すること。							
別表2 ★				別表2 ◆			
4 概要表等の記載要領★ (消防用設備等計画書) ①、② (略) ③ 建築主及び代理者の住所、氏名、電話を記入し押印する。 ④から⑬まで (略) ⑭ 規則第1条_____により算出した人員又は現収容人員を記入する。 (不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備の概要表) ①から③まで (略) ④ J I S番号か合成樹脂管等(認定番号)を記入する。 ⑤から⑦まで (略)				4 概要表等の記載要領◆ (消防用設備等計画書) ①、② (略) ③ 建築主及び代理者の住所、氏名、電話を記入_____する。 ④から⑬まで (略) ⑭ 規則第1条の3により算出した人員又は現収容人員を記入する。 (不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備の概要表) ①から③まで (略) ④ J I S番号等(構造・材質)_____を記入する。 ⑤から⑦まで (略)			
(以下 省略)				(以下 省略)			

第1 消火器具

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第1 消火器具	
I 用語の定義	I 共通事項 用語の定義
1 概要（一般事項）	(略)
2 設置場所等	
(1) 令第10条第1項第1号に規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。 なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものとする。	
(2) 令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除外されている施設（貯蔵槽等）も含まれるものとする。	
(3) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けたり、又は避難の際に邪魔になったりすることのないよう、人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置するものとする。	
(4) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置するものとする。	
(5) 規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けるものをいう。 ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感じて自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。 イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するものうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。 ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感じ、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。	
(6) 規則第6条第6項第2号に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は、原則含める必要はない。	
(7) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。 したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定するものとする。	
(8) 規則第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれがない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。 ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所 イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所	
3 付加設置	
(1) 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断機、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が20kw以上のものをいう。）、蓄電池設備、燃	

料電池発電設備及び急速充電設備をいうものであること。ただし、次のアからエのいずれかに該当するものを除く。なお、条例第36条第1項についても、これを準用する。

ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの
イ 内燃機関を原動力としない発電設備
ウ 蓄電池設備で、その容量が4,800A·h・セル未満のもの
エ 配線、照明、電動機等

(2) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第54条第1項第1号から第8の2号までに規定する設備を設置する場所をいう。

(3) 条例第36条第1項第3号に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する場所をいう。

ア 廚房（部分的な湯沸室及び個人の住宅に設けるものを除く。）
イ 営業用食品加工炉及びかまど
ウ 工業炉及びかまど
エ 熱風炉
オ 公衆浴場の火焚き場
カ 火葬場のかま場
キ 燃却炉を設置する場所

(4) 条例第36条第1項第6号に規定する「煮沸する設備又は器具のある場所」とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で可燃性固体類を加熱又は煮沸する設備のある場所をいう。また、「煮沸する設備」とは、必ずしも沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。

II 能力単位

1、2（略）

III 設置場所等

II 能力単位

1、2（略）

3 設置個数の減少

規則第8条第1項の適用については、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備のみとし、初期消火の観点から屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備の設置による消火器具の設置個数の減少は、認められない。

III 設置場所等

1 一般事項

(1) 令第10条第1項第1号口に規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものとする。

(2) 令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものとする。

(3) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けたり、又は避難の際に邪魔になったりすることのないよう、人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置するものとする。

(4) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置するものとする。

(5) 規則第5条の4に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けるものをいう。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感じて自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火氣器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

	<p>ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感じし、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。</p> <p>(6) 規則第6条第6項第2号に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途を供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は、原則含める必要はない。</p> <p>(7) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定するものとする。</p> <p>(8) 規則第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれがある箇所」とは、次に掲げる場所をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所 イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
<u>1 設置場所</u> (略)	<u>2 設置場所</u> (略)
<u>2 防護措置</u> (略)	<u>3 防護措置</u> (略)
IV 付加設置	IV 少量危険物、指定可燃物、火気設備等への設置
規則第6条第3項、第4項及び第5項並びに条例第36条により設置しなければならない消火器具については、IIIによるほか次によるものとする。	<p>規則第6条第3項、第4項及び第5項 _____により設置しなければならない消火器具については、IIIによるほか次によるものとする。</p> <p>(1) 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断機、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が20kw以上のものをいう。）、蓄電池設備、燃料電池発電設備及び急速充電設備をいうものであること。ただし、次のアからエのいずれかに該当するものを除く。なお、条例第36条第1項についても、これを準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの イ 内燃機関を原動力としない発電設備 ウ 蓄電池設備で、その容量が4,800A h・セル未満のもの エ 配線、照明、電動機等 <p>(2) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第54条第1項第1号から第8の2号までに規定する設備を設置する場所をいう。</p>
<u>1 適応消火器の設置</u> (略)	<u>2 適応消火器の設置</u> (略)。
<u>2 少量危険物又は指定可燃物</u> (略)	<u>3 少量危険物又は指定可燃物</u> (略)
<u>3 能力単位の合算</u> (略)	<u>4 能力単位の合算</u> (略)
<u>4 消火器の兼用</u> (略)	<u>5 消火器の兼用</u> (略)
V、VI (略)	V、VI (略)
	VII 付加設置（岡山市火災予防条例）

	<p>(消火器具に関する基準)</p> <p>第36条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器具を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 火花を生ずる設備のある場所 (2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 (3) 鍛冶場、ボイラ室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所 (4) サウナ設備のある場所 (5) 溶接又は溶断の作業をする場所 (6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は可燃性液体類等を煮沸する設備又は器具のある場所 (7) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 <p>2 前項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>【解説】 本条は、令別表第1各項に掲げる防火対象物又はその部分で、場所的な出火危険性に着目して、初期消火のための消火器を設けようとするものである。</p> <p>1 第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この規定による付加は、令第10条第1項の適用を受けない令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で、本項各号に掲げる設備等のある場所へ適用する。 (2) 「防火対象物に存する場所」とは、建築物又は工作物の中若しくは建築物の屋上にある場合は全て適用し、屋外にある場合は令別表第1に該当しない限り適用しない。 (3) 第1号の「火花を生ずる設備」とは、条例第11条に該当するものとし、グラビヤ印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。 場所の範囲は、設備の取扱上必要最小限度の周囲の場所を含める。 (4) 第2号の「変電設備」とは、条例第12条に規定する設備をいう。 (5) 第2号の「発電設備」とは、内燃機関によるものだけに限定されるものではなく、火力発電、水力発電、風力発電、潮力発電等の発電設備も含む。ただし、次に掲げるものは、本号は適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 搬送用発電機及び移動用発電設備(固定して設ける場合は、本号の適用を受ける。) イ 容量が5キロボルトアンペア未満の小容量の発電設備 (6) 第2号の「その他これらに類する電気設備」は、IV 1 (1) による。 (7) 第3号の「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する場所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ア 廚房(IHコンロ含む)(部分的な湯沸室及び個人の住宅に設けるものを除く。) イ 営業用食品加工炉及びかまど ウ 工業炉及びかまど エ 热風炉 オ 公衆浴場の火焚き場 カ 火葬場のかまど キ 焼却炉を設置する場所 (8) 第4号の「サウナ設備」とは、条例第8条の2に掲げる設備をいう。
--	---

- (9) 第5号の「溶接又は溶断の作業」とは、一定の事業目的に従って反復継続される作業をいう。

(10) 第6号の「煮沸する設備又は器具のある場所」とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で可燃性固体類を加熱又は煮沸する設備のある場所をいう。また、「煮沸する設備」とは、必ずしも沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。

(11) 消火器が令第10条第1項により設置されており、本条各号の場所を有効に包含されている場合は、追加で設置する必要はない。

2 第2項

本条により設置する消火器の設置及び維持の技術上の基準については、令第10条第2項及びⅢからVによること。また、令第10条第2項の規定の例によることを定めたものであることから、令第10条第3項による他の消防用設備による減免の対象とならない。

なお、設置する消火器については、その対象に適応したもので10型以上の消火器を設置指導すること。◆

(大型消火器に関する基準)

第36条の2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所に

は、大型消火器を設けなければならない。

- (1) 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所
 - (2) 全出力 500 キロワット以上の高圧変電設備のある場所
 - (3) 全出力 500 キロワット以上 1,000 キロワット未満の発電設備のある場所
 - (4) 自動車車庫、駐車場及び自動車修理工場等のうち、その主たる用途に供する部分の床面積が 1,500 平方メートル以上の場所

2 前項の規定により設ける大

【解説】
本条は、令別表第1各項に掲げる防火対象物にある特殊用途に供する場所に対して、大型消火器の設置を規定し

ものである。

- 1 第1項

(1) 「不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備」とは、使用電圧が7000ボルトをこえるものをいい、主要な機器(主遮断器、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等)すべてに、不燃性のガス及び絶縁油を用いたもの並びにJIS-C4003の機器絶縁を施したものを使用した変電設備で、使用電圧7,000ボルトを超えるものをいう。

(2) 「全出力」とは、発変電設備の設計上の供給許容電力であり、「電圧×電流」の式であらわされる。20キロワットの変電設備とは、例えば電圧100ボルトの場合、200アンペアの電流を流しうるものである。なお、供給許容電力(ワット)は、電力会社との契約設備電力ではなく、変電設備の負荷設備容量(キロボルトアンペア)に次表に基づく係数を乗じて算定したものとして差し支えない。

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係 数
500未満	0.80
500以上 1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

<計算例>

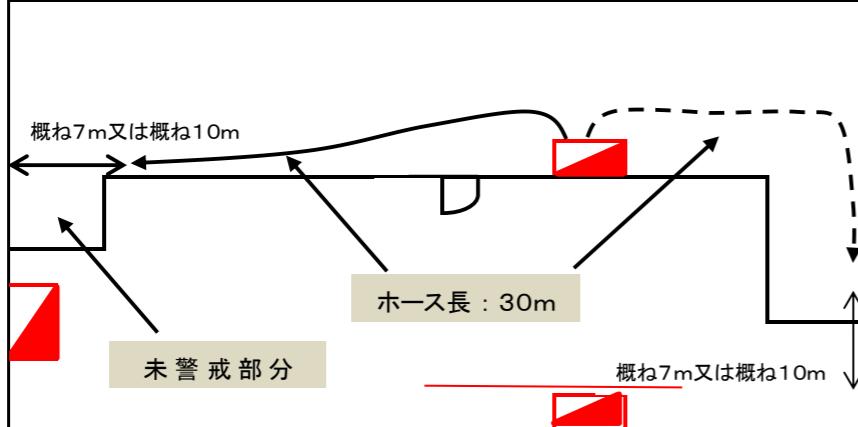
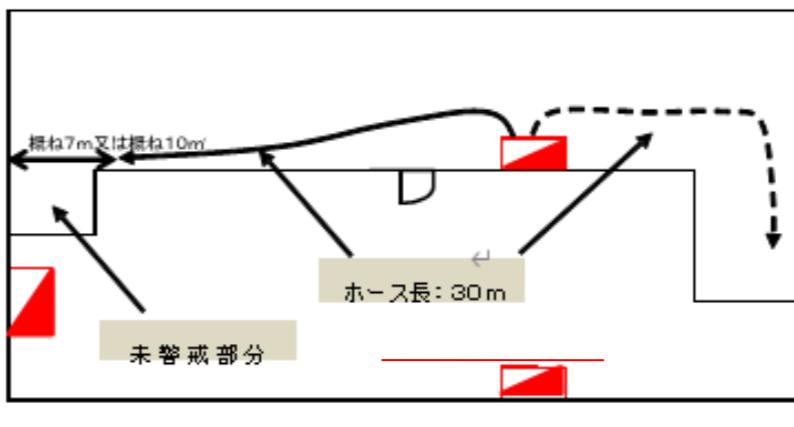
変電室内に変圧器 300KVA が 1 基、 50KVA が 3 基あった場合は

$$300 \text{ KVA} \times 1 \text{ 基} + 50 \text{ KVA} \times 3 \text{ 基} = 450 \text{ KVA} < 500 \text{ KVA}$$

$$450 \text{ KVA} \times 0.8 = 360 \text{ KW}$$

	<p>(注) 単相、三相の区別はなし。 となり全出力は360KWとなる。</p> <p>(3) 第2号、3号の「全出力500キロワット」とは、変電設備の設計上の供給許容電力である。 (4) 各号へそれぞれ設置することが望ましい。◆</p> <p>2 第2項は、大型消火器の設置及び維持に関する技術上の基準について、令第10条第2項及び第3項の規定の例によることを定めたものである。</p> <p>(1) 設置については、令別表第2において適応するものとされる大型消火器を、設置すべき場所の各部分から一の大型消火器に至るまでの歩行距離が30m以下となるよう設置する。</p> <p>(2) 規則第8条第3項により水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を技術上の基準に従い、又は技術上の基準の例により設置した場合、この消火設備の対象物に対する適応性が大型消火器の適応性と同一であるとき、その消火設備の有効範囲内の部分については、大型消火器を設置する必要はない。 なお、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備を技術上の基準に従い、又は技術上の基準の例により設置した場合であっても、大型消火器の設置を指導する。◆</p>
--	--

第2 屋内消火栓設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第2 屋内消火栓設備	
<p>1 消火栓の選択及び設置 (略)</p> 	<p>1 消火栓の選択及び設置 (略)</p> 
<p>2 加圧送水装置</p> <p>(1) (略) ア (略) (ア)から(ウ)まで (略) (イ) 建築物の屋上に加圧送水装置を設置する場合は、下階からの火災の影響を受けないよう、<u>主要構造部</u>を耐火構造とした建築物の屋上に設置すること。この場合、加圧送水装置と隣接する建築物若しくは工作物から 3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。◆ イ (略)</p> <p>(2) (略) ア (略) イ (略) (ア) (略) (イ) 共用の場合 同一敷地内に 2 以上の防火対象物 (<u>主要構造部</u>が耐火構造又は不燃材料で造られたものを除く。) がある場合で、当該防火対象物相互に、延焼のおそれのある部分が存するときは、当該防火対象物は 1 の防火対象物とみなす。 ウ (略)</p> <p>(3) (略) (4) (略) ア (略) イ 圧力水槽の構造は、水源水量が規定量充てんされたのち加圧されるもので、水槽内の圧力が低下したとき、自動的に加圧できる空気圧縮機又はこれに代<u>る</u>加圧装置を設けること。◆ ウ (略) エ (略)</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 配管等</p>	<p>2 加圧送水装置</p> <p>(1) (略) ア (略) (ア)から(ウ)まで (略) (イ) 建築物の屋上に加圧送水装置を設置する場合は、下階からの火災の影響を受けないよう、特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置すること。この場合、加圧送水装置と隣接する建築物若しくは工作物から 3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。◆ イ (略)</p> <p>(2) (略) ア (略) イ (略) (ア) (略) (イ) 共用の場合 同一敷地内に 2 以上の防火対象物 (特定主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られたものを除く。) がある場合で、当該防火対象物相互に、延焼のおそれのある部分が存するときは、当該防火対象物は 1 の防火対象物とみなす。 ウ (略)</p> <p>(3) (略) (4) (略) ア (略) イ 圧力水槽の構造は、水源水量が規定量充てんされたのち加圧されるもので、水槽内の圧力が低下したとき、自動的に加圧できる空気圧縮機又はこれに代<u>る</u>加圧装置を設けること。◆ ウ (略) エ (略)</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 配管等</p>

<p>(1) (略) (2) (略)</p> <p>ア 規則第12条第1項第6号チに規定する配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ<u>許容水量</u>は、次表に定めるもの以下とすること。◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用管径 (mm)</th> <th style="width: 85%;">管の受けもつ流水量 (ℓ/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。</p> <p><u>a 補助用高架水槽から主管までの配管は、1号消火栓が設けられるものは呼び径40A以上、2号消火栓が設けられるものは呼び径25A以上のものとすること。</u></p> <p><u>b 補助用高架水槽は、鋼板、ガラス繊維強化プラスチック又は、これと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造られたものとすること。</u></p> <p><u>c 有効水量は、100ℓ以上とし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けること。</u></p> <p><u>d 他の消防用設備等と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定水量のうち最大以上の量とすることができる。</u></p> <p><u>e 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウからサまで (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 屋内消火栓の位置等</p> <p>(1) (略) (2) 屋内消火栓箱の構造及び標示は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 標示及び灯火は、次によること。</p> <p>(ア) から(ウ)まで (略)</p> <p>(イ) 連結送水管の放水口を併設収納する屋内消火栓箱の表面には、アによる表示のほか、規則第31条項第4号による標識を設けること。</p> <p>規則第31条項第4号による標識とは、扉の下端から20cmの位置に幅5cm以上、長さ40cm以上の黄色表示（発光塗料又は発光テープ）を付すること。◆</p> <p>(3) (略) (4) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 非常電源</p> <p>第23非常電源設備_____によること。★</p> <p>9 令第32条の特例基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 非常動力装置は、次の各号に適合していること。</p> <p>a (略) b (略)</p> <p>c 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号口の規定に準じて設けること。</p> <p>d からfまで (略)</p>	使用管径 (mm)	管の受けもつ流水量 (ℓ/min)	40	130	50	260	<p>(1) (略) (2) (略)</p> <p>ア 規則第12条第1項第6号チに規定する配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ<u>流水量</u>は、次表に定めるもの以下とすること。◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用管径 (mm)</th> <th style="width: 85%;">管の受けもつ流水量 (ℓ/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。</p> <p><u>a 補助用高架水槽は、鋼板、ガラス繊維強化プラスチック又は、これと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造られたものとすること。</u></p> <p><u>b 有効水量は、100ℓ以上とし、当該水槽の水位が低下した場合に、_____自動的に給水できる装置を設けること。</u></p> <p><u>c 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウからサまで (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 屋内消火栓の位置等</p> <p>(1) (略) (2) 屋内消火栓箱の構造及び標示は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 標示及び灯火は、次によること。</p> <p>(ア) から(ウ)まで (略)</p> <p>(イ) 連結送水管の放水口を併設収納する屋内消火栓箱の表面には、アによる表示のほか、規則第31条第4号による標識を設けること。</p> <p>規則第31条第4号による標識とは、扉の下端から20cmの位置に幅5cm以上、長さ40cm以上の黄色表示（発光塗料又は発光テープ）を付すること。◆</p> <p>(3) (略) (4) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 非常電源</p> <p>第23非常電源設備_____によること。★</p> <p>9 令第32条の特例基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 非常動力装置は、次の各号に適合していること。</p> <p>a (略) b (略)</p> <p>c 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号口の規定に準じて設けること。</p> <p>d からfまで (略)</p>	使用管径 (mm)	管の受けもつ流水量 (ℓ/min)	40	130	50	260
使用管径 (mm)	管の受けもつ流水量 (ℓ/min)												
40	130												
50	260												
使用管径 (mm)	管の受けもつ流水量 (ℓ/min)												
40	130												
50	260												

	<p><u>建築物全体に設置が必要になる。</u></p> <p><u>また、階を令 8 条区画で分断する場合の取扱いについては、第 2 章第 6 令第 8 条に規定する区画及び共同区画等の取扱い 4 (3) によること。</u></p> <p><u>さらに、令第 11 条第 4 項の例によるため、固定消火設備（スプリンクラー等）を技術上の基準に従い設置した場合は代替可能となる。</u></p> <p><u>(1) 防火対象物の特定主要構造部（壁、柱、床、はり屋根及び階段）が耐火構造で施工されているもので、5 階以上の階の床面積の合計が 100 m²以下のもの</u></p> <p><u>(2) 防火対象物の特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で施工されているもので、5 階以上の階の床面積の合計が 200 m²以下のもの。</u></p> <p><u>(3) 防火対象物の特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の階の部分を床面積 100 m²、内装制限がされているものにあっては、床面積 200 m²以内ごとに市規則第 8 条の 2 の規定より区画されているもの。</u></p> <p><u>3 第 2 項の規定は、本条により設置する屋内消火栓設備の技術上の基準については、令第 11 条第 3 項及び第 4 項の例によることを定めたものである。</u></p>
<u>(以下 省略)</u>	<u>(以下 省略)</u>

第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;">第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）</p> <p>2 水源等 水源等は、第2屋内消火栓設備の技術基準3の規定によること。</p> <p>3 配管等 配管等は、第2屋内消火栓設備の技術基準4の規定によること。</p> <p>4 配線等 配線等は、第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定によるほか、次によること。 天井設置型消火栓の降下装置を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の間の配線は、第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。◆</p> <p>5 屋内消火栓箱等 屋内消火栓箱等は、令第11条第3項第1号イ、ロ、規則第12条第1項第1号から第3号及び屋内消火栓設備の屋内消火栓の基準（平成25年消防庁告示2号）によるほか、次によること。 (1) 易操作性1号消火栓の位置は、第2屋内消火栓設備の技術基準6(1)の規定を準用する。◆ (2) (略) (3) (略) (4) 設置方法は、次によること。 ア 標示及び灯火は、規則第12条第1項第3号、第2屋内消火栓設備の技術基準1(6)、5(2)イ(ア)、(ウ)及び(エ)の規定によること。 イ 1号消火栓を設置する場合にあっては、努めて易操作性1号消火栓とすること。◆ なお、令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵し、取扱うものについては、努めて1号消火栓を設置すること。◆ ウ (略) エ (略) (5) (略)</p> <p>6 凍結防止 第2屋内消火栓設備の技術基準7の規定を準用する。◆</p> <p>7 非常電源 第2・3非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>8 (略)</p> <p>9 総合操作盤 第2・5の2総合操作盤の技術基準によること。</p>	<p style="text-align: center;">第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）</p> <p>2 水源等 水源等は、第2屋内消火栓設備_____3の規定によること。</p> <p>3 配管等 配管等は、第2屋内消火栓設備_____4の規定によること。</p> <p>4 配線等 配線等は、第2屋内消火栓設備_____5の規定によるほか、次によること。 天井設置型消火栓の降下装置を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の間の配線は、第2屋内消火栓設備_____5の規定を準用する。◆</p> <p>5 屋内消火栓箱等 屋内消火栓箱等は、令第11条第3項第1号イ、ロ、規則第12条第1項第1号から第3号及び屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示2号）によるほか、次によること。 (1) 易操作性1号消火栓の位置は、第2屋内消火栓設備_____6(1)の規定を準用する。◆ (2) (略) (3) (略) (4) 設置方法は、次によること。 ア 標示及び灯火は、規則第12条第1項第3号、第2屋内消火栓設備_____2(6)、6(2)イ(ア)、(ウ)及び(エ)の規定によること。 イ 1号消火栓を設置する場合にあっては、努めて易操作性1号消火栓とすること。◆ なお、令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵し、取り扱うものについては、努めて1号消火栓を設置すること。◆ ウ (略) エ (略) (5) (略)</p> <p>6 凍結防止 第2屋内消火栓設備_____7の規定を準用する。◆</p> <p>7 非常電源 第2・3非常電源設備_____によること。★</p> <p>8 (略)</p> <p>9 総合操作盤 第2・5の2総合操作盤_____によること。</p>

第2の3 屋内消火栓設備（2号消火栓及び広範囲型2号消火栓）

岡山市消防設備等審査基準（旧）

岡山市消防設備等審査基準（新）

第2の3 屋内消火栓設備（2号消火栓及び広範囲型2号消火栓）

1 加圧送水装置

加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2の規定によるほか、次によること。

(1) 加圧送水装置の位置

第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)の規定によること。★

(2) ポンプを用いる加圧送水装置

第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)（イ(ア)及びウ(ア)を除く。）の規定によるほか、1号消火栓（第2に規定する屋内消火栓設備をいう。以下同じ。）と加圧送水装置を共用する場合のポンプの吐出量は次によること。

ア（略）

イ（略）

(3) 高架水槽を用いる加圧送水装置

前1(2)の規定によること。ただし、「第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)」は「第2屋内消火栓設備の技術基準2(3)」と読み替えるものとする。

(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置

前1(2)の規定によること。ただし、「第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)」は「第2屋内消火栓設備の技術基準2(4)」と読み替えるものとする。

(5)（略）

(6) 起動表示灯は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(6)の規定によること。

2 水源等

第2屋内消火栓設備の技術基準3の規定によること。

3 配管等

規則第12条第2項第2号及び第2屋内消火栓設備の技術基準4によること。

4 配線等

(1) 第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。

(2) 天井設置型消火栓等（2号消火栓及び補助散水栓のうち天井に設置するもの。）のノズル等を降下させるための装置（以下「降下装置」という。）を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の配線は、第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。

5 屋内消火栓箱等

第2屋内消火栓設備の技術基準6（(3)イを除く。）によるほか、次によること。

ただし、「令第11条第3項第1号イ、ロ」を「令第11条第3項第2号イ」に、「易操作性1号消火栓」を「2号消火栓」にそれぞれ読み替えるものとする。屋内消火栓箱は、品質評価品を使用すること。★

6 凍結防止

第2屋内消火栓設備の技術基準7の規定を準用する。◆

7 非常電源

第2・3非常電源設備の技術基準によること。

8 令第32条の特例基準

第2屋内消火栓設備の技術基準9(1)、(2)エ及び(3)の規定を準用するほか、次によること。

(1)（略）

(2)（略）

9（略）

10 総合操作盤

第2・5の2総合操作盤の技術基準によること。

第2の3 屋内消火栓設備（2号消火栓及び広範囲型2号消火栓）

岡山市消防設備等審査基準（新）

1 加圧送水装置

加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備_____2の規定によるほか、次によること。

(1) 加圧送水装置の位置

第2屋内消火栓設備_____2(1)の規定によること。★

(2) ポンプを用いる加圧送水装置

第2屋内消火栓設備_____2(2)（イ(ア)及びウ(ア)を除く。）の規定によるほか、1号消火栓（第2に規定する屋内消火栓設備をいう。以下同じ。）と加圧送水装置を共用する場合のポンプの吐出量は次によること。

ア（略）

イ（略）

(3) 高架水槽を用いる加圧送水装置

前1(2)の規定によること。ただし、「第2屋内消火栓設備_____2(2)」は「第2屋内消火栓設備_____2(3)」と読み替えるものとする。

(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置

前1(2)の規定によること。ただし、「第2屋内消火栓設備_____2(2)」は「第2屋内消火栓設備_____2(4)」と読み替えるものとする。

(5)（略）

(6) 起動表示灯は、第2屋内消火栓設備_____2(6)の規定によること。

2 水源等

第2屋内消火栓設備_____3の規定によること。

3 配管等

規則第12条第2項第2号及び第2屋内消火栓設備_____4によること。

4 配線等

(1) 第2屋内消火栓設備_____5の規定を準用する。

(2) 天井設置型消火栓等（2号消火栓及び補助散水栓のうち天井に設置するもの。）のノズル等を降下させるための装置（以下「降下装置」という。）を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の配線は、第2屋内消火栓設備_____5の規定を準用する。

5 屋内消火栓箱等

第2屋内消火栓設備_____6（(3)イを除く。）によるほか、次によること。

ただし、「令第11条第3項第1号イ、ロ」を「令第11条第3項第2号イ」に、「易操作性1号消火栓」を「2号消火栓」にそれぞれ読み替えるものとする。屋内消火栓箱は、品質評価品を使用すること。★

6 凍結防止

第2屋内消火栓設備_____7の規定を準用する。◆

7 非常電源

第2・3非常電源設備_____によること。

8 令第32条の特例基準

第2屋内消火栓設備_____9(1)、(2)エ及び(3)の規定を準用するほか、次によること。

(1)（略）

(2)（略）

9（略）

10 総合操作盤

第2・5の2総合操作盤_____によること。

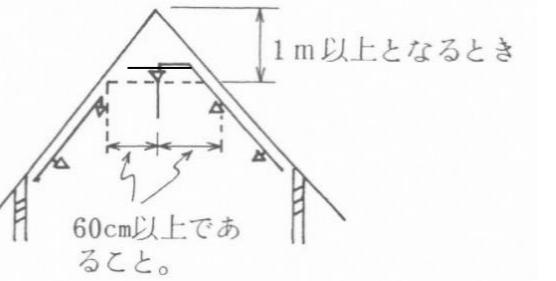
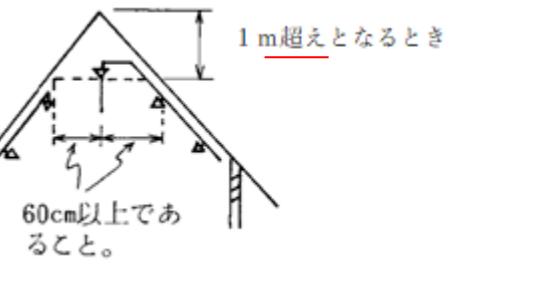
第2の4 パッケージ型消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;">第2の4 パッケージ型消火設備</p> <p>パッケージ型消火設備は、平成16年消防庁告示第12号（以下「平成16年告示12号」という。）の規定によるほか、次によること。</p> <p>1 設置要件 平成16年告示12号中の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は隨時容易に開放できる開口部を有しない場所を指し、第5泡消火設備の技術基準I 8の規定を準用するほか、消防長又は消防署長の認める場所とする。</p> <p>2 設置機器 パッケージ型消火設備は、認定品を用いること。★</p>	<p style="text-align: center;">第2の4 パッケージ型消火設備</p> <p>パッケージ型消火設備は、平成16年消防庁告示第12号（以下「平成16年告示12号」という。）の規定によるほか、次によること。</p> <p>1 設置要件 平成16年告示12号中の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は隨時容易に開放できる開口部を有しない場所を指し、第5泡消火設備_____I 8の規定を準用するほか、消防長又は消防署長の認める場所とする。</p> <p>2 設置機器 パッケージ型消火設備は、認定品を用いること。★</p>

第3 スプリンクラー設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第3 スプリンクラー消火設備	
第3 スプリンクラー設備	
I 共通事項	I 共通事項
1 加圧送水装置	1 加圧送水装置
(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)の規定を準用する。★	(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備_____2(1)の規定を準用する。★
(2) ポンプを用いる加圧送水装置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)アの規定を準用するほか、次によること。 ア ポンプの吐出量 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) 共用の場合 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)イ(イ)の規定を準用する。 (エ) (略) イ ポンプの全揚程 (ア) (略) (イ) 高層建築物に設ける2次ポンプ 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)ウ(イ)の規定を準用する。この場合の中間水槽は第19連結送水管の技術基準6(3)キの規定を準用すること。◆	(2) ポンプを用いる加圧送水装置 第2屋内消火栓設備_____2(2)アの規定を準用するほか、次によること。 ア ポンプの吐出量 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) 共用の場合 第2屋内消火栓設備_____2(2)イ(イ)の規定を準用する。 (エ) (略) イ ポンプの全揚程 (ア) (略) (イ) 高層建築物に設ける2次ポンプ 第2屋内消火栓設備_____2(2)ウ(イ)の規定を準用する。この場合の中間水槽は第19連結送水管_____6(3)カの規定を準用すること。◆
(3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(4)イからエまでの規定を準用すること。★	(3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備_____2(4)イからエまでの規定を準用すること。★
(4) (略)	(4) (略)
(5) 耐震措置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定によること。	(5) 耐震措置 第2屋内消火栓設備_____2(7)の規定によること。
2 水源等	2 水源等
水源等は、規則第13条の6の規定及び第2屋内消火栓設備の技術基準3(2)から(5)の規定を準用するほか、次によること。 なお、スプリンクラー設備の比較については、別記2を参考とする。	水源等は、規則第13条の6の規定及び第2屋内消火栓設備_____3(2)から(5)の規定を準用するほか、次によること。 なお、スプリンクラー設備の比較については、別記2を参考とする。
(1) (略) (2) (略) (3) スプリンクラー設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ただし書きの規定によること。	(1) (略) (2) (略) (3) スプリンクラー設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、第2屋内消火栓設備_____3(1)ただし書きの規定によること。
(4) (略)	(4) (略)
3 配管等	3 配管等
(1) 材質 第2屋内消火栓設備の技術基準4(1)の規定によること。	(1) 材質 第2屋内消火栓設備_____4(1)の規定によること。
(2) 構造 ア 第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)イからサまで(イ)(ア)aを除く。の規定を準用する。◆ イ (略) ウ 配水管の口径又は直接ヘッドが設けられている枝管の口径とヘッドの関係は、放水量、放水圧力が規定の数値以上とすることのほか、次表によること。◆ この場合において、補助散水栓は、一のヘッドとみなして含むものとし、補助散水栓に至る配管は、呼び径25A以上のものとすること。◆	(2) 構造 ア 第2屋内消火栓設備_____4(2)イからサまで_____の規定を準用する。◆ イ (略) ウ 配水管の口径又は直接ヘッドが設けられている枝管の口径とヘッドの関係は、放水量、放水圧力が規定の数値以上とすることのほか、次表によること。(適用を受けるのは、最大同時開放個数までとする。)◆ この場合において、補助散水栓は、一のヘッドとみなして含むものとし、補助散水栓に至る配管は、呼び径25A以上のものとすること。◆
(3) (略)	(3) (略)

(4) (略)	(4) (略)
4 送水口	4 送水口
(1) 位置 ア (略) イ (略) ウ 送水口の前面には、 <u>消防用ホースの送水時の曲りを考慮した 2m以上</u> の空間を確保すること。ただし、送水口の結合金具が自在式の構造のもの又は自在式の結合金具を附置したものは、この限りでない。◆	(1) 位置 ア (略) イ (略) ウ 送水口の前面には、 <u>送水口を中心とした幅 1 m、送水口の前面 2 m</u> の空間を確保すること。ただし、送水口の結合金具が自在式の構造のもの又は自在式の結合金具を附置したものは、この限りでない。◆
(2) 構造等 ア (略) イ 送水口は、ヘッドの設置されている階の警戒面積が 3,000 m ² を超えるごとに 1 個以上増設すること。 ただし、最大設置個数は 3 個とする。◆ ウからカまで (略)	(2) 構造等 ア (略) イ <u>送水口の数は、ヘッドの同時開放個数に応じて必要な加圧送水装置の吐出量(単位はm³/m i nとする。)</u> <u>を 1.8 で除して得た値(端数は、切り上げること。)の個数以上を設置すること。</u> ただし、最大設置個数は 3 個とする。◆ ウからカまで (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 標識 ア 規則第 14 条第 1 項第 6 号ホに規定する標識は、長辺 30 cm 以上、短辺 10 cm 以上で、赤地に白文字とすること <u>又は周囲と反対色とすること</u> 等、容易に識別できるものとすること。★ イ (略)	(4) 標識 ア 規則第 14 条第 1 項第 6 号ホに規定する標識は、長辺 30 cm 以上、短辺 10 cm 以上で、赤地に白文字とすること <u>又は周囲と反対色とすること</u> 等、容易に識別できるものとすること。★ イ (略)
5 制御弁及び自動警報装置	5 制御弁及び自動警報装置
(1)から(4)まで (略) (5) 階段室の場合は、 <u>(3)</u> の規定にかかわらず階段ごとに一の警戒区域とすることができます。◆ (6) (略) (7) (略)	(1)から(4)まで (略) (5) 階段室の場合は、 <u>前(4)</u> の規定にかかわらず階段ごとに一の警戒区域とすることができます。◆ (6) (略) (7) (略)
6 機能試験装置	6 機能試験装置
(1) (略) (2) 開放型ヘッドを用いる場合 ア ヘッドにより放水することができる場所は、令第 32 条の規定を適用し、規則第 14 条第 1 項第 1 号に規定する一斉開放弁又は手動式開放弁の作動を試験するための装置を設けないことができる。◆ イ (略)	(1) (略) (2) 開放型ヘッドを用いる場合 ア ヘッドにより放水することができる場所は、令第 32 条の規定を適用し、規則第 14 条第 1 項第 1 号に規定する一斉開放弁又は手動式開放弁の作動を試験するための装置を設けないことができる。◆ イ (略)
7 配線等	7 配線等
第 2 屋内消火栓 の技術基準 5 の規定を準用する。★	第 2 屋内消火栓 設備 5 の規定を準用する。★
8 凍結防止	8 凍結防止
第 2 屋内消火栓設備の基準 7 の規定を準用する。◆	第 2 屋内消火栓設備 7 の規定を準用する。◆
9 非常電源	9 非常電源
第 2 3 非常電源設備の技術基準によること。★	第 2 3 非常電源設備 によること。★
10 総合操作盤	10 総合操作盤
第 2 5 の 2 総合操作盤の技術基準によること。	第 2 5 の 2 総合操作盤 によること。
11 (略)	11 (略)
12 補助散水栓	12 補助散水栓
(1)から(3)まで (略) (4) 令第 32 条の特例 第 2 の 3 屋内消火栓設備 (2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓) の技術基準第 8 (1) 及び(2)の規定を準用する。◆ (5) 補助散水栓には起動表示灯を設けること。なお、起動表示灯については、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 2 (6) を準用する。	(1)から(3)まで (略) (4) 令第 32 条の特例 第 2 の 3 屋内消火栓設備 (2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓) 8 (1) 及び(2)の規定を準用する。◆ (5) 補助散水栓には起動表示灯を設けること。なお、起動表示灯については、第 2 屋内消火栓設備 2 (6) を準用する。
II 閉鎖型スプリンクラー設備	II 閉鎖型スプリンクラー設備
1 (略)	1 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 ヘッドの設置要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 規則第13条の2第4項第1号イのただし書きの規定による場合、はり等によって散水障害とならない高さまでヘッドを下げ、ヘッドには_____次に掲げる集熱板を設けること。◆</p> <p>ア 集熱板の構造は金属製のものとし、その大きさは直径30cm以上のものとすること。</p> <p>イ 集熱板の下面よりデフレクターまでの距離は30cm以内とすること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>2 (略)</p> <p>3 ヘッドの設置要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 規則第13条の2第4項第1号イのただし書きの規定による場合、はり等によって散水障害とならない高さまでヘッドを下げ、当該ヘッドの感熱が上部ヘッドからの消火水により影響を受ける場合には、次に掲げる防護板を設けること。◆</p> <p>ア 防護板の構造は金属製のものとし、その大きさは直径30cm以上のものとすること。</p> <p>イ 防護板の下面よりデフレクターまでの距離は30cm以内とすること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 規則第13条の2第4項第1号ロ又は前(5)の場合において、給排気用ダクト、棚等（以下「ダクト等」という。）又は飾り天井の下方にヘッドを設けるもので、ダクト等又は飾り天井の上方に感熱継手（火災の感知と同時に弁体を開放し、開放型スプリンクラーヘッドに加圧水を供給する継手）を当該機器の仕様により設けた場合は、令第32条の規定を適用し、上方部分にヘッドを設けないことができる。</p> <p>ただし、ダクト等又は飾り天井の上方に可燃物が存する場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 傾斜した屋根又は天井に設けるヘッドは、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ</p>
<p>(6) 傾斜した屋根又は天井に設けるヘッドは、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ</p> 	
<p>(7) 開口部に設けるヘッドは、ヘッドの軸心からの離隔距離が、壁面に対して10cm以上、45cm以下となるように設けること。◆</p> <p>(8) ラック式倉庫にあっては、平成10年消防庁告示第5号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(9) 種別の異なるスプリンクラーヘッド（放水量、感度種別等）は火災発生時同時に作動することが想定される同一の区画内に設けないこと。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。</p> <p>(10) 小区画型ヘッドを設置する場合は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ _____ ヘッド相互の設置間隔が、3m以下とならないように設置すること。</p>	<p>(8) 開口部に設けるヘッドは、ヘッドの軸心からの離隔距離が、壁面に対して10cm以上、45cm以下となるように設けること。◆</p> <p>(9) ラック式倉庫にあっては、平成10年消防庁告示第5号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(10) 種別の異なるスプリンクラーヘッド（放水量、感度種別等）は火災発生時同時に作動することが想定される同一の区画内に設けないこと。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。</p> <p>(11) 小区画型ヘッドを設置する場合は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ _____ ヘッドを同一の宿泊室等に2以上設置する場合は、ヘッド相互の設置間隔が、3m以下とならないように設置すること。ただし、当該ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、隣接するヘッドの感熱部を濡らすおそれがないと認められる場合、被水防止措置を講じたヘッドを用いる場合又は遮水のための垂れ壁等を設けた場合は、この限りでない。</p>
<p>ウ (略)</p> <p>(11) 側壁型ヘッドは、宿泊室等、廊下、通路等（フロント、ロビー等を含む。）に設置することができるものであること。</p> <p>4 ヘッドの設置を要しない部分及びその取扱い</p> <p>(1) 放水による消火が不適当な用途や出火危険が少なく万一出火したとしても他に延焼する危険が少ない等としてヘッドの設置を要しない部分とは、規則第13条第3項の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(12) 側壁型ヘッドは、宿泊室等、廊下、通路等（フロント、ロビー等を含む。）に設置することができるものであること。</p> <p>4 ヘッドの設置を要しない部分及びその取扱い</p> <p>(1) 放水による消火が不適当な用途や出火危険が少なく万一出火したとしても他に延焼する危険が少ない等としてヘッドの設置を要しない部分とは、規則第13条第3項の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>

<p>ウ 規則第13条第3項第7号に規定するその他これらに類する室には、次の用に供する室が含まれるものであること。</p> <p>(ア)から(オ)まで (略)</p> <p>(カ) 医療機器に備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室及び霊安室。</p> <p>(キ)から(コ)まで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)によりヘッドの設置を要しない部分には、令第11条第4項の規定は適用されないため、屋内消火栓設備又は補助散水栓を有効に設置すること。</u> ただし、次のア又はイの部分は、令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備及び補助散水栓を設置しないことができる。★</p> <p>ア 規則第13条第3項<u>第6号及び第8号</u>に規定する部分 イ (略)</p>	<p>ウ 規則第13条第3項第7号に規定するその他これらに類する室には、次の用に供する室が含まれるものであること。</p> <p>(ア)から(オ)まで (略)</p> <p>(カ) 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室及び霊安室。</p> <p>(キ)から(コ)まで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前(1)及び前(2)によりヘッドの設置を要しない部分は、令第11条第4項におけるスプリンクラー設備の有効範囲内の部分には該当しないため、屋内消火栓設備の設置が必要な防火対象物にあっては、当該部分に屋内消火栓設備又は補助散水栓を有効に設置すること。</u> ただし、次のア又はイの部分は、令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備及び補助散水栓を設置しないことができる。★</p> <p>ア 規則第13条第3項<u>第1号、第5号、第6号、第8号及び第10号</u>に規定する部分 イ (略)</p>
<p>5 厨房室に対する特例基準</p>	<p>5 令第32条の特例基準</p>
<p>厨房設備が設置されている室で、厨房設備にフード等用簡易自動消火装置（平成5年12月10日消防予第331号「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」の消防庁予防課長通達に係るもの）をいう。以下「フード等用簡易自動消火装置」という。）が当該通達の設置基準に基づき設置される場合には、フード等用簡易自動消火装置の公称防護面積（1のフード等用簡易自動消火装置で当該機種に明示された有効に消火しうる範囲の面積をいう。）の範囲内の部分については、令第32条の規定を適用し、スプリンクラーへッドの設置を免除することができる。★</p>	<p><u>(1) 第2屋内消火栓設備9(4)の規定を準用する。</u></p>
<p>III 開放型スプリンクラー設備</p> <p>1 劇場等の舞台部及びスタジオ等に設けるスプリンクラー設備</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 起動装置等</p> <p>ア 火災感知のため閉鎖型ヘッドを使用する場合は、II 3の基準を準用するほか1のヘッドの感知区域は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分は20 m²、その他の防火対象物は15 m²とすること。 ◆</p> <p>イ 火災感知のため自動火災報知設備の感知器を使用する場合は、第10自動火災報知設備の技術基準2(3)から(7)の規定を準用する。◆</p>	<p><u>(2) 厨房設備が設置されている室で、厨房設備にフード等用簡易自動消火装置（平成5年12月10日消防予第331号「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」の消防庁予防課長通達に係るもの）をいう。以下「フード等用簡易自動消火装置」という。）が当該通達の設置基準に基づき設置される場合には、フード等用簡易自動消火装置の公称防護面積（1のフード等用簡易自動消火装置で当該機種に明示された有効に消火しうる範囲の面積をいう。）の範囲内の部分については、令第32条の規定を適用し、スプリンクラーへッドの設置を免除することができる。★</u></p>
<p>IV (略)</p>	<p>III 開放型スプリンクラー設備</p>
<p>V (略)</p>	<p>1 劇場等の舞台部及びスタジオ等に設けるスプリンクラー設備</p>
<p>VI 特定施設水道連結型スプリンクラー設備</p>	<p><u>(1)から(4)まで (略)</u></p>
<p>1 配管等</p>	<p>1 起動装置等</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>ア 火災感知のため閉鎖型ヘッドを使用する場合は、II 3の基準を準用するほか1のヘッドの感知区域は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分は20 m²、その他の防火対象物は15 m²とすること。 ◆</p>
<p>(2) 配管系統の範囲</p>	<p>イ 火災感知のため自動火災報知設備の感知器を使用する場合は、第10自動火災報知設備2(3)から(7)の規定を準用する。◆</p>
<p>水源（令第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあっては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーへッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあっては、水源から水道メーターまでの部分を除く。</p>	<p>IV (略)</p>
<p>(3) 配管構造</p>	<p>V (略)</p>
<p>ア ライニング</p>	<p>VI 特定施設水道連結型スプリンクラー設備</p>
<p>配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。イにおいて「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本工業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えない。</p>	<p>1 配管等</p>
<p>イ 壁裏</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。イにおいて「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本産業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えない。</p>	<p>2 配管系統の範囲</p>
<p>水源（令第12条第2項第3号の2により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあっては、水道事業者の敷設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーへッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあっては、水源から水道メーターまでの部分を除く。</p>	<p>水源（令第12条第2項第3号の2により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあっては、水道事業者の敷設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーへッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあっては、水源から水道メーターまでの部分を除く。</p>
<p>イ 配管等告示第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のもの」と</p>	<p>3 配管構造</p>
<p>ア ライニング</p>	<p>ア ライニング</p>
<p>配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。イにおいて「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本産業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えない。</p>	<p>配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。イにおいて「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本産業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えない。</p>

壁又は天井（内装仕上げを難燃材料でしたものに限る。）の裏面に設けられている配管、管継手及びバルブ類については、配管等告示第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しない。

2 内装制限

水源の水量及び当該性能の算定において、規則第13条の6第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号に規定する「火災予防上支障があると認められる場合」とは、内装仕上げを準不燃材料以外でした場合をいう。

- 3 末端試験弁
 - 4 加圧送水装置
 - 5 水源水量
 - 6 給水装置等
 - 7 電源
 - 8 使用不能時の対策

は、次のいずれかに該当する配管等をいう。

- (ア) 壁又は天井(内装仕上げを難燃材料としたものに限る。)の裏面に設けるもの
(イ) 厚さ50mm以上のロックウールで覆われたもの

- 2 末端試験弁
 - 3 加圧送水装置
 - 4 水源水量
 - 5 給水装置等
 - 6 電源
 - 7 使用不能時の対応
 - 8 令第32条の特例

- #### (1) 水道と連結していないスプリンクラー設備の取扱い

水道の用に供する水管に連結されていないスプリンクラー設備であって、水源や加圧送水装置等により、放水量及び放水圧力等特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要とされる性能が確保されるものにあっては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等以上の性能を有するものとして、令第32条の規定を適用して差し支えない。

- ## (2) 屋内消火栓設備の設置を要する防火対象物の取扱い

屋内消火栓設備の設置義務が生じる場合において、スプリンクラーヘッドの有効範囲外については屋内消火栓設備の設置が必要になるが、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、建物関係者が入居者の避難支援に専念し、その時間を稼ぐ目的であることを踏まえ、令第32条の規定を適用し設置を要しないものとして差し支えない。

VII 付加設置（岡山市火災予防条例）

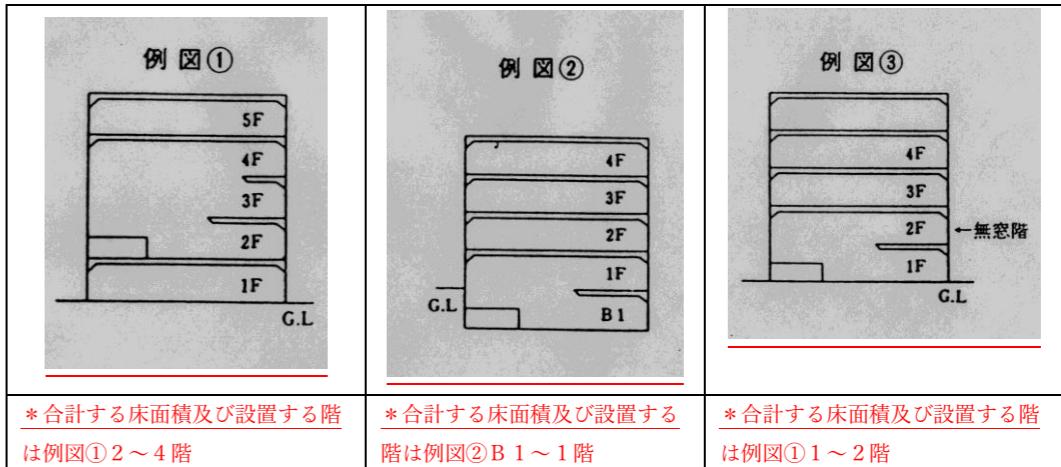
	<p><u>(スプリンクラー設備に関する基準)</u></p> <p>第37条の2 次に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(12)項に掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分（これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。以下「スタジオ部分」という。）の床面積が、地階、無窓階又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項に掲げるものにあつては1,500平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 令別表第1に掲げる建築物の11階未満の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの</p> <p>(4) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物</p> <p>(5) 令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物</p> <p>2 前項の規定より設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次によらなければならない。</p> <p>(1) スプリンクラーヘッドは、前項に掲げる防火対象物の階の天井又は小屋裏に、その各部 分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、前項第1号に掲げる階のうちスタジオ部分にあつては1.7メートル以下、同号に掲げる階のうちスタジオ部分以外の部分及び同項第2号から第5号までに掲げる階にあつては2.1メートル（耐火建築物の階にあつては2.3メートル）以下となるように設けること。</p> <p>(2) 前項第1号の規定により設けるスプリンクラーヘッドのうちスタジオ部分に設置するものは、開放型のものとすること。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項第3号から第8号まで及び第3項並びに消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第13条から第13条の4まで、第13条の5（第1項及び第2項を除く。）、第13条の6及び第14条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>【解説】 本条は、令第12条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対してスプリンクラー設備の設置基準を規定したものである。 1 第1項各号は、スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物を規定している。</p>
--	--

(1) 第1号から第3号までにおいて、主たる用途に供する部分(第2章 第1 2 「項ごとの適応事項」表1-2(イ)欄に掲げる用途に供する部分をいう。)の床面積が規定の面積以上となった場合には、その部分以外の他の用途部分も含めて当該階全体に設置しなければならない。

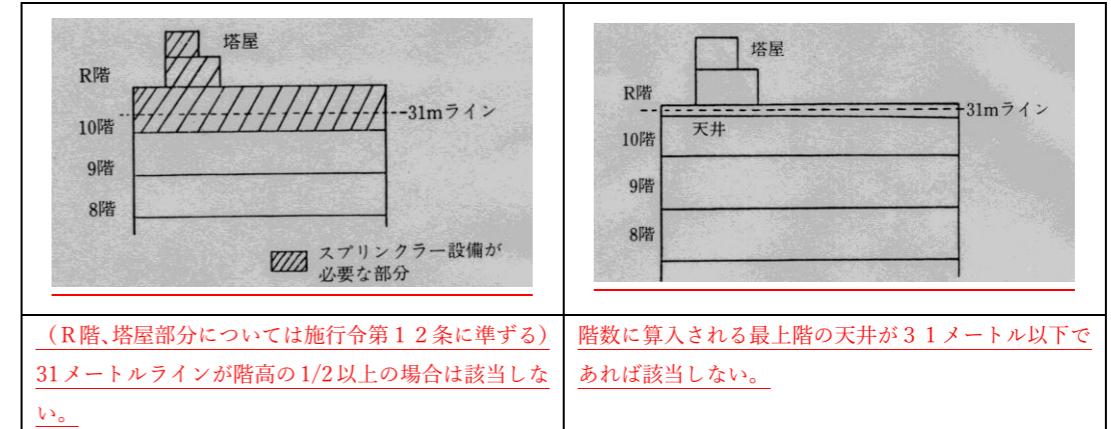
(2) 第2号の「防火対象物の2以上の階」とは、2階以上の階ではなく、2の階にまたがる階のことをいい、「～に達する吹き抜け部分を共有するもの」とは、下図に示すように吹き抜け部分を共有するいずれかの階が、地階、無窓階又は4階以上の階である場合をいう。

次の例図により説明すると、合計する床面積及び設置する階は、例図①は2～4階、例図②はB1階と1階、例図③は1階と2階となる。

下に例図を示すが、建築基準法施行令第112条第9項(防火区画)に該当する区画を設ければ、各階において吹き抜け部分を共有することとなる。



(4) 第3号の「地盤面からの高さが31メートルを超えるもの」とは、下図のとおり階の床面が31メートルをこえるものに適用する。なお、この場合の設置義務部分は、その該当階のみである。



(5) 第4号の「地下街」とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものであり、令別表第1(16の2)項に該当するものである。ただし、本号では、公用の地下道部分は除外しているため、当該部分にはスプリンクラー設備を設置する必要はない。ただし、地下街、準地下街については、面積に関係なく設置必要。

2 第2項の規定は、本条により設置するスプリンクラー設備の技術上の基準について規定したものである。

(1) 第1項の規定は、スプリンクラーヘッドの種類及び水平距離を定めたものである。
ア 「スタジオ部分」とは、映画又はテレビの撮影の用に供する部分(これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む)のことであり、当該部分には、開放型スプリンクラーヘッドを設け、かつ、当該ヘッドは各部分から17m以下となるように設置しなければならない。ただし、取付け面の高さが、8m未満の部分に設けるものにあっては、第44条の規定を適用し、閉鎖型スプリンクラーヘッドとすることができます。

	<p>※この場合、放水型ヘッドの代替はできない。</p> <p>イ 「スタジオ部分に設置するものは開放型」とは、映画又はテレビの撮影の用に供する部分でスプリンクラーヘッドの取り付け面が8メートル以上の部分には、開放型を設置し、8メートル以下の部分には閉鎖型を設置することとする。</p> <p>ウ 第1項第1号に該当する階でスタジオ部分以外の部分及び同項第2号から第4号までに該当する階にあっては、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを設け、各部分から耐火建築物以外の建築物にあっては2.1m以下、耐火建築物にあっては2.3m以下の距離となるよう設置しなければならない。なお、スプリンクラーヘッドの水平距離については、条例第37条第2項第1号のとおりで、令第12条第2項第2号を準用することはできない。</p> <p>エ 床面積を算定する場合、規則第13条第1項第1号、第2号に該当する部分は除外すること。</p> <p>オ 条例では、放水型ヘッドの設置については定義していないが、スタジオ部分以外の天井高が6メートル及び8メートル以上の場合は放水型ヘッドを指導るべきである。また、性能評定によりヘッドの水平距離を計算する場合は法令に準ずることを考慮すること。</p>
(以下 省略)	(以下 省略)

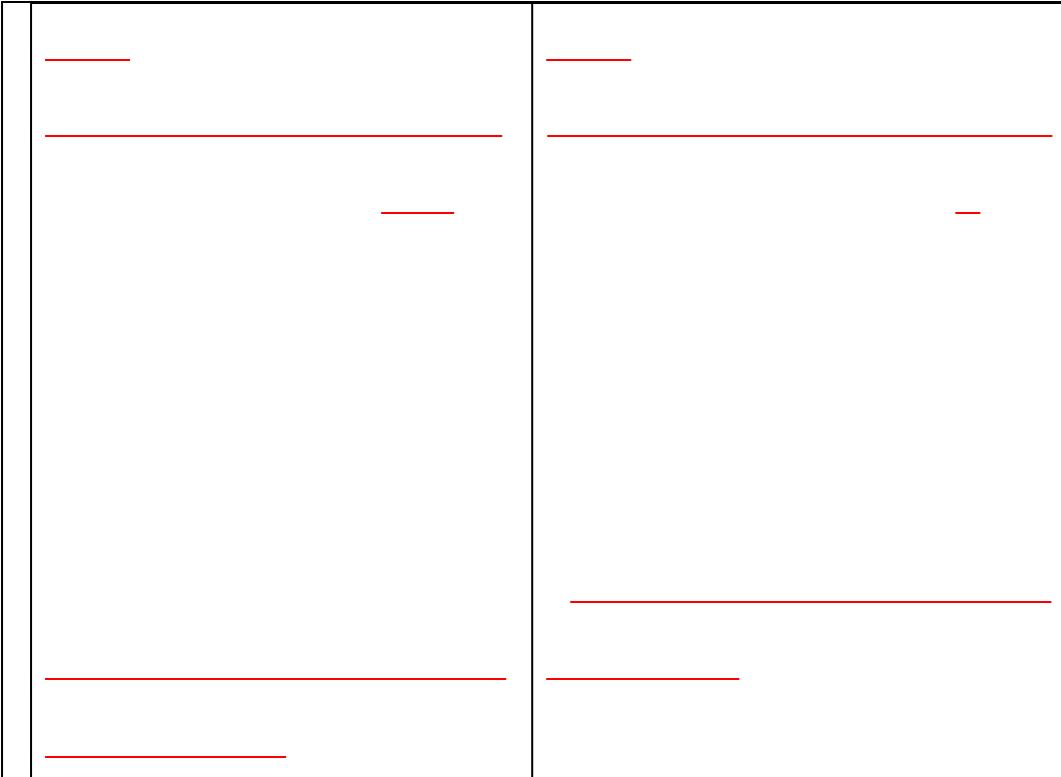
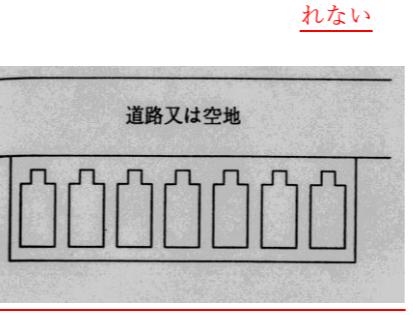
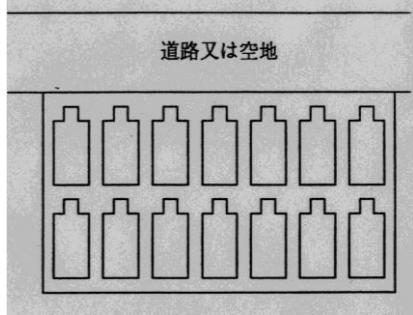
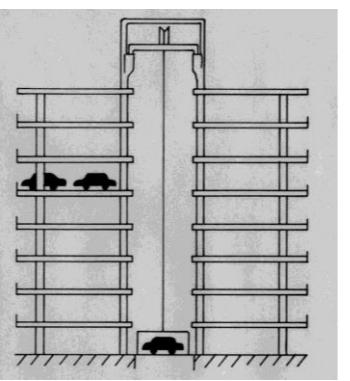
第3の2 パッケージ型自動消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;">第3の2 パッケージ型自動消火設備</p> <p>1 位置 平成16年告示13号第5第8号に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所」とは、第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)アの規定を準用する。★</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設置方法</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 起動用感知器は、専用とし、規則第23条第4項の規定及び第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)オを準用すること。★</p> <p>4 (略)</p> <p>5 補助散水栓等の代替 平成16年告示13号第3ただし書きの規定により、パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分（規則第13条第3項に掲げる部分）に、パッケージ型消火設備のI型又はII型を、平成16年消防庁告示第12号第4により設置する場合には、令第32条の規定を適用し、補助散水設備又は屋内消火栓設備を設置しないことができる。 ただし、規則第13条第3項第1号及び第5号に掲げる部分であって、可燃物が少なく、当該部分のいずれかで火災が発生したとしても、スプリンクラーヘッドの警戒範囲の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内のものであれば、「煙が著しく充満するおそれがある場所」には当たらないと解されるため、令第32条の規定の適用は要しない。</p>	<p style="text-align: center;">第3の2 パッケージ型自動消火設備</p> <p>1 位置 平成16年告示13号第5第8号に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所」とは、第2屋内消火栓設備_____2(1)アの規定を準用する。★</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設置方法</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 起動用感知器は、専用とし、規則第23条第4項の規定及び第6不活性ガス消火設備_____II 1(4)オを準用すること。★</p> <p>4 (略)</p> <p>5 補助散水栓等の代替 パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分（規則第13条第3項に掲げる部分）に、パッケージ型消火設備のI型又はII型を、平成16年消防庁告示第12号第4により設置する場合には、令第32条の規定を適用し、補助散水設備又は屋内消火栓設備を設置しないことができる。 ただし、規則第13条第3項第1号及び第5号に掲げる部分であって、可燃物が少なく、当該部分のいずれかで火災が発生したとしても、スプリンクラーヘッドの警戒範囲の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内のものであれば、「煙が著しく充満するおそれがある場所」には当たらないと解されるため、令第32条の規定の適用は要しない。</p>

第4 水噴霧消防設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）		岡山市消防設備等審査基準（新）																			
第4 水噴霧消火設備		第4 水噴霧消火設備																			
1 加圧送水装置	加圧送水装置は、令第14条第5号、規則第16条第3項第3号（ホ、ヘを除く。）、規則第17条第2項及び平成9年消防庁告示第8号の規定並びに第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)、(2)ア、イ及び(7)によること。★	1 加圧送水装置	加圧送水装置は、令第14条第5号、規則第16条第3項第3号（ホ、ヘを除く。）、規則第17条第2項及び平成9年消防庁告示第8号の規定並びに第2屋内消火栓設備_____2(1)、(2)ア、イ及び(7)によること。★																		
2 水源等	水源等は、令第14条第1項第4号、規則第16条第2項及び規則第17条第3項の規定によるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ただし書き及び(2)から(5)までによること。★	2 水源等	水源等は、令第14条_____第4号、規則第16条第2項及び規則第17条第3項の規定によるほか、第2屋内消火栓設備_____3(1)ただし書き及び(2)から(5)までによること。★																		
3 (略)		3 (略)																			
4 配管等	配管等は、規則第16条第3項第2号の2及び規則第16条第3項第3号への規定によるほか、第3スプリンクラー設備の技術基準I3によること。★	4 配管等	配管等は、規則第16条第3項第2号の2及び規則第16条第3項第3号への規定によるほか、第3スプリンクラー設備_____I3によること。★																		
5 配線等	第2屋内消火栓設備の技術基準5(1)及び(2)の規定を準用する。★	5 配線等	第2屋内消火栓設備_____5(1)及び(2)の規定を準用する。★																		
6 非常電源	第2・3非常電源設備の技術基準によること。★	6 非常電源	第2・3非常電源設備_____によること。★																		
7 制御弁	制御弁は、規則第16条第3項第4号の規定によるほか、第3スプリンクラー設備_____の技術基準I5によること。★	7 制御弁	制御弁は、規則第16条第3項第4号の規定によるほか、第3スプリンクラー設備_____I5によること。★																		
8 起動装置等	(1) 規則第16条第3項第3号ホイただし書きの「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」とは、第3スプリンクラー設備の技術基準I1(4)アの規定を準用すること。 ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合のヘッドの設置要領は、第3スプリンクラー設備の技術基準II3((4)及び(7)から(11)を除く。)及びIII1(5)アの規定を準用する。◆ イ (略) ウ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動する場合の設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第10自動火災報知設備の技術基準2(3)から(7)の規定を準用する。◆	8 起動装置等	(1) 規則第16条第3項第3号ホイただし書きの「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」とは、第3スプリンクラー設備_____I1(4)アの規定を準用すること。 ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合のヘッドの設置要領は、第3スプリンクラー設備_____II3((4)及び(7)から(11)を除く。)及びIII1(5)アの規定を準用する。◆ イ (略) ウ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動する場合の設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第10自動火災報知設備_____2(3)から(7)の規定を準用する。◆																		
(2) 手動式の起動装置は、第3スプリンクラー設備の技術基準I1(4)ウによること。	(2) 手動式の起動装置は、第3スプリンクラー設備_____I1(4)ウによること。	9 (略)	9 (略)																		
10 凍結防止	第2屋内消火栓設備の技術基準7の規定を準用する。◆	10 凍結防止	第2屋内消火栓設備_____7の規定を準用する。◆																		
11 総合操作盤	第2・5の2総合操作盤の技術基準によること。	11 総合操作盤	第2・5の2総合操作盤_____によること。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 100px;"></td><td style="height: 100px;"></td></tr> </table>												<p>12 付加設置（岡山市火災予防条例）</p> <p style="text-align: center;">(水噴霧消火設備等に関する基準)</p> <p>第38条 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、粉末消火設備又はこれらと同等と消防長が認める消火設備のうち、それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">防火対象物又はその部分</th> <th style="text-align: center;">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令別表第1各項に掲げる防火対象物で、次に掲げるもの</td> <td>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備</td> </tr> <tr> <td>(1) 駐車の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以上の防火対象物（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることは粉末消火設備ができるものを除く。）</td> <td>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備</td> </tr> <tr> <td>(2) 吹抜け部分を共有する防火対象物で2以上の階で、駐車の用に</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		防火対象物又はその部分	消火設備	令別表第1各項に掲げる防火対象物で、次に掲げるもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備	(1) 駐車の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以上の防火対象物（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることは粉末消火設備ができるものを除く。）	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備	(2) 吹抜け部分を共有する防火対象物で2以上の階で、駐車の用に	
防火対象物又はその部分	消火設備																				
令別表第1各項に掲げる防火対象物で、次に掲げるもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備																				
(1) 駐車の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以上の防火対象物（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることは粉末消火設備ができるものを除く。）	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備																				
(2) 吹抜け部分を共有する防火対象物で2以上の階で、駐車の用に																					

				<u>供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	
				令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる <u>もの</u>	<u>不活性ガス消火設備又は粉末消火設備</u>
				(1) 油入機器を使用する特別高圧変電設備又は無人変電設備のある 場所	<u>未消火設備</u>
				(2) 油入機器を使用する全出力1,000キロワット以上の高圧又 は低圧の変電設備のある場所	
				(3) 全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所	
				令別表第1各項に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷藏室の部分で、 床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷藏室の 用途に供する部分	<u>不活性ガス消火設備</u>
				2 前項の規定により無人変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備又は粉末消火設備 は、移動式以外のものとし、かつ、当該設備には自動式起動装置を設けなければならない。	
				3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第18条までの規定及び省令第16条から第21条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。	
				【解説】	
				本条は、令13条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対してその用途、規模に応じて水噴霧消火設備等の設置基準等を規定したものである。	
				また、「これらと同等と消防長が認める消火設備」とは、本条に該当し消火設備を設置する際、表記の消火設備以外のもの（パッケージ消火設備、泡消火設備等）を条例第44条の規定により設置可能であることを明記しているものとする。	
				1 第1項表上欄について	
				(1) 第1号の適応対象は、令別表第1各号に掲げる防火対象物であり、駐車の用に供する部分の面積が700m ² 以上のものが対象となる。	
				また、「駐車の用に供する部分」とは、駐車する部分とこれに接する車路を含めたものをいう。ただし、道路から駐車場に至る傾斜路、進入路等で、自動車の通行にのみ供する部分は含まないものとする。	
				(2) 「床面積の合計」とは、1の防火対象物に複数の駐車の用に供する部分が存する場合は、その合計が700m ² あれば該当するが、相互に隔たった位置にあり延焼拡大のおそれがない場合は条例第44条の規定を適用し免除することができる。	
				(3) 「駐車するすべての車両が同時に屋外でできる構造」とは、車両が一列又は二列に並列して駐車する車庫で、かつ前面空地又は道路が十分な幅員を有し、いずれの車両も他の車両に関係なく同時に屋外に完全に出られる場合をいう。	

	<p><u>例図①</u></p> <p>この場合前面にシャッターがあれば認められない</p>  <p>この場合の道路又は空地の幅員は車両2台分以上が望ましい。</p>	<p><u>例図②</u></p> <p>この場合前面にシャッターがあれば認められなさい</p>  <p>この場合の道路又は空地の幅員は車両1台分以上が望ましい。</p>
<p>(4) 第2号の適用を受けるものは、主として昇降機によって車両を各階まで昇降させ、駐車位置まで自走又は機械装置によって車両を移動させるものをいう。</p> <p>この種類の駐車場については、車両の収容台数に関係なく駐車の用に供する部分の床面積の合計が200m^2以上となれば本条の適用を受ける。</p> <p>また、「吹き抜け部分を共用する」とは、主として、昇降機によって車両を各階まで昇降させ、駐車位置まで自走又は機械装置によって車両を移動させるものをいう。</p> <p>さらに、自走式の駐車場でも2以上の階で、駐車の用に供する部分の床面積の合計が200m^2以上となれば適用される。</p> <p><u>例図</u></p>  <p>2 第1項表中欄について</p> <p>(1)「油入機器を使用する」とは、主遮断機、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等主要な機器の全部又は一部に電気絶縁油を使用したものをいう。乾式のもの（冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの）は含まれない。</p>		

	<p>(2) 「防火対象物に存する場所」とは、屋外にある場合は令別表第1に該当しない限り適用しない。また、屋上にある場合は全て適用する。</p> <p>3 第1項表下欄について</p> <p>(1) 「床面積の合計」とは、1の防火対象物に複数の冷蔵、冷凍庫の用に供する部分が存する場合は、その合計が500m^2あれば該当するが、相互に隔たった位置にあり延焼拡大のおそれがない場合は条例第44条の規定を適用し免除することができる。</p> <p>(2) 「冷凍庫又は冷蔵庫」とは、倉庫業法施行規則に規定される常時摂氏10度以下に保たれているものとする。</p> <p>(3) この規定の適用を受ける冷凍室又は冷蔵室の不活性ガス消火設備は、第6不活性ガス消火設備V及びVIによる。</p> <p>4 第2項の規定は、無人変電設備のある場所に設ける消火設備の方式について規定したもので、同一敷地内に關係者が常時駐在していないものとする。ただし、次の場合は適用しない。</p> <p>(1) 夜間、休日等で断続的に無人状態となるもの。</p> <p>(2) 付近の別敷地等に關係者が常駐しているもの又は常時監視され、火災発生の場合、速やかに通報、連絡、初期消火体制がとられるもの。</p> <p>また、無人変電設備は、その特殊性から人が操作する移動式の設備は認めず、固定式設備とするように定めたものである。</p> <p>この場合、自動式起動装置には、保守等の点検のため立ち入る場合の人命危険を避けるため、自動・手動切替装置を設けること。</p> <p>5 第3項の規定は、本条により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置及び維持についての技術上の基準を定めたものであり、令第14条から第18条のそれぞれに規定する例により設置し、及び維持しなければならないとしている。</p> <p>また、「令第14条から第18条までの規定」とは、規則第16条から第21条までの規定を含むものとする。</p>
--	---

(以下 省略)

(以下 省略)

第5 泡消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第5 泡消火設備	
<p>I 共通事項</p> <p>1 加圧送水装置</p> <p>(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)の規定を準用する。◆</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 ポンプを用いる加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号ハの規定及び第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)アによるほか、次によること。★ ア ポンプの吐出量 (ア) (略) (イ) 共用する場合 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)イ(イ)の規定によること。 イ ポンプの全揚程★ ポンプの全揚程は、規則第18条第4項第9号ハ(ロ)及び平成20年消防庁告示第32号の規定によるほか、消防用ホースの摩擦損失水頭は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)ウ(ア)の規定を準用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号ロの規定及び第2屋内消火栓設備の技術基準2(4)イからエまでによるほか、加圧送水装置の吐出量は、(2)アのポンプ吐出量を充足すること。</p> <p>(5) 起動装置 ア 自動式起動装置は、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動するものとし、第4水噴霧消火設備の技術基準8(1)を準用すること。 イ 手動式の起動装置は、次によること。 (ア) 規則第18条第4項第10号ロ(ホ)に規定する標識は、第3スプリンクラー設備の技術基準I 4(4)アの規定を準用すること。★ ただし、赤色の保護装置を設けたときは5cm×15cm以上とすることができます。◆ (イ) (略) (ウ) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 加圧送水装置の耐震措置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定によること。★</p> <p>2 水源等</p> <p>(1) 泡消火設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、各設備の規定放水量に放水時分を乗じて得た水量を、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)_____の規定を準用して算出した水量以上とすること。◆</p> <p>(2) 水槽等については、第2屋内消火栓設備の技術基準3(2)から(5)までの規定を準用する。◆</p> <p>3 配管等</p> <p>(1) 材質 第2屋内消火栓設備の技術基準4(1)の規定によるほか、泡消火薬剤又は泡水溶液に常時接している配管についても、規則第18条第4項第8号の規定を準用すること。★</p> <p>(2) 構造 第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)イからコの規定を準用すること。この場合、準用規定中の「屋内消火栓設備」を「泡消火設備」に読み替えるものとする。★ なお、配管の管径は圧力計算により算出された配管の呼び径以上とすること。この場合の流水量は、同時に</p>	<p>I 共通事項</p> <p>1 加圧送水装置</p> <p>(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備_____2(1)の規定を準用する。◆</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 ポンプを用いる加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号ハの規定及び第2屋内消火栓設備_____2(2)アによるほか、次によること。★ ア ポンプの吐出量 (ア) (略) (イ) 共用する場合 第2屋内消火栓設備_____2(2)イ(イ)の規定によること。 イ ポンプの全揚程★ ポンプの全揚程は、規則第18条第4項第9号ハ(ロ)及び平成20年消防庁告示第32号の規定によるほか、消防用ホースの摩擦損失水頭は、第2屋内消火栓設備_____2(2)ウ(ア)の規定を準用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号ロの規定及び第2屋内消火栓設備_____2(4)イからエまでによるほか、加圧送水装置の吐出量は、(2)アのポンプ吐出量を充足すること。</p> <p>(5) 起動装置 ア 自動式起動装置は、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動するものとし、第4水噴霧消火設備_____8(1)を準用すること。 イ 手動式の起動装置は、次によること。 (ア) 規則第18条第4項第10号ロ(ホ)に規定する標識は、第3スプリンクラー設備_____I 4(4)アの規定を準用すること。★ ただし、赤色の保護装置を設けたときは5cm×15cm以上とすることができます。◆ (イ) (略) (ウ) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 加圧送水装置の耐震措置 第2屋内消火栓設備_____2(7)の規定によること。★</p> <p>2 水源等</p> <p>(1) 泡消火設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、各設備の規定放水量に放水時分を乗じて得た水量を、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)_____2(2)イ(ア)及びbの規定を準用して算出した水量以上とすること。◆</p> <p>(2) 水槽等については、第2屋内消火栓設備_____3(2)から(5)までの規定を準用する。◆</p> <p>3 配管等</p> <p>(1) 材質 第2屋内消火栓設備_____4(1)の規定によるほか、泡消火薬剤又は泡水溶液に常時接している配管についても、規則第18条第4項第8号の規定を準用すること。★</p> <p>(2) 構造 第2屋内消火栓設備_____4(2)イからコの規定を準用すること。この場合、準用規定中の「屋内消火栓設備」を「泡消火設備」に読み替えるものとする。★ なお、配管の管径は圧力計算により算出された配管の呼び径以上とすること。この場合の流水量は、同時に</p>

<p>放射区域（隣接する2放射区域の最大合計面積をいう。以下同じ。）に設けられたすべてのヘッドを同時に開放した場合に、それぞれの配管に流れる水量とすること。◆</p> <p>4 送水口 地階又は無窓階に設置する泡消火設備（フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを用いたものに限る。）には、第3スプリンクラー設備の技術基準I 4（(2)ウは除く。）に準じ、送水口を設置すること。（フォームヘッドを用いる場合は、この限りでない。）◆ ただし、この場合、配管への接続は消火薬剤貯蔵タンクの二次側に逆止弁を設けて行うこと。◆</p> <p>5 自動警報装置 自動警報装置は、規則第18条第4項第12号の規定によるほか、第3スプリンクラー設備の技術基準I 5の規定を準用すること。◆</p> <p>6 機能試験装置 第3スプリンクラー設備の技術基準I 6の規定を準用する。◆</p> <p>7 (略)</p> <p>8 移動式とができる場所</p> <p>(1) 防護部分の壁面のうち、長辺の一辺_____が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されている場合。 なお、開放部分は、_____次のいずれも満たすものであること。（(3)を除き、(2)から(7)における開放部分についても同様とする。）</p> <p>(2) 防護部分の壁面4辺の上部50cm以上の部分（柱を除く。）が常時外気に直接開放されている場合。◆</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 地上階にある防護部分で、_____当該防護部分の外から手動又は遠隔操作により容易に（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）開放することができる排煙上有効な開口部分（外気に面する扉等）の有効面積の合計が床面積の20%以上のもの。◆ _____</p> <p>(5) 天井（天井のない場合は屋根）の高さが5mを超える場合（駐車場で機械装置により2段以上駐車する施設を除く。）◆ ア (略) イ 排煙上有効な開口部は、床面から天井（天井のない場合は屋根）までの高さの2分の1以上の部分に設けられていること。 ウ 開口部は、常時開放されているか、又は容易に_____開放できる構造を有していること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次のアからエの全ての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫。ただし、一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、次のアからエの基準にかかるわらず、それぞれ「一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成3年5月7日付消防予第84号）、「二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成6年6月16日付消防予第154号）、「三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成12年1月7日付消防予第3号）の例によることができる。 ア 建基法第68条の26に基づき、建基令第108条の3 第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。 イからエまで (略)</p> <p>9 配線 第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。★</p> <p>10 凍結防止 第2屋内消火栓設備の技術基準7の規定を準用する。◆</p>	<p>放射区域（隣接する2放射区域の最大合計面積をいう。以下同じ。）に設けられたすべてのヘッドを同時に開放した場合に、それぞれの配管に流れる水量とすること。◆</p> <p>4 送水口 地階又は無窓階に設置する泡消火設備（フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを用いたものに限る。）には、第3スプリンクラー設備_____I 4（(2)ウは除く。）に準じ、送水口を設置すること。（フォームヘッドを用いる場合は、この限りでない。）◆ ただし、この場合、配管への接続は消火薬剤貯蔵タンクの二次側に逆止弁を設けて行うこと。◆</p> <p>5 自動警報装置 自動警報装置は、規則第18条第4項第12号の規定によるほか、第3スプリンクラー設備_____I 5の規定を準用すること。◆</p> <p>6 機能試験装置 第3スプリンクラー設備_____I 6の規定を準用する。◆</p> <p>7 (略)</p> <p>8 移動式とができる場所</p> <p>(1) 防護部分の壁面のうち、長辺の一辺の<u>全面</u>が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されている場合。 なお、開放部分は、<u>構造上必要な柱、はり等の部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くこと</u>ができる<u>るものとし</u>次のいずれも満たすものであること。（(3)を除き、(2)から(7)における開放部分についても同様とする。）</p> <p>(2) 防護部分の壁面4辺の上部50cm以上の部分_____が常時外気に直接開放されている場合。◆</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 地上階にある防護部分で、<u>常時開放されているか</u>、当該防護部分の外から手動又は遠隔操作により容易に（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）開放することができる排煙上有効な開口部分（外気に面する扉等）の有効面積の合計が床面積の20%以上のもの。◆ _____</p> <p>(5) 天井（天井のない場合は屋根）の高さが5mを超える場合（駐車場で機械装置により2段以上駐車する施設を除く。）◆ ア (略) イ 開口部は、常時開放されているか、又は容易に<u>（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）</u>開放できる構造を有していること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次のアからエの全ての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫。ただし、一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、次のアからエの基準にかかるわらず、それぞれ「一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成3年5月7日付消防予第84号）、「二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成6年6月16日付消防予第154号）、「三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成12年1月7日付消防予第3号）の例によることができる。 ア 建基法第68条の25に基づき、建基令第108条の3 第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。 イからエまで (略)</p> <p>9 配線 第2屋内消火栓設備_____5の規定を準用する。★</p> <p>10 凍結防止 第2屋内消火栓設備_____7の規定を準用する。◆</p>
--	---

<p>11 非常電源 第2 3非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>12 総合操作盤 第2 5の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>II 低発泡</p> <p>1 泡ヘッドの配置等</p> <p>(1) フォームウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドの配置型による設置間隔は、第3スプリンクラー設備の技術基準図3-1の計算における「2.1mの場合」によること。◆</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分、駐車の用に供される部分又は道路の用に供される部分（屋上部分に設けられるものに限る。）に設ける移動式泡消火設備 規則第18条第2項第4号によるほか、次によること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配管等 アからクまで (略) ケ 規則第18条第4項第4号口の灯火は、第2屋内消火栓設備の技術基準I 6(2)イ(ウ)によること。★</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 泡放射用器具格納箱 ア (略) イ (略) ウ 格納される消防用ホースは、第2屋内消火栓設備の技術基準6(2)ア(ウ)の規定を準用すること。◆ エからキまで (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設ける固定式泡消火設備</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 配管構造は、I 3によるほか、次によること。 ア (略) イ (略) ウ 混合方式は、プレッシャープロポーショナー方式とすること。ただし、小規模の防火対象物で<u>2(4)イ(ア)及び(イ)</u>に該当する場合は、乾式の単配管（ポンププロポーショナー方式）とすることができる。◆ エ (略)</p> <p>(5) 起動装置 <u>2(5)ア及びイ(ア)</u>を準用するほか、手動起動装置の操作部は、放射区域ごとに受信機の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ1個設けること。◆</p> <p>5 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設ける移動式泡消火設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 配管等 <u>3(2)</u>を準用する。★</p> <p>(4) 放射用器具 <u>3(3)</u>を準用する。★</p> <p>(5) 泡放射用器具格納箱 <u>3(4)</u>を準用する。◆</p> <p>(6) (略)</p>	<p>11 非常電源 第2 3非常電源設備_____によること。★</p> <p>12 総合操作盤 第2 5の2総合操作盤_____によること。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>II 低発泡</p> <p>1 泡ヘッドの配置等</p> <p>(1) フォームウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドの配置型による設置間隔は、第3スプリンクラー設備_____図3-1の計算における「2.1mの場合」によること。◆</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分、駐車の用に供される部分又は道路の用に供される部分（屋上部分に設けられるものに限る。）に設ける移動式泡消火設備 規則第18条第2項第4号によるほか、次によること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配管等 アからクまで (略) ケ 規則第18条第4項第4号口の灯火は、第2屋内消火栓設備_____I 6(2)イ(ウ)によること。★</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 泡放射用器具格納箱 ア (略) イ (略) ウ 格納される消防用ホースは、第2屋内消火栓設備_____6(2)ア(ウ)の規定を準用すること。◆ エからキまで (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設ける固定式泡消火設備</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 配管構造は、I 3によるほか、次によること。 ア (略) イ (略) ウ 混合方式は、プレッシャープロポーショナー方式とすること。ただし、小規模の防火対象物で<u>II 2(4)イ(ア)及び(イ)</u>に該当する場合は、乾式の単配管（ポンププロポーショナー方式）とすることができる。◆ エ (略)</p> <p>(5) 起動装置 <u>II 2(5)ア及びイ(ア)</u>を準用するほか、手動起動装置の操作部は、放射区域ごとに受信機の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ1個設けること。◆</p> <p>5 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設ける移動式泡消火設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 配管等 <u>II 3(2)</u>を準用する。★</p> <p>(4) 放射用器具 <u>II 3(3)</u>を準用する。★</p> <p>(5) 泡放射用器具格納箱 <u>II 3(4)</u>を準用する。◆</p> <p>(6) (略)</p>
--	---

(以下 省略)

(以下 省略)

第5の2 特定駐車場用泡消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;">第5の2 特定駐車場用泡消火設備</p> <p>特定駐車場用泡消火設備については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。（以下「平成26年省令23号」という。））及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。（以下「平成26年告示5号」という。））の規定によるほか、次のとおりとする。</p> <p>1 (略) 2 (略)</p> <p>3 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について</p> <p>(1) 認定において確認される性能等について 日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイ<u>～</u>エの性能等について確認されることとなり、イ<u>～</u>エについては、付帯条件が付される。 ア <u>_____告示_____</u>第3に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等 イからエ (略)</p> <p>(2) 付帯条件に係る留意事項について <u>（1）</u>イからエの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5の2 特定駐車場用泡消火設備</p> <p>特定駐車場用泡消火設備については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。（以下「平成26年省令23号」という。））及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。（以下「平成26年告示5号」という。））の規定によるほか、次のとおりとする。</p> <p>1 (略) 2 (略)</p> <p>3 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について</p> <p>(1) 認定において確認される性能等について 日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイ<u>から</u>エの性能等について確認されることとなり、イ<u>から</u>エについては、付帯条件が付される。 ア <u>平成26年告示5号</u>第3に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等 イからエ (略)</p> <p>(2) 付帯条件に係る留意事項について <u>前</u>(1)イからエの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>

第6 不活性ガス消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;">第6 不活性ガス消火設備</p> <p>I 共通事項</p> <p>1から7まで (略)</p> <p>8 不活性ガス消火設備の設置種別等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備の技術基準I 8の例によること。★</p> <p>9 耐震措置</p> <p>貯蔵容器、配管及び非常電源は、地震による震動等に耐えるための有効な措置とは、第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定を準用すること。◆</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 起動装置は、規則第19条第5項第14号から第16号まで及び第19号イ(イ)及び(ロ)の規定によるほか、次によること。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 手動式の起動装置は、次に定めるところによること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 規則第19条第5項第15号ニに規定する表示は、第3スプリンクラー設備の技術基準I 4(4)アの規定を準用すること。◆</p> <p>(エ) から(キ)まで (略)</p> <p>オ 自動式の起動装置は、次によること。</p> <p>(ア) 設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第10自動火災報知設備の技術基準2(3)から(7)までの規定によること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 自動起動装置は、規則第19条第5項第16号ロ及びニの規定によるほか、次によること。★</p> <p>　a 設置場所は、<u>II 1</u>(4)エ(ア)に準ずること。◆</p> <p>　b (略)</p> <p>(5) 貯蔵容器等の設置場所は、令第16条第6号及び規則第19条第5項第6号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の貯蔵容器設置場所の出入口には「貯蔵容器置場」である旨及び「立入禁止」を表示した標識、並びに<u>II 2</u>(4)カ(ア)に規定する標識を掲げること。★</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 不活性ガス排出措置</p> <p>ア (略)</p>	<p style="text-align: center;">第6 不活性ガス消火設備</p> <p>I 共通事項</p> <p>1から7まで (略)</p> <p>8 不活性ガス消火設備の設置種別等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備_____I 8の例によること。★</p> <p>9 耐震措置</p> <p>貯蔵容器、配管及び非常電源は、地震による震動等に耐えるための有効な措置とは、第2屋内消火栓設備_____2(7)の規定を準用すること。◆</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 起動装置は、規則第19条第5項第14号から第16号まで及び第19号イ(イ)及び(ロ)の規定によるほか、次によること。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 手動式の起動装置は、次に定めるところによること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 規則第19条第5項第15号ニに規定する表示は、第3スプリンクラー設備_____I 4(4)アの規定を準用すること。◆</p> <p>(エ) から(キ)まで (略)</p> <p>オ 自動式の起動装置は、次によること。</p> <p>(ア) 設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第10自動火災報知設備_____2(3)から(7)までの規定によること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 自動起動装置は、規則第19条第5項第16号ロ及びニの規定によるほか、次によること。★</p> <p>　a 設置場所は、<u>II 1</u>(4)エ(ア)に準ずること。◆</p> <p>　b (略)</p> <p>(5) 貯蔵容器等の設置場所は、令第16条第6号及び規則第19条第5項第6号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の貯蔵容器設置場所の出入口には「貯蔵容器置場」である旨及び「立入禁止」を表示した標識、並びに<u>II 2</u>(4)カ(ア)に規定する標識を掲げること。★</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 不活性ガス排出措置</p> <p>ア (略)</p>

<p>イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、全域放出方式の排出措置は、ア及びイ ((ウ)を除く。)によるほか、次によること。</p> <p>(9) 非常電源 規則第19条第5項第20号及び24号によるほか、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の安全対策 ア (略) イ 異常信号の検出は次によること。 (ア) ア(ア)の場合にあっては、短絡信号が検出できるよう措置するとともに、短絡した場合は起動しないような制御回路とすること。 (イ) ア(イ)の場合にあっては、地絡信号を検出できる機能（警報又は注意表示を含む。）を備えるものとすること。 ウ 工事、整備、点検等の安全を確保するための対策は、規則第19条の2によるほか、次によること。 (ア) (略) (イ) 前ア(イ)の閉止弁の閉止状態は、点検者が十分判別できるよう操作箱とともに受信機、制御盤等のいずれかに点滅する表示灯を設けること。なお、表示灯が点滅表示できない場合は、連続又は間欠的な警報音を付加すること。 (ウ) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>2 全域放出方式</p> <p>(1) 防護区画の構造等 ア 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の防護区画 (ア) 防護区画には、二方向避難ができるように2以上の出入口が設けられていること。ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、出入口までの歩行距離が30m以下である場合にあっては、この限りでない。 (イ) (略) (ウ) (略) イからスまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安のための措置 アからウまで (略) エ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、防護区画及び防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用する出入口の見やすい箇所に設けること。ただし、袋小路室に、ア(1)シにより、音響装置が設けられているときは、当該袋小路室には、規則第19条第5項第19号の2ロの規定にかかわらず、表示灯を設けないことができる。 オからキまで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>III (略)</p> <p>IV 移動式の消火設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第19条第6項第4号に規定する標識は、第3スプリンクラー設備の技術基準I 4(4)アの規定を準用すること。◆</p> <p>3 (略)</p> <p>V (略)</p> <p>VI 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、全域放出方式の排出措置は、前ア及びイ ((ウ)を除く。)によるほか、次によること。</p> <p>(9) 非常電源 規則第19条第5項第20号及び24号によるほか、第23非常電源設備_____によること。★</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の安全対策 ア (略) イ 異常信号の検出は次によること。 (ア) 前ア(ア)の場合にあっては、短絡信号が検出できるよう措置するとともに、短絡した場合は起動しないような制御回路とすること。 (イ) 前ア(イ)の場合にあっては、地絡信号を検出できる機能（警報又は注意表示を含む。）を備えるものとすること。 ウ 工事、整備、点検等の安全を確保するための対策は、規則第19条の2によるほか、次によること。 (ア) (略) (イ) 前ア(イ)の閉止弁の閉止状態は、点検者が十分判別できるよう操作箱とともに受信機、制御盤等のいずれかに点滅する表示灯を設けること。なお、表示灯が点滅表示できない場合は、連続又は間欠的な警報音を付加すること。 (ウ) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>2 全域放出方式</p> <p>(1) 防護区画の構造等 ア 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の防護区画 (ア) 防護区画には、二方向避難ができるように2以上の出入口が設けられていること。ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、出入口までの歩行距離が20m以下である場合にあっては、この限りでない。 (イ) (略) (ウ) (略) イからスまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安のための措置 アからウまで (略) エ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、防護区画及び防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用する出入口の見やすい箇所に設けること。ただし、袋小路室に、ア(1)シにより、音響装置が設けられているときは、当該袋小路室には、規則第19条第5項第19号の2ロの規定にかかわらず、表示灯を設けないことができる。 オからキまで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>III (略)</p> <p>IV 移動式の消火設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第19条第6項第4号に規定する標識は、第3スプリンクラー設備の技術基準I 4(4)アの規定を準用すること。◆</p> <p>3 (略)</p> <p>V (略)</p> <p>VI 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準</p>
---	--

<p>冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍室等」という。）の不活性ガス消火設備は、次の各号の1に適合する場合、<u>_____</u>特例を適用して、その設置を免除することができる。◆</p> <p>1から4まで （略） 図6-1から図6-5まで （略）</p> <p>別記「消火剤放射時の圧力損失計算」((一社)日本消火装置工業会基準を準拠)</p> <p>1 （略） 2 噴射ヘッドの流率及び等価噴口面積 ◆</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) <p>表6-1 菲継手の等価管長</p> <p>圧力配管用炭素鋼钢管 (<u>日本工業規格</u> G3454) スケジュール80</p> <p>（以下 省略）</p>	<p><u>条例第38条第1項に基づき設置を要する</u>冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍室等」という。）の不活性ガス消火設備は、次の各号の1に適合する場合、<u>条例第44条</u>の特例を適用して、その設置を免除することができる。◆</p> <p>1から4まで （略） 図6-1から図6-5まで （略）</p> <p>別記「消火剤放射時の圧力損失計算」((一社)日本消火装置工業会基準を準拠)</p> <p>1 （略） 2 噴射ヘッドの流率及び等価噴口面積 ◆</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) <p>表6-1 菲継手の等価管長</p> <p>圧力配管用炭素鋼钢管 (<u>JIS</u> G3454) スケジュール80</p> <p>（以下 省略）</p>
--	---

第7 ハロゲン化物消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第7 ハロゲン化物消火設備	
I 共通事項	I 共通事項
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 ハロンガス貯蔵容器等	3 ハロンガス貯蔵容器等
(1) 第6不活性ガス消火設備の技術基準I 3(1)及び(2)の規定によること。	(1) 第6不活性ガス消火設備_____ I 3(1)及び(2)の規定によること。
(2) (略)	(2) (略)
4 貯蔵ガス量	4 貯蔵ガス量
(1) ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、規則第20条第3項の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 2(2)ウ及びエ並びに同III1の規定を準用すること。★ なお、準用規定中の「規則第19条第4項第3号」を「規則第20条第3項第3号」に、「規則第19条第4項第1号及び第2号」を「規則第20条第3項第1号及び第2号」に、「規則第19条第4項第1号口」を「規則第20条第3項第1号口」に読み替えるものとする。	(1) ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、規則第20条第3項の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ II 2(2)ウ及びエ並びに同III1の規定を準用すること。★ なお、準用規定中の「規則第19条第4項第3号」を「規則第20条第3項第3号」に、「規則第19条第4項第1号及び第2号」を「規則第20条第3項第1号及び第2号」に、「規則第19条第4項第1号口」を「規則第20条第3項第1号口」に読み替えるものとする。
(2) (略)	(2) (略)
5 配管、管継手及び弁	5 配管、管継手及び弁
配管、管継手及び弁類等は、規則第20条第4項第7号、第10号及び第11号_____によること。	配管、管継手及び弁類等は、規則第20条第4項第7号、第10号及び第11号の規定によること。
6 (略)	6 (略)
7 ハロゲン化物消火設備の設置種別等	7 ハロゲン化物消火設備の設置種別等
(1) (略)	(1) (略)
(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備の技術基準I 8(2)の例によること。★	(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備_____ I 8(2)の例によること。★
8 耐震措置	8 耐震措置
規則第20条第4項第18号の規定により、第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定を準用すること。★	規則第20条第4項第18号の規定により、第2屋内消火栓設備2(7)の規定を準用すること。★
9 (略)	9 (略)
10 令第32条の特例基準	10 令第32条の特例基準
第6不活性ガス消火設備の技術基準I 11の規定によること。	第6不活性ガス消火設備_____ I 11の規定によること。
II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備	II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備
1 共通事項	1 共通事項
(1) 選択弁（分岐弁）	(1) 選択弁（分岐弁）
選択弁（分岐弁）は、規則20条第4項第10号及び平成7年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(2)アからオまでの規定を準用すること。★	選択弁（分岐弁）は、規則20条第4項第10号及び平成7年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(2)アからオまでの規定を準用すること。★
(2) 制御盤	(2) 制御盤
制御盤は、規則第20条第4項第14号の2及び平成13年消防庁告示第38号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(3)アからウまでの規定を準用すること。★	制御盤は、規則第20条第4項第14号の2及び平成13年消防庁告示第38号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(3)アからウまでの規定を準用すること。★
(3) 起動装置は、規則第20条第4項第12号、第12号の2、第14号及び平成13年消防庁告示第38号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)の規定を準用すること。★ ア ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するものにあっては、手動式とすること。ただし、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)アに掲げる場所は、自動式と手動式の切替方式とすること。★ イ (略) ウ 手動式の起動装置は、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)エ((キ)を除く。)の規定を準用すること。★ エ 自動起動装置は、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)オの規定を準用すること。ただし、(ウ)の規定について、ハロン1301を放射するもので、立体駐車場等人命危険のおそれのない場合は、この限りでない。★	(3) 起動装置は、規則第20条第4項第12号、第12号の2、第14号及び平成13年消防庁告示第38号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(4)の規定を準用すること。★ ア ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するものにあっては、手動式とすること。ただし、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)アに掲げる場所は、自動式と手動式の切替方式とすること。★ イ (略) ウ 手動式の起動装置は、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(4)エ((キ)を除く。)の規定を準用すること。★ エ 自動起動装置は、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(4)オの規定を準用すること。ただし、(ウ)の規定について、ハロン1301を放射するもので、立体駐車場等人命危険のおそれのない場合は、この限りでない。★

<p>(4) 貯蔵容器等の設置場所 貯蔵容器等の設置場所は、規則第20条第4項第4号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(5)の規定を準用すること。★</p> <p>(5) 貯蔵容器等の開放装置 貯蔵容器等の開放装置は、規則第20条第4項第4号イ、第6号の2及び第12号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(6)の規定を準用すること。★</p> <p>(6) 音響警報装置 音響警報装置は、規則第20条第4項第13号及び平成7年消防庁告示第3号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(7)アからオまでの規定を準用すること。★</p> <p>(7) 排出措置 ハロゲン化物消火設備を設置した場所には、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(8)ア及びイにより、その放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置を講ずること。ただし、ア(ウ)の規定については、「10分の1」を「100分の1」に読み替える。★</p> <p>(8) 非常電源 非常電源は規則第20条第4項第15号の規定によるほか、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>(9) 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路の配線は、規則第20条第4項第15号の規定、常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(10)の規定を準用すること。</p>	<p>(4) 貯蔵容器等の設置場所 貯蔵容器等の設置場所は、規則第20条第4項第4号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備II 1(5)の規定を準用すること。★</p> <p>(5) 貯蔵容器等の開放装置 貯蔵容器等の開放装置は、規則第20条第4項第4号イ、第6号の2及び第12号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備II 1(6)の規定を準用すること。★</p> <p>(6) 音響警報装置 音響警報装置は、規則第20条第4項第13号及び平成7年消防庁告示第3号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備II 1(7)アからオまでの規定を準用すること。★</p> <p>(7) 排出措置 ハロゲン化物消火設備を設置した場所には、第6不活性ガス消火設備II 1(8)ア及びイにより、その放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置を講ずること。ただし、ア(ウ)の規定については、「10分の1」を「100分の1」に読み替える。★</p> <p>(8) 非常電源 非常電源は規則第20条第4項第15号の規定によるほか、第23非常電源設備によること。★</p> <p>(9) 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路の配線は、規則第20条第4項第15号の規定、常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備II 1(10)の規定を準用すること。</p>
<h2>2 全域放出方式</h2> <p>(1) 防護区画の構造等 防護区画は、令第17条第1号及び規則第20条第4項第2号の4の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 2(1)の規定を準用すること。★ ただし、ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するものにあっては、規則第20条第4項第2号の4の規定における開口部の構造は、次によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第20条第4項第14号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 2(4)ア～カ(HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射するものにあっては、アを除く。)の規定を準用すること★ なお、準用規定中の「不活性ガス」を「ハロゲン化物」に読み替えるものとする。</p>	<h2>2 全域放出方式</h2> <p>(1) 防護区画の構造等 防護区画は、令第17条第1号及び規則第20条第4項第2号の4の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備II 2(1)の規定を準用すること。★ ただし、ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するものにあっては、規則第20条第4項第2号の4の規定における開口部の構造は、次によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第20条第4項第14号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備II 2(4)ア～カ(HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射するものにあっては、アを除く。)の規定を準用すること★ なお、準用規定中の「不活性ガス」を「ハロゲン化物」に読み替えるものとする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<h2>III HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射するハロゲン化物消火設備の基準</h2>	<h2>III HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射するハロゲン化物消火設備の基準</h2>
<h3>1 消火剤</h3>	<h3>1 消火剤</h3>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 放出消火剂量 放出消火剂量は、第6不活性ガス消火設備の技術基準III 1の規定を準用すること。★</p>	<p>(2) 放出消火剂量 放出消火剂量は、第6不活性ガス消火設備III 1の規定を準用すること。★</p>
<p>2 選択弁</p>	<p>2 選択弁</p>
<p>貯蔵容器から噴射ヘッドまでの間に複数の選択弁を設ける場合は、第6不活性ガス消火設備の技術基準III 2の規定を準用する。◆</p>	<p>貯蔵容器から噴射ヘッドまでの間に複数の選択弁を設ける場合は、第6不活性ガス消火設備III 2の規定を準用する。◆</p>
<p>3 配管</p>	<p>3 配管</p>
<p>起動容器と貯蔵容器の間の配管は、第6不活性ガス消火設備の技術基準III 3の規定を準用すること。◆</p>	<p>起動容器と貯蔵容器の間の配管は、第6不活性ガス消火設備III 3の規定を準用すること。◆</p>
<p>4 防護区画</p>	<p>4 防護区画</p>
<p>防護区画は、第6不活性ガス消火設備の技術基準III 4((1)を除く。)の規定を準用するほか、次によること。</p>	<p>防護区画は、第6不活性ガス消火設備III 4((1)を除く。)の規定を準用するほか、次によること。</p>
<p>5 保安措置</p>	<p>5 保安措置</p>
<p>規則第20条第4項第14号ロの規定により、II 2(4)及び第6不活性ガス消火設備の技術基準III 5の規定を準用すること。★</p>	<p>規則第20条第4項第14号ロの規定により、II 2(4)及び第6不活性ガス消火設備III 5の規定を準用すること。★</p>
<h2>IV 移動式の消火設備</h2>	<h2>IV 移動式の消火設備</h2>
<p>移動式のハロゲン化物消火設備については、令第17条第1項第3号及び第4号、規則第20条第3項第4号及</p>	<p>移動式のハロゲン化物消火設備については、令第17条第1項第3号及び第4号、規則第20条第3項第4号及</p>

<p>び第5項並びに昭和51年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準IV 1から3の規定を準用すること。★</p> <p>V 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準 第6不活性ガス消火設備の技術基準基準VIの規定を準用する。◆</p> <p>VI 総合操作盤 第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <p>VII ハロゲン化物消火設備の任意設置（令第13条第1項に掲げる用途に供する部分以外に設置する場合）に関する基準 ◆</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) 3 設置基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 貯蔵容器等の設置場所 II 1(4)によること。ただし、次の各号に適合するときは、防護区内に設けることができる。 (3) (略) 4 (略) <p>別記1 「ハロン消火剤の使用について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 クリティカルユースの当否の判断 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人が存する部分の場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 不特定の者が出入りする<u>恐れ</u>のある部分 イ (略) (2) (略) 3 (略) <p>別表1から別表3まで (略)</p> <p>別記2 「消火剤放射時の圧力損失計算」◆（（一社）日本消火装置工業会基準を準拠）</p> <p>1から2まで (略) 表7-1 管継手の等価管長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 圧力配管用炭素鋼鋼管（<u>日本工業規格</u> G3454）スケジュール40 (表略) (2) 圧力配管用炭素鋼鋼管（<u>日本工業規格</u> G3454）スケジュール80 (以下 省略) 	<p>び第5項並びに昭和51年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____IV 1から3の規定を準用すること。★</p> <p>V 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準 第6不活性ガス消火設備_____VIの規定を準用する。◆</p> <p>VI 総合操作盤 第25の2総合操作盤_____によること。</p> <p>VII ハロゲン化物消火設備の任意設置（令第13条第1項に掲げる用途に供する部分以外に設置する場合）に関する基準 ◆</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) 3 設置基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 貯蔵容器等の設置場所 II 1(4)<u>の規定</u>によること。ただし、次の各号に適合するときは、防護区内に設けることができる。 (3) (略) 4 (略) <p>別記1 「ハロン消火剤の使用について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 クリティカルユースの当否の判断 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人が存する部分の場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 不特定の者が出入りする<u>おそれ</u>のある部分 イ (略) (2) (略) 3 (略) <p>別表1から別表3まで (略)</p> <p>別記2 「消火剤放射時の圧力損失計算」◆（（一社）日本消火装置工業会基準を準拠）</p> <p>1から2まで (略) 表7-1 管継手の等価管長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 圧力配管用炭素鋼鋼管（<u>J I S</u> G3454）スケジュール40 (表略) (2) 圧力配管用炭素鋼鋼管（<u>J I S</u> G3454）スケジュール80 (以下 省略)
--	---

第8 粉末消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第8 粉末消火設備	
I 共通事項	I 共通事項
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 粉末貯蔵容器等	3 粉末貯蔵容器等
蓄圧式又は加圧式の粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクは、規則第21条第4項第3号、第4号及び第10号並びに昭和51年消防庁告示第9号及び平成7年消防庁告示第1号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準I 3の規定を準用すること。	蓄圧式又は加圧式の粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクは、規則第21条第4項第3号、第4号及び第10号並びに昭和51年消防庁告示第9号及び平成7年消防庁告示第1号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ I 3の規定を準用すること。
4 加圧用ガス容器	4 加圧用ガス容器
加圧用ガス容器は、規則第21条第4項第5号から第6号まで及び昭和51年消防庁告示第9号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準I 3の規定を準用すること。	加圧用ガス容器は、規則第21条第4項第5号から第6号まで及び昭和51年消防庁告示第9号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ I 3の規定を準用すること。
5 貯蔵消火剂量	5 貯蔵消火剂量
粉末消火剤の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、規則第21条第3項の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 2(2)ウ及びエの規定を準用する。★	粉末消火剤の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、規則第21条第3項の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ II 2(2)ウ及びエの規定を準用する。★
なお、準用規定中の「規則第19条第4項第3号」を「規則第21条第3項」に、「規則第19条第4項第1号及び第2号」を「規則第21条第3項第1号及び第2号」に読み替えるものとする。	なお、準用規定中の「規則第19条第4項第3号」を「規則第21条第3項」に、「規則第19条第4項第1号及び第2号」を「規則第21条第3項第1号及び第2号」に読み替えるものとする。
6から8まで (略)	6から8まで (略)
9 粉末消火設備の設置種別等	9 粉末消火設備の設置種別等
(1) (略)	(1) (略)
(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備の技術基準I 8の例によること。★	(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備_____ I 8の例によること。★
10 耐震措置	10 耐震措置
第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定を準用すること。★	第2屋内消火栓設備_____ 2(7)の規定を準用すること。★
11 令第32条の特例基準	11 令第32条の特例基準
第6不活性ガス消火設備の技術基準I 11の規定によること。	第6不活性ガス消火設備_____ I 11の規定によること。
II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備	II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備
1 共通事項	1 共通事項
(1) (略)	(1) (略)
(2) 選択弁（分岐弁）	(2) 選択弁（分岐弁）
選択弁（分岐弁）は、規則第21条第4項第11号及び平成7年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(2)の規定を準用すること。★	選択弁（分岐弁）は、規則第21条第4項第11号及び平成7年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(2)の規定を準用すること。★
(3) 制御盤	(3) 制御盤
制御盤は、規則第19条第5項第19号の3の例によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(3)の規定を準用すること。◆	制御盤は、規則第19条第5項第19号の3の例によるほか、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(3)の規定を準用すること。◆
(4) 起動装置	(4) 起動装置
起動装置は、規則第21条第4項第13号及び第14号の規定によるほか、次によること。 ア 起動装置は、原則として手動式とすること。 ただし、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)アに掲げる場所は、自動式とすることができます。★ イ 手動式の起動装置は、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)エ（キ）を除くの規定を準用すること。★ ウ 自動起動装置は、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(4)オの規定を準用すること。ただし、（ウ）の規定について、立体駐車場等防護区画内に常時人がいない、人命危険の極めて低い場合は、この限りでない。★	起動装置は、規則第21条第4項第13号及び第14号の規定によるほか、次によること。 ア 起動装置は、原則として手動式とすること。 ただし、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(4)アに掲げる場所は、自動式とすることができます。★ イ 手動式の起動装置は、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(4)エ（キ）を除くの規定を準用すること。★ ウ 自動起動装置は、第6不活性ガス消火設備_____ II 1(4)オの規定を準用すること。ただし、（ウ）の規定について、立体駐車場等防護区画内に常時人がいない、人命危険の極めて低い場合は、この限りでない。★
(5) 貯蔵容器等の設置場所	(5) 貯蔵容器等の設置場所

<p>貯蔵容器等の設置場所は、規則第21条第4項第3号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(5)の規定を準用すること。★</p> <p>(6) 貯蔵容器の開放装置 貯蔵容器の開放装置は、規則第21条第4項第13号及び平成7年消防庁告示第1号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(6)の規定を準用すること。★</p> <p>(7) 音響警報装置 音響警報装置は、規則第21条第4項第15号及び平成7年消防庁告示第3号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(7)アからオまでの規定を準用すること。★</p> <p>(8) 非常電源 非常電源は、規則第21条第4項第17号の規定によるほか、第23非常電源設備の技術基準によること。 ★</p> <p>(9) 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路の配線は、規則第21条第4項第17号の規定及び常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 1(10)の規定を準用すること。★</p> <p>2 全域放出方式</p> <p>(1) 防護区画の構造等 防護区画は、令第18条第1号に定める構造とするほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 2(1)の規定を準用すること。★</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第21条第4項第16号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 2(4)イからカの規定を準用すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>III 移動式の消火設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 構造及び設置方法</p> <p>構造及び設置方法は、規則第21条第5項並びに昭和51年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準IVの規定を準用すること。 また、開放式の機械式駐車装置の場合については、次のとおりとする。</p> <p>ア 消火足場◆ 原則として、全ての車両に有効に放射できるよう、各段に消火足場を設置すること。この場合の消火足場は次によること。ただし、各段に設置しなくとも全ての車両に直接有効に放射できる場合には、2段ごとに設置することができる。 (ア)から(エ)まで (略) イ (略)</p> <p>IV 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準 第6不活性ガス消火設備の技術基準VIの規定を準用する。◆</p> <p>V 総合操作盤 第25の2総合操作盤によること。</p> <p>別記 (略)</p> <p>表8-1 管継手の等価管長 (1) 配管用炭素鋼鋼管 (<u>日本工業規格</u> G3452) を使用する場合 (表略) (2) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (<u>日本工業規格</u> G3152) スケジュール40を使用する場合 (表略)</p>	<p>貯蔵容器等の設置場所は、規則第21条第4項第3号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____II 1(5)の規定を準用すること。★</p> <p>(6) 貯蔵容器の開放装置 貯蔵容器の開放装置は、規則第21条第4項第13号及び平成7年消防庁告示第1号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____II 1(6)の規定を準用すること。★</p> <p>(7) 音響警報装置 音響警報装置は、規則第21条第4項第15号及び平成7年消防庁告示第3号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____II 1(7)アからオまでの規定を準用すること。★</p> <p>(8) 非常電源 非常電源は、規則第21条第4項第17号の規定によるほか、第23非常電源設備_____によること。 ★</p> <p>(9) 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路の配線は、規則第21条第4項第17号の規定及び常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____II 1(10)の規定を準用すること。★</p> <p>2 全域放出方式</p> <p>(1) 防護区画の構造等 防護区画は、令第18条第1号に定める構造とするほか、第6不活性ガス消火設備_____II 2(1)の規定を準用すること。★</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第21条第4項第16号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____II 2(4)イ及びエからキの規定を準用すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>III 移動式の消火設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 構造及び設置方法</p> <p>構造及び設置方法は、規則第21条第5項並びに昭和51年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備_____IVの規定を準用すること。 また、開放式の機械式駐車装置の場合については、次のとおりとする。</p> <p>ア 消火足場◆ 原則として、全ての車両に有効に放射できるよう、各段に消火足場を設置すること。この場合の消火足場は次によること。ただし、各段に設置しなくとも全ての車両に直接有効に放射できる場合には、2段ごとに設置することができる。 (ア)から(エ)まで (略) <u>(カ) 消火器の設置は不要とする。</u> イ (略)</p> <p>IV 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準 第6不活性ガス消火設備_____VIの規定を準用する。◆</p> <p>V 総合操作盤 第25の2総合操作盤_____によること。</p> <p>別記 (略)</p> <p>表8-1 管継手の等価管長 (1) 配管用炭素鋼鋼管 (<u>JIS</u> _____ G3452) を使用する場合 (表略) (2) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (<u>JIS</u> _____ G3454) スケジュール40を使用する場合 (表略)</p>
---	--

(3) 圧力配管用炭素鋼鋼管（ <u>日本工業規格G3452</u> ）スケジュール80を使用する場合 (以下 省略)	(3) 圧力配管用炭素鋼鋼管（ <u>JIS G3454</u> ）スケジュール80を使用する場合 (以下 省略)
--	--

第9 屋外消火栓設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第9 屋外消火栓設備	
1 加圧送水装置 加圧送水装置は、規則第22条第9号、第10号及び平成9年消防庁告示第8号の規定によるほか、次によること。 (1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)の規定を準用する。★ (2) ポンプを用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)アの規定を準用するほか、次によること。 ア (略) イ ポンプの吐出量 (ア) (略) (イ) 共用の場合 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)イ(イ)の規定を準用する。 ウ (略) (3) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。 ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、 <u>2</u> ウの規定を準用する。★ イ 加圧送水装置の吐出量は、 <u>2</u> イのポンプ吐出量を充足すること。◆ (4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(4)イからエまでの規定を準用するほか、次によること。 ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、 <u>2</u> ウの規定を準用する。★ イ 加圧送水装置の吐出量は、 <u>2</u> イのポンプ吐出量を充足すること。◆ (5) 起動装置等 規則第22条第10号ホの規定によるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準2(5)の規定を準用する。◆ (6) 起動表示灯 第2屋内消火栓設備の技術基準2(6)の規定を準用する。★ (7) (略) (8) 加圧送水装置の耐震措置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(8)の規定を準用する。★	1 加圧送水装置 加圧送水装置は、規則第22条第9号、第10号及び平成9年消防庁告示第8号の規定によるほか、次によること。 (1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備 <u>2</u> (1)の規定を準用する。★ (2) ポンプを用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備 <u>2</u> (2)アの規定を準用するほか、次によること。 ア (略) イ ポンプの吐出量 (ア) (略) (イ) 共用の場合 第2屋内消火栓設備 <u>2</u> (2)イ(イ)の規定を準用する。 ウ (略) (3) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。 ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、 <u>前</u> 2ウの規定を準用する。★ イ 加圧送水装置の吐出量は、 <u>前</u> 2イのポンプ吐出量を充足すること。◆ (4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備 <u>2</u> (4)イからエまでの規定を準用するほか、次によること。 ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、 <u>2</u> ウの規定を準用する。★ イ 加圧送水装置の吐出量は、 <u>2</u> イのポンプ吐出量を充足すること。◆ (5) 起動装置等 規則第22条第10号ホの規定によるほか、第2屋内消火栓設備 <u>2</u> (5)の規定を準用する。◆ (6) 起動表示灯 第2屋内消火栓設備 <u>2</u> (6)の規定を準用する。★ (7) (略) (8) 加圧送水装置の耐震措置 第2屋内消火栓設備 <u>2</u> (7)の規定を準用する。★
2 水源等 第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ア、イ及び(2)から(5)の規定によるほか、水量が屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が2を超えるときは、2とする。）に7m ³ を乗じて得た量以上の量とする。★	2 水源等 第2屋内消火栓設備 <u>3</u> (1)ただし書き及び(2)から(5)の規定によるほか、水量が屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が2を超えるときは、2とする。）に7m ³ を乗じて得た量以上の量とする。★
3 配管等 配管等の材質及び構造は、規則第22条第8号の規定によるほか、次によること。 (1) 材質 第2屋内消火栓設備の技術基準4(1)の規定を準用する。★ (2) 構造 ア (略) イ アによるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)エからコの規定を準用する。★	3 配管等 配管等の材質及び構造は、規則第22条第8号の規定によるほか、次によること。 (1) 材質 第2屋内消火栓設備 <u>4</u> (1)の規定を準用する。★ (2) 構造 ア (略) イ アによるほか、第2屋内消火栓設備 <u>4</u> (2)エからコの規定を準用する。★
4 配線等 第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。 ただし、地中埋設配線は、耐火構造の主要構造部に埋設されたものと同等とみなす。★	4 配線等 第2屋内消火栓設備 <u>5</u> の規定を準用する。 ただし、地中埋設配線は、耐火構造の主要構造部に埋設されたものと同等とみなす。★

5 屋外消火栓の位置

(1) 位置

ア 消火栓は、防火対象物の出入口（その他の開口部で、消火活動時容易にホースを延長して進入できるものを含む。）に設けること。

イ 各消火栓から水平距離 40m以内に包含されない

部分が、防火対象物の中央部に生ずるときは、令第 19 条第 4 項の規定の例により、当該部分に屋内消火栓を有効に設置すること。ただし、建物構造上又は機械設備の設置状況等により、屋内消火栓を設置することが困難な場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じたポンプ吐出量とし、かつ、当該部分の直近の消火栓に必要なホースを増加することにより、令第 32 条の規定を適用し、屋外消火栓を有効に設置したものとみなす。◆

(2) 屋外消火栓箱の構造及び標示は、次によること。

ア 構造

第 2 屋内消火栓設備の技術基準 6(2)ア(ア)及び(ウ)の規定を準用するほか、次によること。

(ア) から(ウ)まで (略)

イ 標示は、次によること。

(ア) 消火栓箱は、赤色又は朱色（第 2 屋内消火栓設備の基準 5(2)イに準じて位置表示灯を設置した場合は、この限りでない。）とし、扉の前面に黄色の発光塗料で「ホース格納箱」（放水口を内蔵するものは「消火栓」。）と表示すること。この場合の文字の大きさは、1字につき 20 cm²以上とすること。★

(イ) 規則第 22 条第 4 号ロに規定する標識は、前(ア)により放水口を消火栓箱に内蔵するものを除き、地面から 50 cm 以上、1m 以下の位置に、第 3 スプリンクラー設備の技術基準 I 4(4)アの規定を準用して設けること。◆

(3) 消火栓の開閉弁等は、規則第 22 条第 1 号の規定によるほか、次によること。

ア (略)

イ (略)

ウ 放水口（ホース接続口）の結合金具は、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 6(3)イの規定を準用すること。
なお、「呼称 40 又は 50」は「呼称 50 又は 65」と読み替えるものとする。◆

(4) (略)

6 凍結防止

第 2 屋内消火栓設備の技術基準 7 の規定を準用する。◆

7 非常電源

第 2・3 非常電源設備の技術基準によること。★

8 総合操作盤

第 2・5 の 2 総合操作盤の技術基準によること

(以下 省略)

5 屋外消火栓の位置

(1) 位置

ア 令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する「建築物の各部分」とは、1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上 1 m 程度）をいうものとする。

イ 消火栓は、原則として、防火対象物の出入口（その他の開口部で、消火活動時容易にホースを延長して進入できるものを含む。）に設けること。ただし、令第 11 条第 4 項の規定を適用しない場合は、この限りでない。◆

ウ 令第 11 条第 4 項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあっては、各消火栓から水平距離 40m の範囲内で、かつ、当該範囲内にホース延長することができ、有効に消火できる部分をいう。

なお、この場合の放水距離は、おおむね 15m とすること。◆

したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分が、防火対象物の中央部に生ずるときは、

当該部分に屋内消火栓を有効に設置すること。ただし、建物構造上又は機械設備の設置状況等により、屋内消火栓を設置することが困難な場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じたポンプ吐出量とし、かつ、当該部分の直近の消火栓に必要なホースを増加することにより、令第 32 条の規定を適用し、屋外消火栓を有効に設置したものとみなす。◆

(2) 屋外消火栓箱の構造及び標示は、次によること。

ア 構造

第 2 屋内消火栓設備 6(2)ア(ア)及び(ウ)の規定を準用するほか、次によること。

(ア) から(ウ)まで (略)

イ 標示は、次によること。

(ア) 消火栓箱は、赤色又は朱色（第 2 屋内消火栓設備 6(2)イに準じて位置表示灯を設置した場合は、この限りでない。）とし、扉の前面に黄色の発光塗料で「ホース格納箱」（放水口を内蔵するものは「消火栓」。）と表示すること。この場合の文字の大きさは、1字につき 20 cm²以上とすること。★

(イ) 規則第 22 条第 4 号ロに規定する標識は、前(ア)により放水口を消火栓箱に内蔵するものを除き、地面から 50 cm 以上、1m 以下の位置に、第 3 スプリンクラー設備 I 4(4)アの規定を準用して設けること。◆

(3) 消火栓の開閉弁等は、規則第 22 条第 1 号の規定によるほか、次によること。

ア (略)

イ (略)

ウ 放水口（ホース接続口）の結合金具は、第 2 屋内消火栓設備 6(3)イの規定を準用すること。
なお、「呼称 40 又は 50」は「呼称 50 又は 65」と読み替えるものとする。◆

(4) (略)

6 凍結防止

第 2 屋内消火栓設備 7 の規定を準用する。◆

7 非常電源

第 2・3 非常電源設備 によること。★

8 総合操作盤

第 2・5 の 2 総合操作盤 によること

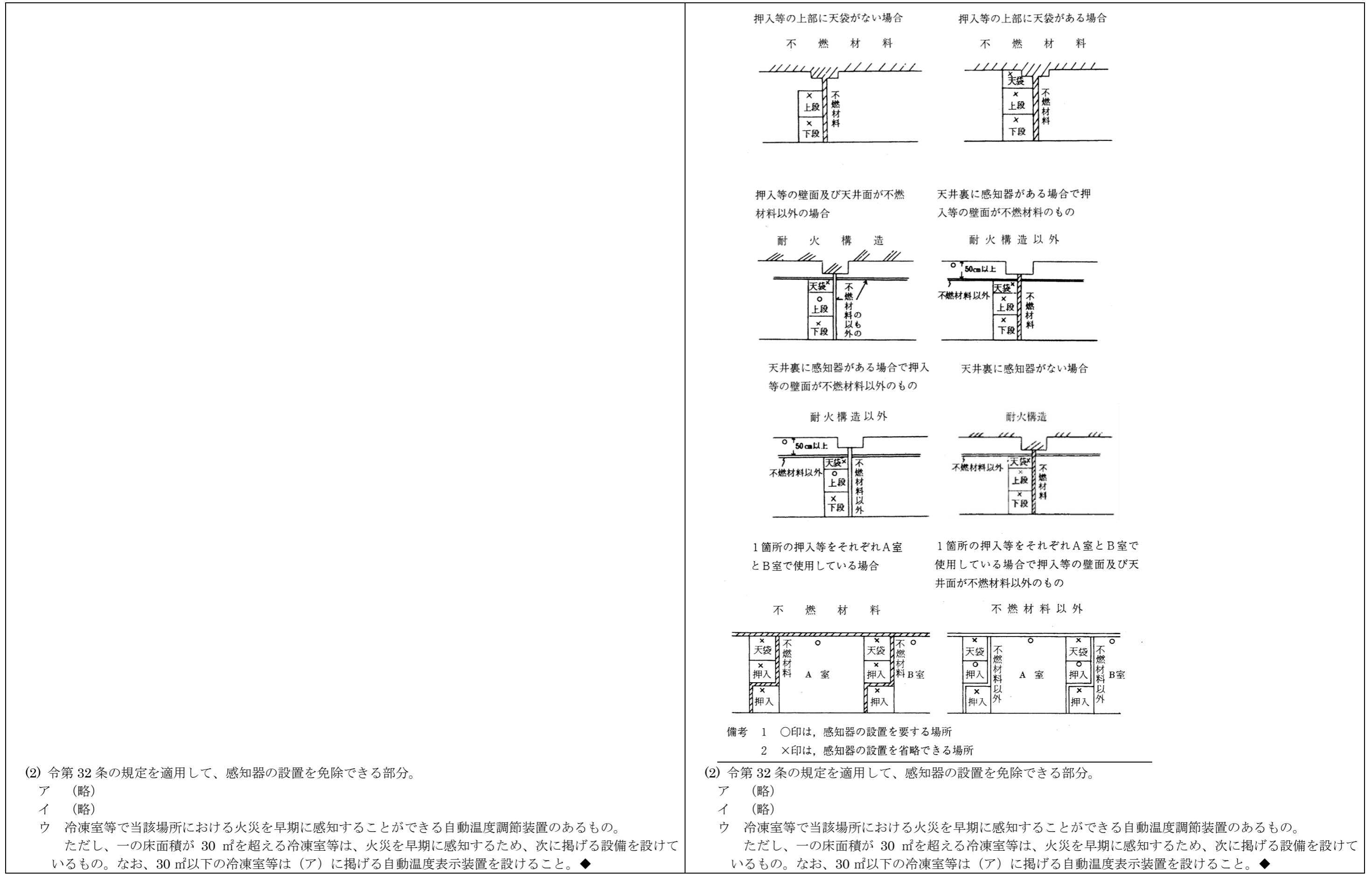
9 令第 32 条の特例基準

第 2 屋内消火栓設備 9(4)の規定を準用する。

(以下 省略)

第10 自動火災報知設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第10 自動火災報知設備	
1 受信機 受信機は、令第37条第6号及び規則第24条第6号の規定によるほか、次によること。 (1) (略) (2) 警戒区域 警戒区域は、令第21条第2項第1号、第2号及び規則第23条第1項の規定によるほか、次によること。 ア 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は、令第21条第2項第1号の規定により防火対象物の2以上の階にわたらないこととされているが、規則第23条第1項 <u>第1号</u> の規定によるほか、次の各号の1に該当する場合はこの限りでない。 (ア) から(ウ)まで (略) (イ) 廊下、通路等又は <u>地上の</u> 階数が2以下の <u>防火対象物</u> の階段は、当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。◆ (オ) (略) イからエまで (略) (3) (略) (4) 非常電源 第23非常電源設備の技術基準によること。ただし、受信機の予備電源が、非常電源の所要量を上まわるときは非常電源の設置を省略することができる。	1 受信機 受信機は、令第37条第6号及び規則第24条第6号の規定によるほか、次によること。 (1) (略) (2) 警戒区域 警戒区域は、令第21条第2項第1号、第2号及び規則第23条第1項の規定によるほか、次によること。 ア 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は、令第21条第2項第1号の規定により防火対象物の2以上の階にわたらないこととされているが、規則第23条第1項_____の規定によるほか、次の各号の1に該当する場合はこの限りでない。 (ア) から(ウ)まで (略) (イ) 廊下、通路等又は_____階数が2以下の_____階段は、当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。◆ (オ) (略) <u>(カ) 天井裏及び小屋裏と階の警戒区域面積の合計が600m²以下となる場合は、同一の警戒区域とすることができる。この場合、容易に感知器の作動状況が確認できる点検口が設けられていること。</u> イからエまで (略) (3) (略) (4) 非常電源 第23非常電源設備_____によること。ただし、受信機の予備電源が、非常電源の所容量を上まわるときは非常電源の設置を省略することができる。
2 感知器 感知器は、令第21条第2項第3号及び第37条第4号の規定によるほか、次によること。 (1) 感知器の設置を要しない部分は、令第21条第2項第3号の規定によるほか、次によること。 アからクまで (略) ケ 炎感知器については、_____イ及びエからカに掲げる場所並びに規則第23条第4項第1号ハ及びホ(イ)から(ニ)までに掲げる場所。 _____	2 感知器 感知器は、令第21条第2項第3号及び第37条第4号の規定によるほか、次によること。 (1) 感知器の設置を要しない部分は、令第21条第2項第3号の規定によるほか、次によること。 アからクまで (略) ケ 炎感知器については、 <u>2(1)イ</u> 及びエからカに掲げる場所並びに規則第23条第4項第1号ハ及びホ(イ)から(ニ)までに掲げる場所。 <u>コ 押入れ、物置又はショーケース等で、次のいずれかに該当するもの。</u> <u>(ア) 1m²未満で寝具類以外の物品を収容するもの。◆</u> <u>(イ) その上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器で有効に火災を感知できると認められる次図による場合は、感知器の設置を省略することができる。</u>



(ア) から(ウ)まで (略)

(イ) 自動温度表示装置及び音響装置の電源は、次によること。

a 電源は、交流定圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。

b (略)

(オ) (略)

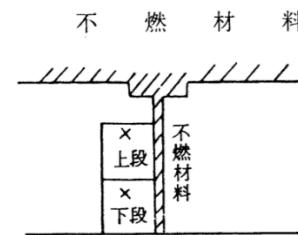
エからケまで (略)

コ 押入れ、物置又はショーケース等で、次のいずれかに該当するもの。

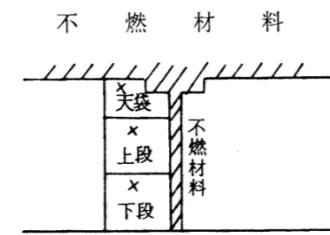
(ア) 1 m²未満で寝具類以外の物品を収容するもの。◆

(イ) その上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器で有効に火災を感知できると認められる次図による場合は、感知器の設置を省略することができる。

押入等の上部に天袋がない場合

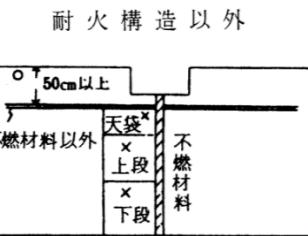
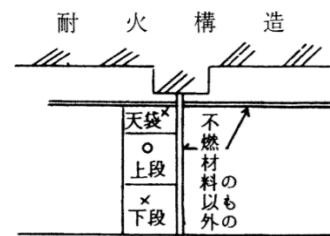


押入等の上部に天袋がある場合



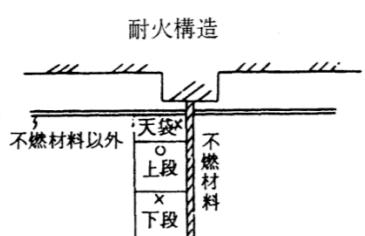
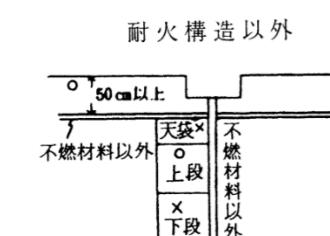
押入等の壁面及び天井面が不燃
材料以外の場合

天井裏に感知器がある場合で押
入等の壁面が不燃材料のもの



天井裏に感知器がある場合で押入
等の壁面が不燃材料以外のもの

天井裏に感知器がない場合



(ア) から(ウ)まで (略)

(イ) 自動温度表示装置及び音響装置の電源は、次によること。

a 電源は、交流低圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。

b (略)

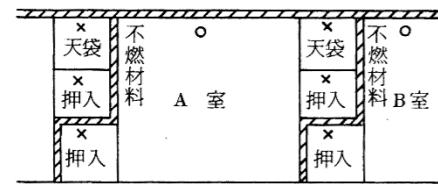
(オ) (略)

エからケまで (略)

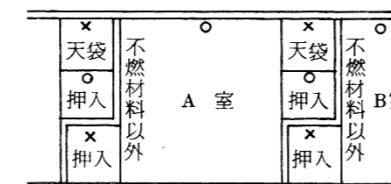
1箇所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合

1箇所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合で押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外のもの

不燃材料



不燃材料以外



備考 1 ○印は、感知器の設置を要する場所

2 ×印は、感知器の設置を省略できる場所

サ 炎感知器にあっては、上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが20m以上である場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少なく又は火災が発生した場合延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合。

(3) 設置場所に適応する感知器の種別

ア (略)

イ 設置場所の環境状態に適応する感知器

(ア) 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器

a 1(ク)(ア) (規則第23条第4項第1号二(フ)を除く。) 及び 1(ケ) (規則第23条第4項第1号ホ(ハ)に規定されているものに限る。) に掲げる場所に設置する感知器は、表1によること。

b (略)

(イ) (略)

ウ (略)

エ (略)

(4) 感知区域

ア 取付け面から40cm (差動式分布型及び煙感知器は60cm) 以上突出した欄間、はり等 (以下「はり等」という。) により区画された部分 (以下「感知区域」という。) ごとに6による必要数の感知器を設けること。

イからオまで (略)

(5) (略)

(6) 設置要領

設置要領は、規則第23条第4項及び第7項の規定によるほか、次によること。

ア 差動式スポット型、定温式スポット型、補償型スポット型又はその他の熱複合式スポット型の感知器は、規則第23条第4項第3号、第6号、第8号及び第9号の規定によるほか、次によること。

(ア) から(ウ)まで (略)

(エ) 換気口等の空気吹出し口付近等は、規則第23条第4項第8号の規定によるほか、空気吹出し口が天井面から1m以上離れた位置の壁体に設けられている場合は、1.5m以内とすることができます。◆

(オ) (略)

イからカまで (略)

キ 熱煙複合式スポット型感知器は、規則第23条第4項第7号の2の規定によるほか、カ(イ)から(エ)に準じて設けること。◆

ク 光電式分離型感知器は、規則第23条第4項第7号の3の規定によるほか、次によること。

(ア) (略)

(イ) (略)

(エ) 感知器に受信機等から電源を供給する配線は、第2屋内消火栓設備の技術基準4(1)の規定を準用する。また、感知器から中継器又は受信機までの信号線についても、第2屋内消火栓設備の技術基準4(1)の規定

ニ 炎感知器にあっては、上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが20m以上である場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少なく又は火災が発生した場合延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合。

(3) 設置場所に適応する感知器の種別

ア (略)

イ 設置場所の環境状態に適応する感知器

(ア) 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器

a 2(1)ク(ア) (規則第23条第4項第1号二(フ)を除く。) 及び 2(1)ケ (規則第23条第4項第1号ホ(ハ)に規定されているものに限る。) に掲げる場所に設置する感知器は、表1によること。

b (略)

(イ) (略)

ウ (略)

エ (略)

(4) 感知区域

ア 取付け面から40cm (差動式分布型及び煙感知器は60cm) 以上突出した欄間、はり等 (以下「はり等」という。) により区画された部分 (以下「感知区域」という。) ごとに2(6)による必要数の感知器を設けること。

イからオまで (略)

(5) (略)

(6) 設置要領

設置要領は、規則第23条第4項及び第7項の規定によるほか、次によること。

ア 差動式スポット型、定温式スポット型、補償型スポット型又はその他の熱複合式スポット型の感知器は、規則第23条第4項第3号、第6号、第8号及び第9号の規定によるほか、次によること。

(ア) から(ウ)まで (略)

(エ) 換気口等の空気吹出し口付近等は、規則第23条第4項第8号の規定によるほか、空気吹出し方向が固定されている場合で感知器に直接風圧等がかからない場合又は空気吹出し口が天井面から1m以上離れた位置に設けられている場合は、1.5m以内とすることができます。◆

(オ) (略)

イからカまで (略)

キ 熱煙複合式スポット型感知器は、規則第23条第4項第7号の2の規定によるほか、前カ(イ)から(エ)に準じて設けること。◆

ク 光電式分離型感知器は、規則第23条第4項第7号の3の規定によるほか、次によること。

(ア) (略)

(イ) (略)

(エ) 感知器に受信機等から電源を供給する配線は、第2屋内消火栓設備5(1)の規定を準用する。また、感知器から中継器又は受信機までの信号線についても、第2屋内消火栓設備5(1)の規定

<p>を準用することが望ましいものであること。</p> <p>(エ) から(カ)まで (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3から11まで (略)</p> <p>12 非常電源</p> <p>第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>13 総合操作盤</p> <p>第25の2総合操作盤の技術基準によること。★</p> <p>14 移報用装置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連動停止スイッチ アからウまで (略) エ 連動停止スイッチを設ける場合の配線例については、第13火災通報装置の技術基準の例によること。 オ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>を準用することが望ましいものであること。</p> <p>(エ) から(カ)まで (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3から11まで (略)</p> <p>12 非常電源</p> <p>第23非常電源設備 _____ によること。★</p> <p>13 総合操作盤</p> <p>第25の2総合操作盤 _____ によること。★</p> <p>14 移報用装置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連動停止スイッチ アからウまで (略) エ 連動停止スイッチを設ける場合の配線例については、第13火災通報装置 _____ の例によること。 オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>15 付加設置（岡山市火災予防条例）</p> <p><u>(自動火災報知設備に関する基準)</u></p> <p>第40条 次の各号に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>3 第1項又は令第21条第1項の規定により延べ面積が600平方メートル（当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができるものにあつては、1,000平方メートル）以上の防火対象物に設ける自動火災報知設備は、天井の屋内に面する部分と天井裏の部分をそれぞれ異なる警戒区域としなければならない。</p> <p>【解説】</p> <p>本条（第3項は除く）は、令第21条の適用を受けない防火対象物に対して、自動火災報知設備の設置、維持の技術上の基準を規定したものである。</p> <p>1 第1項は、主として木造建築物のうち、比較的出火危険の高い用途や就寝施設を有する用途に供する部分が存する防火対象物について、設置基準を定めたものである。</p> <p>2 第2項は、自動火災報知設備の設置、維持に関する技術基準の規定について記載したものである。「令第21</p>
--	---

	<p><u>条第2項及び第3項までの規定</u>とは、規則第24条から第24条の2までの規定を含むものとする。</p> <p>3 第3項は、本条及び令第21条の規定により設置する自動火災報知設備の警戒区域について規定したものである。</p> <p>(1)「主要な出入口からその内部を見とおすことができるもの」とは、学校の講堂、体育館、屋内競技場、観覧場及び劇場等の客席部分が該当し、事務室、倉庫、工場等は、荷物の積上げや機械類、ロッカー等が置かれるので、該当しない。</p> <p>(2)「天井の屋内に面する部分と天井裏の部分をそれぞれ異なる警戒」とは、耐火建築物及び特例による免除以外の対象物が該当する。</p>
(以下 省略)	(以下 省略)

第11 ガス漏れ火災警報設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;">第11 ガス漏れ火災警報設備</p> <p>1 受信機</p> <p>(1) 設置要領 第10自動火災報知設備の技術基準1(1)の規定を準用するほか、次によること。★</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 常用電源は、第10自動火災報知設備の技術基準1(3)の規定を準用する。★</p> <p>(4) 非常電源は、規則第24条の2の3第1項第7号イの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ その他、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 配線</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ガス漏れ火災警報設備の配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は、第10自動火災報知設備の技術基準4(1)に準じること。</p> <p>5 警報装置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス漏れ表示灯 ガス漏れ表示灯は、規則第24条の2の3第1項第4号ロの規定によるとともに、表示灯は黄色とし、設置は<u>前</u>(1)イ(1)及び(4)を準用するほか次によること。なお、食品売場等（区画された室がない場合）で、ガス燃焼機器が点在する場合は、各検知器付近にガス漏れ表示灯を設置する必要はない。</p> <p>(3) 検知区域警報装置 検知区域（1の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。）警報装置の設置は、規則第24条の2の3第1項第4号ハの規定及び<u>前</u>(1)イ(ア)から(ウ)までを準用するほか次によること。◆</p> <p>6 予備品 予備品は、第10自動火災報知設備の技術基準7によること。★</p> <p>7 非常電源 規則第24条の2の3第1項第7号の規定によるほか、第23非常電源設備の技術基準によること。</p> <p>8 総合操作盤 第25の2総合操作盤の技術基準によること。★</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>	<p style="text-align: center;">第11 ガス漏れ火災警報設備</p> <p>1 受信機</p> <p>(1) 設置要領 第10自動火災報知設備_____1(1)の規定を準用するほか、次によること。★</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 常用電源は、第10自動火災報知設備_____1(3)の規定を準用する。★</p> <p>(4) 非常電源は、規則第24条の2の3第1項第7号イの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ その他、第23非常電源設備_____によること。★</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 配線</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ガス漏れ火災警報設備の配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は、第10自動火災報知設備_____4(1)に準じること。</p> <p>5 警報装置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス漏れ表示灯 ガス漏れ表示灯は、規則第24条の2の3第1項第4号ロの規定によるとともに、表示灯は黄色とし、設置は<u>前</u>(1)イ(1)及び(4)を準用するほか次によること。なお、食品売場等（区画された室がない場合）で、ガス燃焼機器が点在する場合は、各検知器付近にガス漏れ表示灯を設置する必要はない。</p> <p>(3) 検知区域警報装置 検知区域（1の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。）警報装置の設置は、規則第24条の2の3第1項第4号ハの規定及び<u>前</u>(1)イ(ア)から(ウ)までを準用するほか次によること。◆</p> <p>6 予備品 予備品は、第10自動火災報知設備_____8によること。★</p> <p>7 非常電源 規則第24条の2の3第1項第7号の規定によるほか、第23非常電源設備_____によること。</p> <p>8 総合操作盤 第25の2総合操作盤_____によること。★</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>

第13 火災通報装置

電源は、規則第25条第3項第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) (略)
- (2) (略)

電源は、規則第25条第3項第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 通話するために回線終端装置等が必要なIP電話回線等に接続する場合、回線終端装置等の電源が次により設置されていること。

ア 蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。なお、電源を分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとる場合は、この限りでない。

イ 回線終端装置等の電源部分又はコンセント部分には、火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示すること。

ウ 回線終端装置等の常用電源の接続部は、振動又は衝撃により容易に緩まないよう、別添 資料13-1の例により、脱落防止措置がされていること。

なお、「電源の接続部」とは、電源が供給される配線（回線終端装置等の予備電源（UPS）に係る配線を含む。）のコンセント部分を含む全ての脱着可能な接続部をいう。

(4) 回線終端装置等の予備電源については次によること。

ア 回線終端装置等の予備電源には、無停電電源装置（以下「UPS」という）を使用すること。

イ 共同住宅等において配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられる場合は、別添 資料13-2により、共用部分の回線終端装置等にも予備電源を設置すること。

ウ UPSは、告示第1号第3第12号(1)に規定する容量を有するものであること。また、容量の算定方法については、別添 資料13-3により算定すること。

4 電話回線との接続

- (1) 電話回線の信号種別（アナログ式、デジタル式）により、接続可能な機器を選択すること。

(2) アナログ加入回線との接続は次によること。

(3) デジタル加入回線との接続は次によること。

5 電話回線との接続

- (1) 火災通報装置は、アナログ加入回線等又はIP電話回線等に接続すること。

		通信回線	使用
IP電話回線	「050」から始まる番号を有するもの	通報先において位置情報の取得が可能となる装置を付加設置したもの	○
	「050」から始まる番号を有しないもの	通報先において位置情報の取得が可能となる装置を有しないもの	×
	「050」から始まる番号を有するもの以外のもの	「050」から始まる番号を有するもの以外のもの	○
アナログ電話回線			○
ISDN回線			○
直収電話			×

(2) アナログ加入回線等に接続する場合、次により必要な措置を施すこと。

ア 火災通報装置又はTA等と電話回線の接続は、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式によること。

イ 火災通報装置のダイヤル方式設定を接続する電話回線のダイヤル方式と適合させること（自動でダイヤル方式を選択する火災通報装置の場合を除く。）。

(3) アナログ加入回線との接続は次によること。

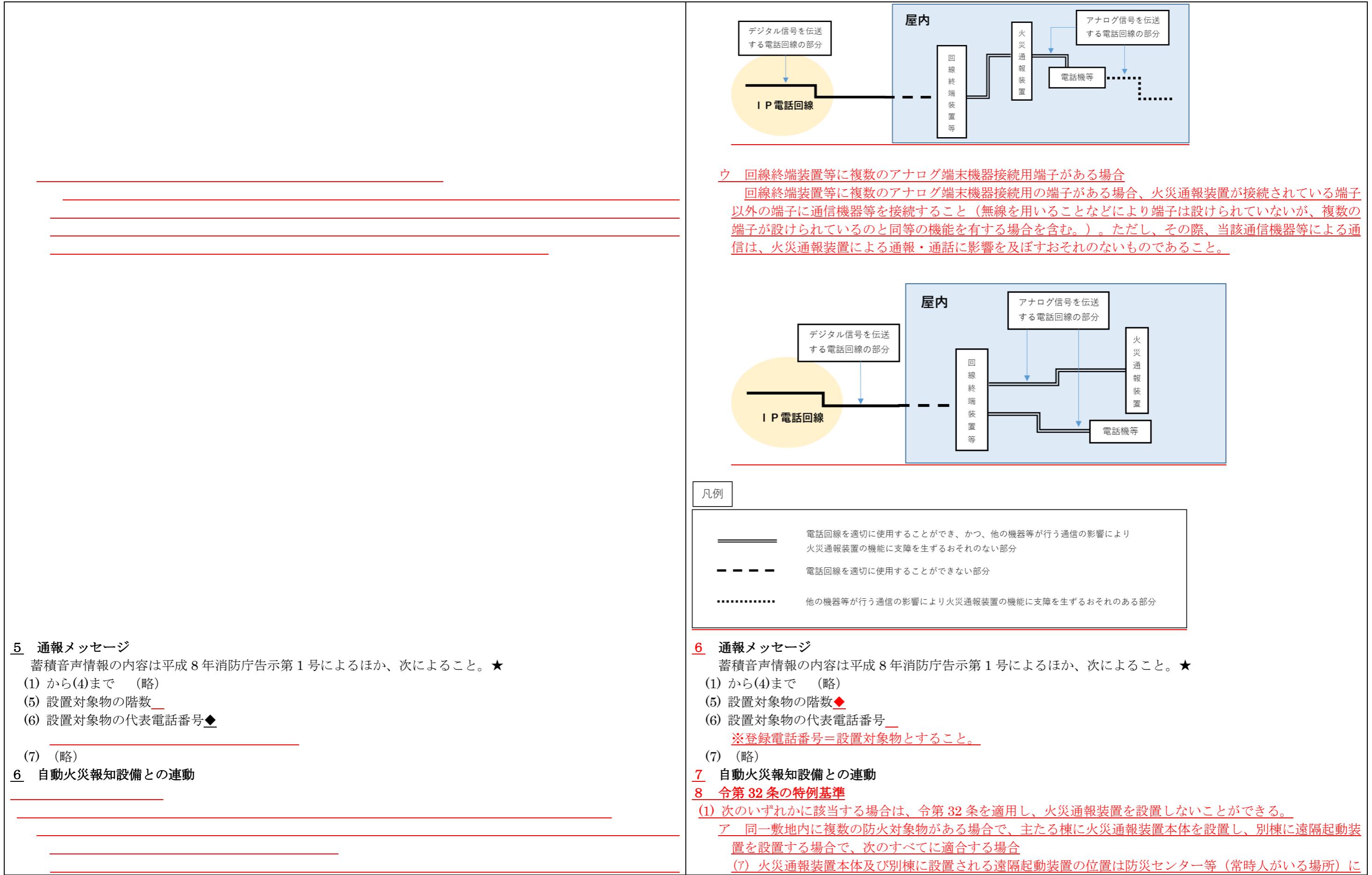
(4) デジタル加入回線との接続は次によること。

(5) IP電話回線等との接続は次によること

ア 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成28年消防庁告示第6号）による改正後の火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合する火災通報装置が設置されていること。

イ IP電話回線における火災通報装置の接続部分について

火災通報装置は、屋内のIP電話回線のうち回線終端装置等から電話機、ファクシミリ等の通信機器までのアナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該通信機器の影響を受けないように接続すること



設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される遠隔起動装置については、多数の者の中にふれやすく、かつ、火災の際にすみやかに操作することができる箇所及び防災センター等（有人のときには人がいる場所に限る。）に設置することをもって代えることができる。

- (イ) 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。
- (ウ) 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。

イ 次のいずれかに該当する防火対象物又はこれらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物であって、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容のこと。）が明示されているもの。

- (ア) 令別表第1(5)項イ ((16)項イの当該用途部分を含む。) のうち、宿泊室数が10以下であるもの

- (イ) 令別表第1(6)項イ(3) ((16)項イの当該用途部分を含む。) のうち、許可病床数が19以下であるもの

- (ウ) 令別表第1(6)項イ(4) ((16)項イの当該用途部分を含む。)

- (エ) 令別表第1(6)項ハ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、通所施設であるもの

ウ 駐車場で、同一敷地内に別棟の共同住宅等（管理事務所、店舗等含む。）が存し、次のすべてに適合する場合。ただし、共同住宅等の受信機で駐車場を警戒している場合、又は、共同住宅等に駐車場の受信機を設置している場合は、ウ及びエに適合することに足りる。

（7）共同住宅等と駐車場は、各々、自動火災報知設備等が設置され、共同住宅等の受信機は、駐車場の火災信号を表示できること。

- (イ) 前アの火災信号用の配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。

- (ウ) 共同住宅等に、火災通報装置または消防機関へ常時通報することができる電話が設置されていること。

- (エ) 駐車場は、車両を駐車する際を除き、通常無人であること。

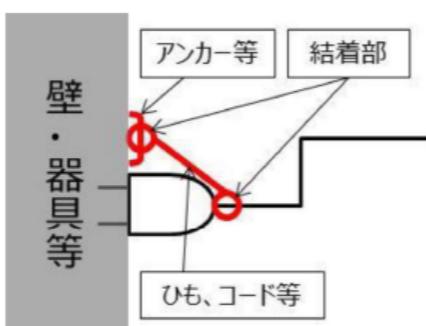
- （2）規則第25条第1項に規定する消防機関からの歩行距離は当該設備設置対象物から各本署、分署及び各出張所の受付までの距離とすること。なお、分団車庫は規則第25条第1項に規定する消防機関に含めないこと。

別添資料 13-1

I P電話の回線終端装置及び予備電源等の接続部脱着防止措置

配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置の例

図13-3 基本的な概念



電源（分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合に限る。）の配線接続部の直近の壁等にアンカーを固定させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をひも、コード等で結着する。

図13-4 市販の器具を活用した措置の例

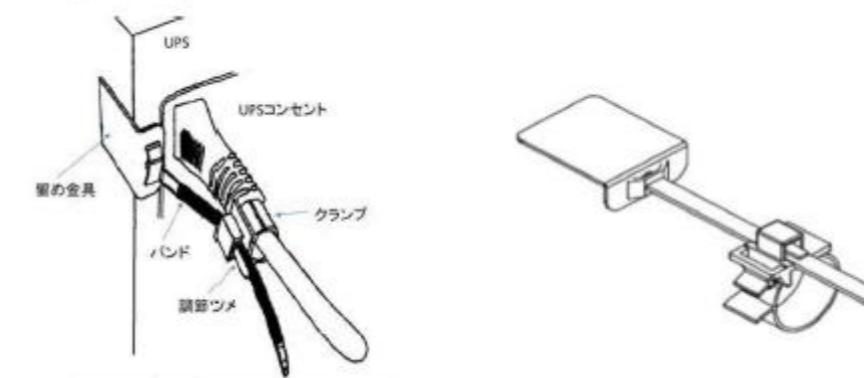


図 13-5 市販の器具を活用した措置の例

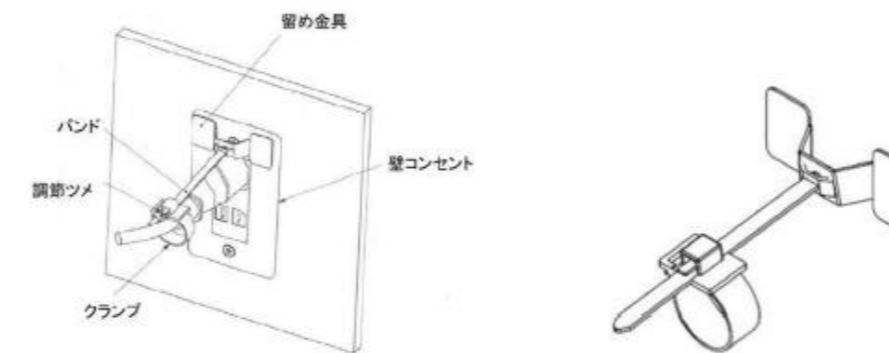


図 13-6 特定火災通報装置に付属するコンセント抜け防止金具の例

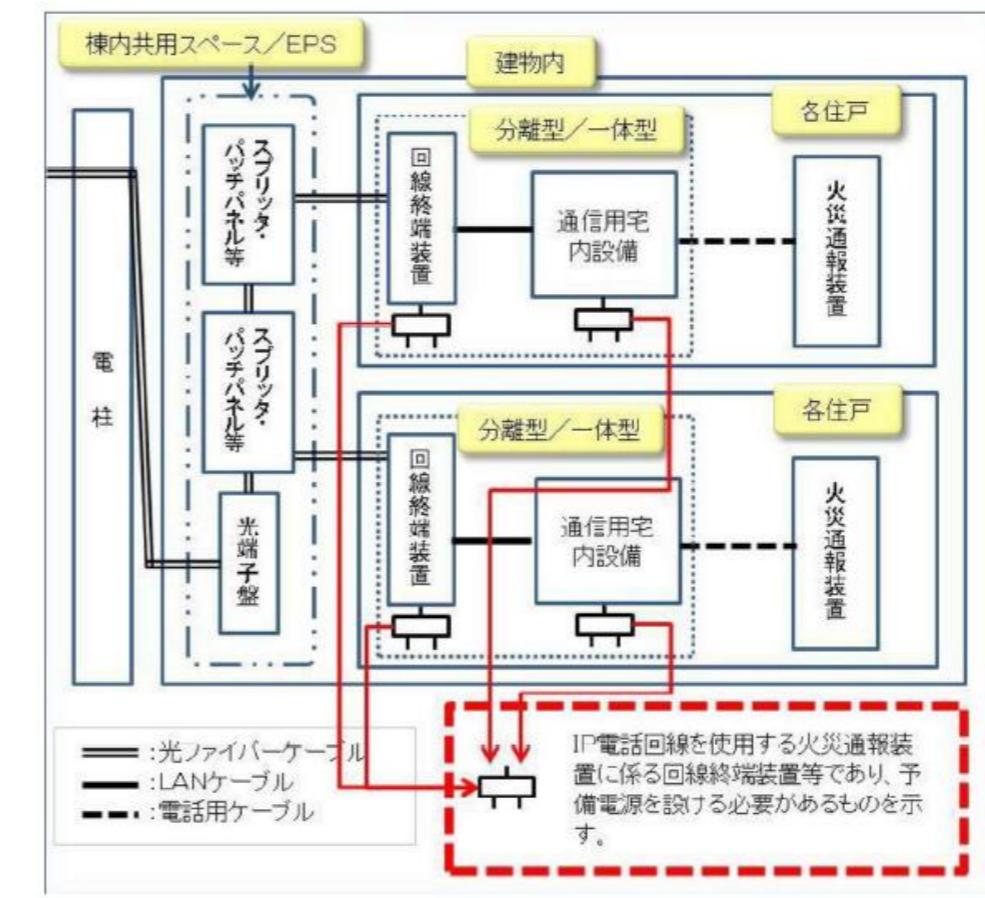


別添 資料 13-2

共同住宅等における回線終端装置の予備電源設置場所について1 光配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤からスプリッタ等を経由し、各住戸内にある回線終端装置及び通信用室内設備に接続する方法であり、各住戸の回線終端装置及び通信用室内設備に予備電源を設けること。

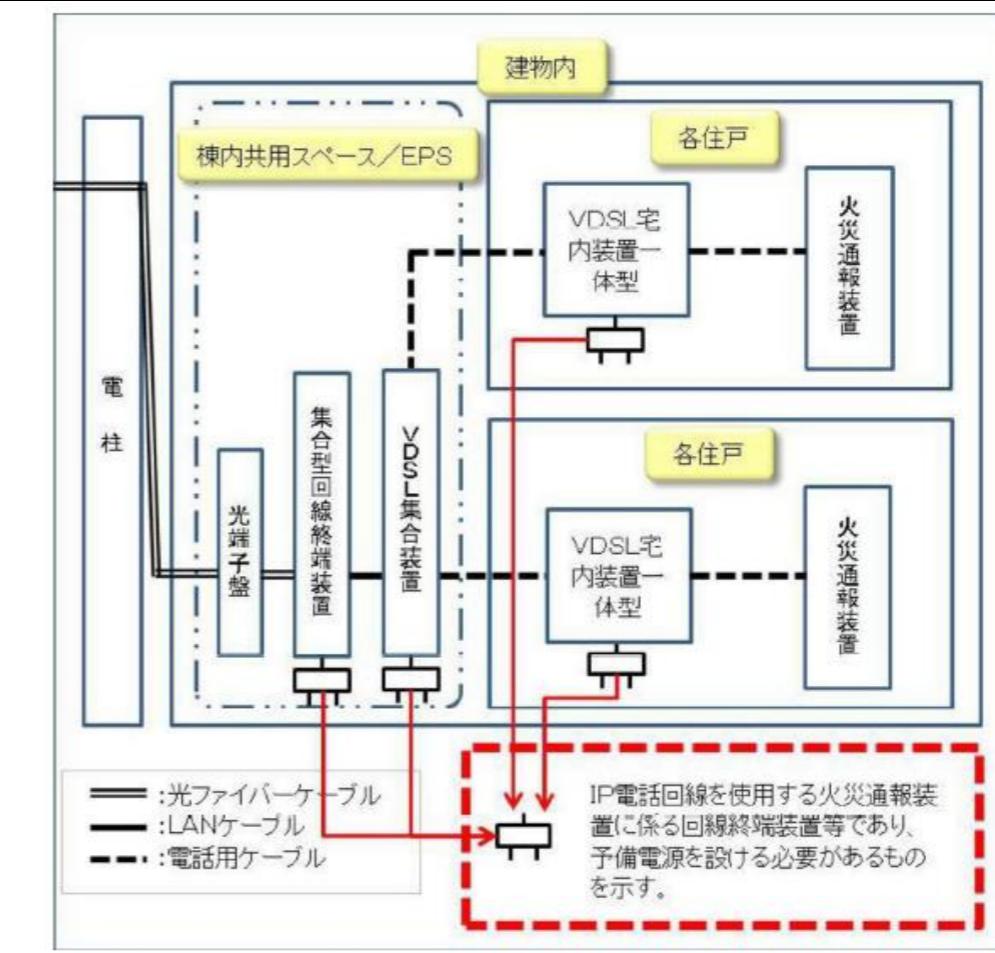
図 13-7 光配線方式



2 VDSL方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、VDSL集合装置から電話用ケーブルで各住戸内にある通信用宅内設備に接続する方法であり、各戸のVDSL宅内装置一体型に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置及びVDSL合装置にも予備電源を設けること。

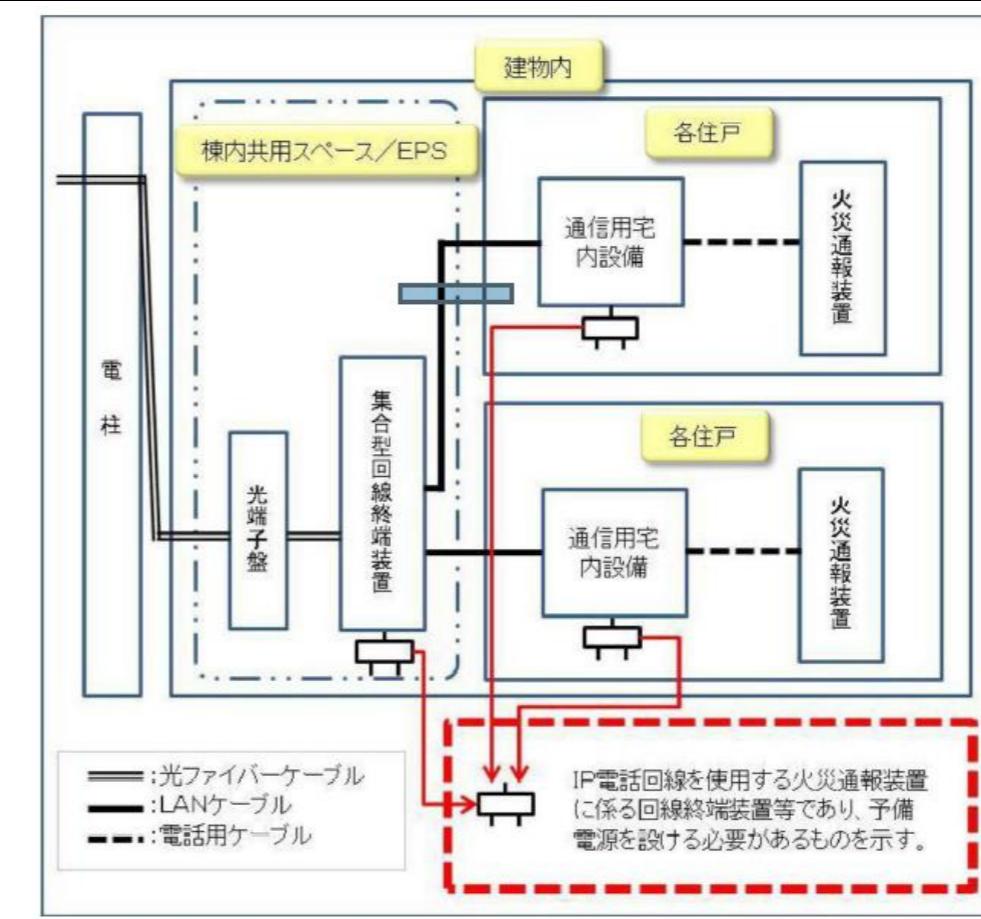
図13-8 VDSL方式



3 LAN配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、そこから LANケーブルで各戸内の通信用宅内設備に接続する方法であり、各戸内の通信用宅内設備に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置にも予備電源を設けること。

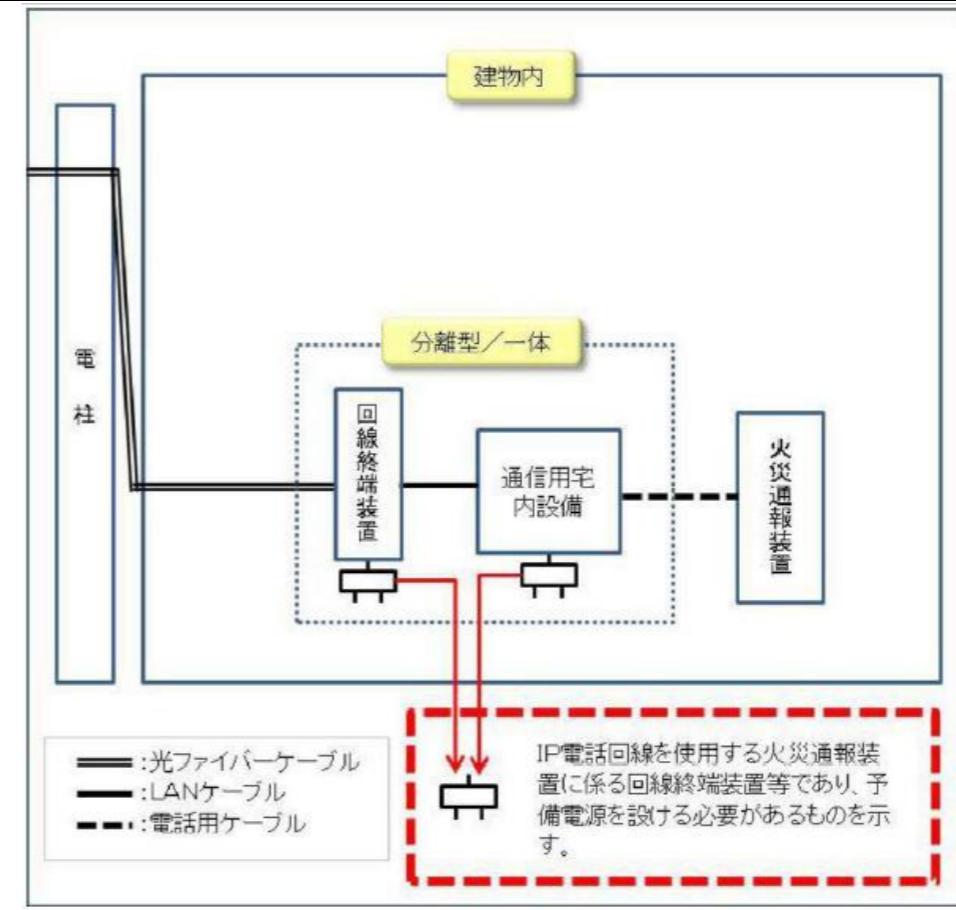
図 13-9 LAN接続方式



4 戸建て等の場合

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、回線終端装置及び通信用宅内設備を介して接続する方法であり、回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設けること。

図 13-10 戸建て等の場合



別添 資料13-3

UPS 容量の確認方法

1 概要

UPSの容量算定にあたっては、負荷機器（回線終端装置等）の容量（以下「負荷容量」という。）を把握する必要があり、負荷容量の合計とUPSのカタログ等に示されている定格容量等の規格を基に2及び3に示す要件を満たすUPSを選定する。

2 負荷容量

負荷容量は、一般的に皮相電力 S [VA] 又は消費（有効）電力 P [W] で表示されることが多く、一のUPSの負荷が複数の回線終端装置等で構成される場合は、それらの合計が負荷容量となる。

UPSは、次の(1)及び(2)より算定される負荷容量を上回るものを選定することとなる。

(1) 皮相電力による負荷容量の算定

- ① 負荷容量が S [VA] で与えられる場合は当該値を用いる。
- ② 負荷容量が P [W] で与えられる場合は $S = P / \cos \theta$ ($\cos \theta$: 負荷の力率) により皮相電力に換算した値を用いる。
- ③ ①又は②による数値を合計し、負荷容量 S_L [VA] を得る。

$$S_o > S_L \times \alpha$$

S_o : UPSの定格出力容量 [VA]

S_L : 負荷容量の合計 [VA]

α : 余裕率 (1.1以上)

※力率 ($\cos \theta$) は、負荷の特性に応じた値となる。

	<p>※余裕率（α）は、負荷の特性に応じ設けられ、1.1以上の値を用いるものとする。</p> <p>※負荷容量は定格値を用いるものとする。</p> <p>(2) 消費（有効）電力による負荷容量の算定</p> <p>① 負荷容量が P [W] で与えられる場合は当該値を用いる。</p> <p>② 負荷容量が S [VA] で与えられる場合は $P = S \times \cos \theta$ により消費（有効）電力に換算した値を用いる。</p> <p>③ ①又は②による数値を合計し、負荷容量 P_L [W] を得る。</p> $P_o > P_L \times \alpha$ <p>P_o : UPS の定格出力容量 [W] P_L : 負荷容量の合計 [W] α : 余裕率 (1.1以上)</p> <p>3 UPS の停電補償時間 原則として 70 分以上の分以上の停電補償時間を有する UPS を選定することとする。</p>
--	---

第14 非常警報設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第14 非常警報設備	
<p>1 非常放送設備</p> <p>(1) から(3)まで (4) 操作部及び遠隔操作器（以下、「遠隔操作器等」という。）は、規則第25条の2第2項第3号ホ、ヘ、ト、ル及びヲの規定によること。</p> <hr/> <p>(5) から(8)まで (略)</p> <p>(9) 起動装置は、令第24条第4項第2号、規則第25条の2第2項第2号及び第2号の2の規定によるほか、次によること。 防火対象物の11階以上の階、地下3階以下の階又は令別表第1（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物を除き、放送設備が自動火災報知設備と連動している場合は、起動装置を省略することができる。◆</p> <p>(10) スピーカーは、規則第25条の2第2項第3号イからニの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ 大空間を有する展示場、体育館、アトリウム等及び<u>ア(イ)</u>に掲げる部分で、当該部分の任意の場所において、警報音の第2シグナル音の音圧が70dB以上確保できるようスピーカーを配置した場合、<u>ア(イ)</u>の基準に基づきスピーカーを設置した場合と同等に取り扱うことができる。◆</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 屋内又は屋外の音響が聞き取りにくい場所にあっては、第10自動火災報知設備の技術基準6(2)イの規定を準用する。</p> <p>(13) 配線は、規則第25条の2第2項、第4号イからニまで及び電気工作物に係る法令の規定によること。</p> <p>(14) 常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓の基準5(1)ア及びイの規定を準用する。★</p> <p>(15) 非常電源は、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>(16) (略)</p> <p>2 非常ベル及び自動式サイレン</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 配線は、規則第25条の2第2項、第4号イ、ロ及び電気工作物に係る法令の規定によること。 (4) 非常電源は、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>3 総合操作盤</p> <p>第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>	<p>1 非常放送設備</p> <p>(1) から(3)まで (4) 操作部及び遠隔操作器（以下、「遠隔操作器等」という。）は、規則第25条の2第2項第3号ホ、ヘ、ト、ル及びヲの規定によること。 <u>なお、同号トにおける「防火上有効な措置を講じた位置」とは、第25防災センター等の基準によること。</u> ★</p> <p>(5) から(8)まで (略)</p> <p>(9) 起動装置は、令第24条第4項第2号、規則第25条の2第2項第2号及び第2号の2の規定によるほか、次によること。 放送設備が自動火災報知設備と連動している場合は、起動装置を省略することができる。◆</p> <p>(10) スピーカーは、規則第25条の2第2項第3号イからニの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ 大空間を有する展示場、体育館、アトリウム等及び<u>前ア(イ)</u>に掲げる部分で、当該部分の任意の場所において、警報音の第2シグナル音の音圧が70dB以上確保できるようスピーカーを配置した場合、<u>前ア(イ)</u>の基準に基づきスピーカーを設置した場合と同等に取り扱うことができる。◆</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 屋内又は屋外の音響が聞き取りにくい場所にあっては、第10自動火災報知設備<u>6(2)イ</u>の規定を準用する。</p> <p>(13) 配線は、規則第25条の2第2項、第4号イからニまで及び電気工作物に係る法令の規定によること。</p> <p>(14) 常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓<u>設備</u>5(1)ア及びイの規定を準用する。★</p> <p>(15) 非常電源は、第23非常電源設備<u>によること</u>。★</p> <p>(16) (略)</p> <p>2 非常ベル及び自動式サイレン</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 配線は、規則第25条の2第2項、第4号イ、ロ及び電気工作物に係る法令の規定によること。 (4) 非常電源は、第23非常電源設備<u>によること</u>。★</p> <p>3 総合操作盤</p> <p>第25の2総合操作盤<u>によること</u>。</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>

第15 避難器具

岡山市消防設備等審査基準（旧）						岡山市消防設備等審査基準（新）															
第15 避難器具						第15 避難器具															
1 (略) 2 防火対象物の用途区分に適応する避難器具 ★						1 (略) 2 防火対象物の用途区分に適応する避難器具 ★															
防火対象物	階	地階	2階	3階	4階又は5階	6階以上の階	防火対象物	階	地階	2階	3階										
1 (6)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 <u>救助袋</u> 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	同左	滑り台 救助袋 避難橋	滑り台 <u>避難はしご</u> <u>救助袋</u> 緩降機 避難橋 避難用タラップ	(6)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 <u>避難はしご</u> 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 <u>救助袋</u> 緩降機 避難橋	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋									
(1)項から(5)項まで及び(7)項から(11)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	(1)項から(5)項まで及び(7)項から(11)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋										
(12)項及び(15)項	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	(12)項及び(15)項	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋										
1から3以外で3階以上の階のうち避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階 (2)項及び(3)項並びに(16)項イで(2)項又は(3)項の用に供する部分にあつては2階		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難橋 避難用タラップ	1から3以外で3階以上の階のうち避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階 (2)項及び(3)項並びに(16)項イで(2)項又は(3)項の用に供する部分にあつては2階			滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋									
備考	11階以上の階に避難器具を設ける場合は、各階に避難上有効な2m ² 以上のバルコニーを付置した固定式のはしごとすること。					備考	11階以上の階に避難器具を設ける場合は、各階に避難上有効な2m ² 以上のバルコニーを付置した固定式のはしごとすること。														
3 設置位置						3 設置位置															
(1) から(6)まで (略)						(1) から(6)まで (略)															
(7) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯（以下「架空電線等」という。）がある場合は、(2)の基						(7) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯（以下「架空電線等」という。）がある場合は、(2)の基															

<p>準にかかわらず降下空間と当該架空電線等との間に、1.2m以上の間隔を保有するとともに避難器具の上端と架空電線との間に、2m以上の間隔を保有すること。ただし、避難器具に近接する架空電線等の部分を絶縁性能のあるもので保護する等安全と認められた場合は、この限りでない。</p>	<p>基準にかかわらず降下空間と当該架空電線等との間に、1.2m以上の間隔を保有するとともに避難器具の上端と架空電線等との間に、2m以上の間隔を保有すること。ただし、避難器具に近接する架空電線等の部分を絶縁性能のあるもので保護する等安全と認められた場合は、この限りでない。</p>
<p>4 設置要領 避難器具の設置要領は、令25条第2項第2号<u>第3号</u>の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) から(8)まで (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>4 設置要領 避難器具の設置要領は、令25条第2項第2号及<u>第3号</u>の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) から(8)まで (略)</p>
<p>(9) 避難上有効なバルコニーへ設ける仕切板は次によること。◆</p> <p>ア 材質を不燃材料とし、容易に破壊できるものであること。</p> <p>イ バルコニーの床面から、幅60cm以上、高さ80cm以上の有効な空間が確保できること。</p>	
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 避難橋</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公用道路上空に設ける避難橋</p> <p>ア からウまで (略)</p> <p>エ 上記のほか、<u>(1)</u>アからコまでを準用する。★</p>	<p>6 避難橋</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公用道路上空に設ける避難橋</p> <p>ア からウまで (略)</p> <p>エ 上記のほか、<u>6(1)</u>アからコまでを準用する。★</p>
<p>7 から12まで (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>7 から12まで (略)</p>
	<p>13 付加設置 (岡山市火災予防条例)</p> <p>(避難器具に関する基準)</p> <p>第42条 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上の建築物又は地盤面からの高さが31メートルを超える建築物には、金属性の固定避難はしご（各階ごとにバルコニーその他これに準ずるものを設け、当該バルコニー等の間を避難用タラップ又は金属性避難はしごで安全、かつ、容易に避難できる構造の避難施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設ける固定避難はしごの設置及び維持については、省令第27条第1項第4号又は第9号及び第11号の規定によるほか、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 固定避難はしごは、各階ごとに外気に開放されたバルコニーその他これらに類するもの（以下「バルコニー等」という。）に設けること。</p> <p>(2) バルコニー等の床面積は2平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) バルコニー等には、高さ1.1メートル以上の手すり、さく等を設けること。</p> <p>(4) 固定避難はしごの位置は、避難に際し容易に接近でき、かつ、階段その他避難施設から適当な距離にあること。</p> <p>(5) 固定避難はしごの降下口は、相互に同一垂直線上の位置ないこと。</p> <p>(6) 固定避難はしごには、固定避難はしごである旨を表示した灯火を設けること。</p> <p>【解説】</p>

	<p>本条は、令第25条の規定により避難器具を設置することとなる防火対象物以外のものについて、避難器具を設置しなければならない範囲とその基準を定めたものである。</p> <p>1 第1項は、本条により11階以上又は地盤面からの高さが31メートルを超える建築物には、避難上有効なバルコニーを附置した固定式はしごを設置しなければならないことを定めたものである。この場合、固定式のはしごは、はしご内蔵型ハッチのものを含むものとする。</p> <p>(1) 「地階を除く階数が11以上の建築物」とは、階に算定される階で11階以上が該当する。</p> <p>(2) 「高さが31メートルを超える建築物」とは、階数が11階以下であっても31メートルを超える階がある場合に該当する。</p> <p>(3) 「金属製の固定避難はしご」とは、「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」第2条2号に規定される固定はしごと同等とする。</p> <p>2 第2項は、避難器具を設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。</p> <p>また、「規則第27条第3号ロ又は第7号及び9号の規定」とは、施行規則第26条の規定を含むものとするとが、共同住宅特例の場合は設置不要とする。</p> <p>3 意匠上の理由から本条による避難器具、バルコニー、灯火の設置が困難である場合、二方向避難を確保し、その他安全対策をとることで、条例第44条を適用できるものとする。</p>
--	--

第16 誘導灯及び誘導標識

岡山市消防設備等審査基準（旧）									岡山市消防設備等審査基準（新）												
第16 誘導灯及び誘導標識																					
1から3まで (略)									1から3まで (略)												
4 誘導灯、誘導標識の設置基準及び設置種類									4 誘導灯、誘導標識の設置基準及び設置種類												
誘導灯及び誘導標識の設置基準は、令第26条第1項の規定による。																					
項	設置基準			設置種類						項	設置基準			設置種類							
	避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯		通路誘導灯 (室内に設けるもの)		通路誘導灯 (廊下に設けるもの)			避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯		通路誘導灯 (室内に設けるもの)		通路誘導灯 (廊下に設けるもの)			
				当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)					当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)	当該階の床面積 (m ²)
			1,000m ² 以上	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上	1,000m ² 未満				1,000m ² 以上	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上	1,000m ² 未満				
(1) イ ロ	全部	全部	A・B	通路A・B	C	通路C	通路C	通路C	(1) イ ロ	全部	全部	A・B	通路A・B	C	通路C	通路C	通路C	通路C			
(2) イ ロ ハ ニ	全部	全部							(2) イ ロ ハ ニ	全部	全部										
(3) イ ロ	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B			(3) イ ロ	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B						
(4)									(4)												
(5) イ ロ	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B			(5) イ ロ	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B						
(6) イ ロ ハ ニ	全部	※1	C	通路C	A・B	通路A・B			(6) イ ロ ハ ニ	全部	※1	C	通路C	A・B	通路A・B						
(7)									(7)	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B						
(8)									(8)												
(9) イ ロ	全部	※1	C	通路C	A・B	通路A・B			(9) イ ロ	全部	※1	C	通路C	A・B	通路A・B						
(10)									(10)												
(11)									(11)												
(12) イ ロ	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B			(12) イ ロ	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B						
(13) イ ロ	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B			(13) イ ロ	※1	全部	C	通路C	A・B	通路A・B						
(14)									(14)												
(15)									(15)												
(16) イ ロ	全部	※2	C	通路C	A・B	通路A・B			(16) イ ロ	全部	※2	C	通路C	A・B	通路A・B						
(16の2)	※1	※2	C	通路C	A・B	通路A・B			(16の2)	※1	※2	C	通路C	A・B	通路A・B						
(16の3)									(16の3)												
備考	全部～建物のどの階にあっても設置 ※1～地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2～(1)項の用途部分に設置			備考	A・B～避難口A級、避難口B級・B H型又は避難口B級・B L型に点滅機能を有するもの C～避難口C級以上（矢印付はB級以上） 通路A・B～通路A級、通路B級・B H型 通路C～通路C級以上 ※1 (16)項イにあっては(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの						備考	全部～建物のどの階にあっても設置 ※1～地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2～(1)項の用途部分に設置			備考	A・B～避難口A級、避難口B級・B H型又は避難口B級・B L型に点滅機能を有するもの C～避難口C級以上（矢印付はB級以上） 通路A・B～通路A級、通路B級・B H型 通路C～通路C級以上 ※1 (16)項イにあっては(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存在する階					
※A・B又はA・Bを設置する場合において、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に設置する場合には、令32条を適用して、B級又はC級とすることができる。									※A・B又は通路A・Bを設置する場合において、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に設置する場合には、令32条を適用して、B級・B L型又はC級とすることができる。												

5 (略)	5 (略)
6 誘導灯の設置要領	6 誘導灯の設置要領
(1) 避難口誘導灯	(1) 避難口誘導灯
ア 設置箇所	ア 設置箇所
(ア) (略)	(ア) (略)
(イ) (略)	(イ) (略)
(ウ) <u>(ア)</u> 又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口(室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100m ² (主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400m ²) 以下であるものを除く。)	<u>(ア)</u> 又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口(室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100m ² (主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400m ²) 以下であるものを除く。)
(エ) (略)	(エ) (略)
イ (略)	イ (略)
ウ (略)	ウ (略)
(2) から(4)まで (略)	(2) から(4)まで (略)
(5) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯	(5) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯
点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形説導音装置付誘導灯の設置場所及び設置要領は、 <u>(1)</u> によるほか次によること。	点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形説導音装置付誘導灯の設置場所及び設置要領は、 <u>6(1)</u> によるほか次によること。
ア 設置場所	ア 設置場所
(ア) (略)	(ア) (略)
(イ) (1)ア(ア)又は(イ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。	(イ) <u>6(1)</u> ア(ア)又は(イ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。
イ 設置要領	イ 設置要領
(ア) から(オ)まで (略)	(ア) から(オ)まで (略)
(カ) <u>(オ)</u> の場合において当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の誘導音を停止させるものであること。◆	<u>(オ)</u> の場合において当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の誘導音を停止させるものであること。◆
a (略)	a (略)
b 自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるよう設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、 <u>a</u> にかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。	b 自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるよう設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、 <u>a</u> にかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。
(キ) から(ケ)まで (略)	(キ) から(ケ)まで (略)
(6) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置基準は、平成11年消防庁告示第2号第5第1号(10)によるほか、次によること。	(6) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置基準は、平成11年消防庁告示第2号第5第1号(10)によるほか、次によること。
ア 標識灯を並列設置(標識灯を誘導灯の短辺に接して設置すること。)する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置場所は、 <u>(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる場所</u> とすること。◆	ア 標識灯を並列設置(標識灯を誘導灯の短辺に接して設置すること。)する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置場所は、 <u>6(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる場所</u> とすること。◆
イからクまで (略)	イからクまで (略)
(7) 誘導標識	(7) 誘導標識
ア 設置箇所	ア 設置箇所
(ア) (略)	(ア) (略)
(イ) 令別表第1に掲げる防火対象物(ア)及び(イ)の部分を除く)のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆	(イ) 令別表第1に掲げる防火対象物(前ア)及び <u>6(1)ア、6(2)ア</u> の部分を除く)のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆
<u>(ウ) 6(3)エの規定を準用すること。◆</u>	
イ 設置要領	イ 設置要領
(ア) から(エ)まで (略)	(ア) から(エ)まで (略)
(オ) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の基準	(オ) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の基準
a <u>告示</u> 第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいう。	a 平成11年消防庁告示第2号第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいう。
b 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適當である。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」(告示別図第2)の向きを、避難時の上り・下りの方向に	b 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適當である。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」(平成11年消防庁告示第2号別図第2)の向きを、避難時の上り・下りの方向に

<p>合わせたものとすること。</p> <p>c 誘導標識の材料は、「堅ろうで耐久性のあるもの」(告示第5第3号(1))とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあっては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(カ) 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導表示</p> <p>a 告示第3の2ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの(図16-30)、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの(図16-31)等を想定しており、停電等により通常の照明が消灯してから20分間(規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間)経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されること。 $L' \geq L \times 100/d'$</p> <p>L' : 当該表示の表面における平均輝度 [mcd/m²] L : 2 [mcd/m²] d' : 当該標示の幅 [mm]</p> <p>また、当該標示を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう上記(イ)b及び(カ)a・cの例等により適切に設置・維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識により避難の方向を明示すること。図16-30)</p> <p>b 告示第3の2ただし書に規定する「その他の方法」としては、蓄光式誘導標識又は上記aの「帯状の標示」を補完するものとして、例えば避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示(図16-32)、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示(図16-33)等が想定される。</p> <p>c (略)</p> <p>ウ 蓄光式誘導標識の設置対象ごとの個別事項</p> <p>(ア) (略) (イ) (略) (ウ) 大規模・高層の防火対象物等(停電時の長時間避難に対応した誘導表示関係)</p> <p>a 停電時の長時間避難に対応した誘導表示の対象として、告示第4第3号により地下駅舎等が新たに追加されたが、同号に規定する「消防長(消防本部を置かない消防本部においては、市町村長)又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの」については、危険性が高いものみとし、「複数の路線が乗り入れている駅」又は「3層以上の構造を有する駅」を指定すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>7 誘導灯の消灯</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 消灯方法★</p> <p>ア ①アに該当し消灯する場合は、次の各号に適合すること。</p> <p>イ ①イに該当し消灯する場合は、次の各号に適合すること。</p> <p>ウ ①ウに該当し消灯する場合は、次によること。</p> <p>(ア) 当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること。②火災の際には誘導灯が点灯すること。③避難経路について、掲示や放送等によりあらかじめ周知すること。</p> <p>(イ) ①ウ(ア)に掲げる防火対象物のうち当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。従って、清掃、点検等のため人が存する場合には消灯できないものである。</p> <p>(ウ) ①ウ(イ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は映画館における上映時間中、劇場にお</p>	<p>合わせたものとすること。</p> <p>c 誘導標識の材料は、「堅ろうで耐久性のあるもの」(平成11年消防庁告示第2号第5第3号(1))とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあっては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(カ) 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導標示</p> <p>a 平成11年消防庁告示第2号第3の2ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの(図16-30)、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの(図16-31)等を想定しており、停電等により通常の照明が消灯してから20分間(規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間)経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されること。 $L' \geq L \times 100/d'$</p> <p>L' : 当該表示の表面における平均輝度 [mcd/m²] L : 2 [mcd/m²] d' : 当該標示の幅 [mm]</p> <p>また、当該標示を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう上記(イ)b、(カ)a及びcの例等により適切に設置・維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識により避難の方向を明示すること。図16-30)</p> <p>b 平成11年消防庁告示第2号第3の2ただし書に規定する「その他の方法」としては、蓄光式誘導標識又は上記aの「帯状の標示」を補完するものとして、例えば避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示(図16-32)、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示(図16-33)等が想定される。</p> <p>c (略)</p> <p>ウ 蓄光式誘導標識の設置対象ごとの個別事項</p> <p>(ア) (略) (イ) (略) (ウ) 大規模・高層の防火対象物等(停電時の長時間避難に対応した誘導標示関係)</p> <p>a 停電時の長時間避難に対応した誘導標示の対象として、平成11年消防庁告示第2号第4第3号により地下駅舎等が追加されたが、同号に規定する「消防長(消防本部を置かない消防本部においては、市町村長)又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの」については、危険性が高いものみとし、「複数の路線が乗り入れている駅」又は「3層以上の構造を有する駅」を指定すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>7 誘導灯の消灯</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 消灯方法★</p> <p>ア ⑦(1)アに該当し消灯する場合は、次の各号に適合すること。</p> <p>イ ⑦(1)イに該当し消灯する場合は、次の各号に適合すること。</p> <p>ウ ⑦(1)ウに該当し消灯する場合は、次の各号に適合すること。</p> <p>(ア) 当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること。②火災の際には誘導灯が点灯すること。③避難経路について、掲示や放送等によりあらかじめ周知すること。</p> <p>(イ) ⑦(1)ウ(ア)に掲げる防火対象物のうち当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。従って、清掃、点検等のため人が存する場合には消灯できないものである。</p> <p>(ウ) ⑦(1)ウ(イ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は映画館における上映時間中、劇場にお</p>
---	--

<p>ける上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。</p> <p>(イ) <u>7</u>(2)ウ(ウ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。</p> <p>(4) 点灯方法</p> <p>ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、すべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を自動的に点灯すること。ただし、自動火災報知設備が設置されていない防火対象物又はその部分は、当該防火対象物に勤務する警備員等により防火管理体制が確立されていて、非常時に消灯された<u>誘導灯の保証が十分確保されている場合に限り図16-37、図16-38の回路構成により行うことができる。</u> ((1)ウに該当する防火対象物又はその部分を除く。) ★</p> <p>イ <u>7</u>(1)アに該当する防火対象物又はその部分で無人でない状態となった場合、施錠連動装置又は照明器具連動装置により自動的に点灯できること。</p> <p>ウ <u>7</u>(1)イに該当する防火対象物又はその部分で、外光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、光電式自動点滅器により自動的に点灯できること。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>7</u>(1)ウ及びエに該当する防火対象物又はその部分で、当該対象場所に使用されている通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。この場合において、誘導灯の点灯が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>カ 階段又は傾斜路に設ける誘導灯は、点滅器等により消灯及び点灯することができる。★</p> <p>(5) (略)</p> <p>8 電源及び配線</p> <p>(1) 常用電源</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 常用電源回路からの専用回路は、2以上の階にわたらないこと。ただし、<u>平成11年消防庁告示第2号第4、1及び2</u>に掲げる防火対象物で、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下、通路及び直通階段に設ける誘導灯及び通路誘導灯にあっては、階段系統ごととすることができる。◆</p> <p>(2) 非常電源</p> <p>規則第28条の3第4項第10号及び平成11年消防庁告示<u>第2号</u>第4の規定によるほか次によること。 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。</p> <p>(3) 配線</p> <p>規則第28条の3 第4 項第11号の規定によること。</p> <p>9 総合操作盤</p> <p><u>第25の2</u>総合操作盤によること。</p>	<p>ける上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。</p> <p>(イ) <u>7</u>(2)ウ(ウ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。</p> <p>(4) 点灯方法</p> <p>ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、すべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を自動的に点灯すること。ただし、自動火災報知設備が設置されていない防火対象物又はその部分は、当該防火対象物に勤務する警備員等により防火管理体制が確立されていて、非常時に消灯された<u>いる誘導灯が点灯できる</u>場合に限り図16-37、図16-38の回路構成により行うことができる。 ((1)ウに該当する防火対象物又はその部分を除く。) ★</p> <p>イ <u>7</u>(1)アに該当する防火対象物又はその部分で無人でない状態となった場合、施錠連動装置又は照明器具連動装置により自動的に点灯できること。</p> <p>ウ <u>7</u>(1)イに該当する防火対象物又はその部分で、外光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、光電式自動点滅器により自動的に点灯できること。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>7</u>(1)ウ及びエに該当する防火対象物又はその部分で、当該対象場所に使用されている通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。この場合において、誘導灯の点灯が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>カ 階段又は傾斜路に設ける誘導灯は、点滅器等により消灯及び点灯することができる。★</p> <p>(5) (略)</p> <p>8 電源及び配線</p> <p>(1) 常用電源</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 常用電源回路からの専用回路は、2以上の階にわたらないこと。ただし、<u>平成11年消防庁告示第2号第4、1及び2</u>に掲げる防火対象物で、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下、通路及び直通階段に設ける誘導灯及び通路誘導灯にあっては、階段系統ごととすることができる。◆</p> <p>(2) 非常電源</p> <p>規則第28条の3第4項第10号及び平成11年消防庁告示<u>第2号</u>第4の規定によるほか次によること。 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。</p> <p>(3) 配線</p> <p>規則第28条の3 第4 項第11号の規定によること。</p> <p>9 総合操作盤</p> <p><u>第25の2</u>総合操作盤によること。</p>
---	--

第17 消防用水

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;">第17 消防用水</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備<u>の技術基準2(1)及び(2)</u>の規定を準用するほか、次によること。★</p> <p>(5) ポンプの全揚程</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配管の摩擦損失水頭は、第2屋内消火栓設備<u>の技術基準2(2)ウ</u>の規定を準用する。◆</p> <p>(6) 加圧送水装置には、地震による震動等に耐えるため、第2屋内消火栓<u>の技術基準2(7)</u>による措置を講じること。★</p> <p>(7) から(10)まで (略)</p> <p>(11) 非常電源</p> <p>第23非常電源設備<u>の技術基準</u>によること。◆</p> <p>3 (略)</p> <p>4 標示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <hr/> <p>5 空調用蓄熱槽との兼用</p> <p>1から3によるほか、次によること。</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>6 凍結防止</p> <p>第2屋内消火栓<u>の技術基準7</u>の規定を準用する。★</p> <p>7 総合操作盤</p> <p>加圧送水装置を設ける消防用水に係る総合操作盤は、第25の2総合操作盤<u>の技術基準</u>によること。★</p>	<p style="text-align: center;">第17 消防用水</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備<u>2(1)及び(2)</u>の規定を準用するほか、次によること。★</p> <p>(5) ポンプの全揚程</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配管の摩擦損失水頭は、第2屋内消火栓設備<u>2(2)ウ</u>の規定を準用する。◆</p> <p>(6) 加圧送水装置には、地震による震動等に耐えるため、第2屋内消火栓<u>設備2(7)</u>による措置を講じること。★</p> <p>(7) から(10)まで (略)</p> <p>(11) 非常電源</p> <p>第23非常電源設備<u>によること。◆</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 標示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防用水と指定消防水利を兼用する場合の標識については、兼用しないこと。ただし、1本の標識柱へ消防用水と消防水利の標識をそれぞれ設置することは認められる。</p> <p>5 消防用水<u>の兼用</u></p> <p>1から3によるほか、次によること。</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 消防用水を消火設備の水槽又は指定消防水利として使用する場合には、次によることとし、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>ア 他の消火設備の水源と兼用する場合は、それぞれの規定水源水量を加算して得た量以上を確保すること。</p> <p>イ 消防水利と兼用する場合は、消防水利又は消防用水それぞれの必要量のうち、大なるものの水量以上を確保すること。また、兼用の可否について、管轄の消防署消防係と協議するよう指導すること。</p> <p>6 凍結防止</p> <p>第2屋内消火栓<u>設備7</u>の規定を準用する。★</p> <p>7 総合操作盤</p> <p>加圧送水装置を設ける消防用水に係る総合操作盤は、第25の2総合操作盤<u>によること。★</u></p>

第18 連結散水設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第18 連結散水設備	
<p>1 送水口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 標識 標識は、規則第条の3第4号ニの規定によるほか、第3スプリンクラー設備の技術基準Ⅳ(4)の規定を準用すること。</p> <p>2 配管等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配管 アからオまで (略)</p>	<p>1 送水口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 標識 標識は、規則第条の3第4号ニの規定によるほか、第3スプリンクラー設備 I 4(4)の規定を準用すること。</p> <p>2 配管等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配管 アからオまで (略) カ 配管中に水が溜まるおそれのある部分には、溜まった水を有効に排水できる措置を講じること。◆</p>
<p>3 散水ヘッド</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号イからホの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ 2以上の送水区域を設ける場合は、隣接する送水区域が相互に重複するよう、第3スプリンクラー設備の技術基準Ⅲ 1(3)ウの規定を準用し、設けること。◆</p> <p>(3) 散水ヘッドを設けなくてもよい部分は、規則第30条の2の規定によるほか、次によること。 ア (略) イ 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床若しくは壁又は自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸で区画された部分で規則第30条の2第3号のその他これらに類する室の用途に供するものとは、次に掲げる用途に供されるものを含むものとする。 (ア) から(ウ)まで (略) (エ) 第3スプリンクラー設備の技術基準Ⅱ 4(1)イの用に供する室◆ ウ (略) エ (略) (4) (3)に該当し、散水ヘッドを設けなくてもよい部分で、(3)イ(イ)から(エ)及び(3)ウの用途には、第3スプリンクラー設備の技術基準Ⅱ 4(3)イの規定を準用すること。◆</p> <p>4 凍結防止 第2屋内消火栓 の技術基準 7の規定によること。◆</p> <p>5 開放型散水ヘッド 開放型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。 (1) (略) (2) (略) (3) 散水ヘッド ア (略) イ (略) ウ ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号ロ、ハの規定によるほか、次によること。</p> <p>6 閉鎖型散水ヘッド 閉鎖型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。 (1) (略)</p>	<p>1 送水口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 標識 標識は、規則第条の3第4号ニの規定によるほか、第3スプリンクラー設備 I 4(4)の規定を準用すること。</p> <p>2 配管等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配管 アからオまで (略) カ 配管中に水が溜まるおそれのある部分には、溜まった水を有効に排水できる措置を講じること。◆</p> <p>3 散水ヘッド</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号イからホの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ 2以上の送水区域を設ける場合は、境界付近において火災が発生した場合、どちらか一方の送水区域を放水することにより消火が可能とするため隣接する送水区域が相互に重複するよう、第3スプリンクラー設備 III 1(3)ウの規定を準用し、設けること。◆</p> <p>(3) 散水ヘッドを設けなくてもよい部分は、規則第30条の2の規定によるほか、次によること。 ア (略) イ 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床若しくは壁又は自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸で区画された部分で規則第30条の2第3号のその他これらに類する室の用途に供するものとは、次に掲げる用途に供されるものを含むものとする。 (ア) から(ウ)まで (略) (エ) 第3スプリンクラー設備 II 4(1)イの用に供する室◆ ウ (略) エ (略) (4) 前(3)に該当し、散水ヘッドを設けなくてもよい部分で、前(3)イ(イ)から(エ)及び前(3)ウの用途には、第3スプリンクラー設備 II 4(3)イの規定を準用すること。◆</p> <p>4 凍結防止 第2屋内消火栓 設備 7の規定によること。◆</p> <p>5 開放型散水ヘッド 開放型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。 (1) (略) (2) (略) (3) 散水ヘッド ア (略) イ (略) ウ ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号ロ 及びハの規定によるほか、次によること。</p> <p>6 閉鎖型散水ヘッド 閉鎖型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。 (1) (略)</p>

<p>(2) 配管 ア (略) イ 散水設備は、次の各号に適合する加圧送水装置に直結した管の呼びで100mm以上の配管を設けること。◆ (ア) (略) (イ) (略) (ウ) 加圧送水装置の揚程は、ヘッド圧力0.1MPaを基準とし、第3スプリンクラー消火設備_____ I 1(2)イ、(3)ア及び(4)ア_____ の規定を準用する。 ウ (略)</p> <p>(3) 散水ヘッド ア (略) イ ヘッドの設置要領等 ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号ロ、_____ハの規定によるほか、次によること。 (ア) ヘッドの設置間隔は、第3スプリンクラー設備_____ II 2によること。★ (イ) ヘッドの取付け面との距離は、規則第13条の2第4項第1号イからヘ及び第3スプリンクラー設備_____ II 3(1)から(9)までによること。◆</p> <p>7 (略)</p> <p>8 総合操作盤 第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <hr/> <hr/>	<p>(2) 配管 ア (略) イ 散水設備は、次の各号に適合する加圧送水装置に直結した管の呼びで100mm以上の配管を設けること。◆ (ア) (略) (イ) (略) (ウ) 加圧送水装置の揚程は、ヘッド圧力0.1MPaを基準とし、第3スプリンクラー設備_____ I 1(2)イ、規則第14条第1項第11号イ及びロの規定を準用する。 ウ (略)</p> <p>(3) 散水ヘッド ア (略) イ ヘッドの設置要領等 ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号ロ及びハの規定によるほか、次によること。 (ア) ヘッドの設置間隔は、第3スプリンクラー設備_____ II 2によること。★ (イ) ヘッドの取付け面との距離は、規則第13条の2第4項第1号イからヘ及び第3スプリンクラー設備_____ II 3(1)から(9)までによること。◆</p> <p>7 (略)</p> <p>8 総合操作盤 第25の2総合操作盤_____によること。</p> <p>9 令第32条の特例基準 第2屋内消火栓設備9(4)の規定を準用する。</p>
--	--

第19 連結送水管

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第19 連結送水管	
1 送水口 (1) (略) (2) 構造等 構造等は、令第29条第2項第3号、規則第31条第1号、第3号及び第4号の2並びに平成13年消防告示第37号の規定によるほか、次によること。 (3) (略)	1 送水口 (1) (略) (2) 構造等 構造等は、令第29条第2項第3号、規則第31条第1号、第3号及び第4号の2並びに平成13年消防告示第37号の規定によるほか、次によること。 (3) (略)
2 配管 (1) 構造 構造は、令第29条第2項第2号並びに規則第30条の4第1項、第31条第5号イ、ホ、ヘ及びトの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ (略) ウ 高さ70mを超える建築物の配管は湿式とすること。また、高さ70m以下の建築物の配管についても、原則として湿式とすること。なお、湿式とするため、配管内は、第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)イ(ア)の例により補助用高架水槽で常時充水しておくこと。◆ エからケまで (略)	2 配管 (1) 構造 構造は、令第29条第2項第2号並びに規則第30条の4第1項、第31条第5号イ、ホ、ヘ及びトの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ (略) ウ 高さ70mを超える建築物の配管は湿式とすること。また、高さ70m以下の建築物の配管についても、原則として湿式とすること。なお、湿式とするため、配管内は、第2屋内消火栓設備_____4(2)イ(ア)の例により補助用高架水槽等で常時充水しておくこと。◆ エからケまで (略)
3 放水口 (1) (略) (2) 構造及び格納箱 アからウまで (略) エ 放水口を格納型とするときは、次によること。◆ (ア) (略) (イ) 箱の大きさは、放水口を単口で設けるものは内法幅40cm以上、高さ50cm以上、放水口を双口で設けるものは内幅80cm以上、高さ50cm以上とすること。ただし、屋内消火栓のホース格納箱と兼用するものは、第2屋内消火栓設備の技術基準6(2)ア(イ)の規定を準用する。	3 放水口 (1) (略) (2) 構造及び格納箱 アからウまで (略) エ 放水口を格納型とするときは、次によること。◆ (ア) (略) (イ) 箱の大きさは、放水口を単口で設けるものは内法幅40cm以上、高さ50cm以上、放水口を双口で設けるものは内幅80cm以上、高さ50cm以上とすること。ただし、屋内消火栓のホース格納箱と兼用するものは、第2屋内消火栓設備_____6(2)ア(イ)の規定を準用する。
4 配線等 配線等は、規則第31条第7号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。	4 配線等 配線等は、規則第31条第7号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備_____5の規定を準用する。
5 凍結防止 第2屋内消火栓設備の技術基準7の規定を準用する。◆	5 凍結防止 第2屋内消火栓設備_____7の規定を準用する。◆
6 高層建築物に設ける連結送水管 高層建築物に設ける場合は、令第29条第2項第4号ロ及び_____1から5までによるほか、11階以上の階に設置する放水口、放水用器具及び格納箱等は、次によること。 また、地盤面から床面までの高さが31mを超える階についても同様とする。◆ (1) (略) (2) 放水用器具及び格納箱	6 高層建築物に設ける連結送水管 高層建築物に設ける場合は、令第29条第2項第4号ロ及び前1から5までによるほか、11階以上の階に設置する放水口、放水用器具及び格納箱等は、次によること。 また、地盤面から床面までの高さが31mを超える階についても同様とする。◆ (1) (略) (2) 放水用器具及び格納箱

<p>放水用器具及び格納箱は、規則第31条第6号口、ハニによるほか、次によること。</p> <p>ア 第9屋外消火栓設備の技術基準5(2)ア及びイの規定を準用する。◆</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 各階のすべての放水口について前記アからウに適合している場合に限り、規則第31条第6号口及びハの規定_____によらなければならないことができる。◆</p> <p>オからクまで (略)</p>	<p>放水用器具及び格納箱は、規則第31条第6号口、ハ及びニによるほか、次によること。</p> <p>ア 第9屋外消火栓設備_____5(2)ア本文及び(ア)の規定を準用する。◆</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 各階のすべての放水口について前記アからウに適合している場合に限り、規則第31条第6号口及びハの規定(一の放水口から歩行距離5m以内で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること) を除く。)によらなければならないことができる。◆</p> <p>オからクまで (略)</p>
<p>(3) 地盤面からの高さが70mを超える建築物に設ける加圧送水装置は、規則第31条第6号イ及び第8号によるほか、次によること。(図19-1参照)</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 起動装置</p> <p>ポンプの起動は、送水口の直近又は防災センターに設けられた操作部から遠隔操作ができるものであること。</p> <p>ただし、流水検知装置若しくは圧力検知装置等による自動起動方式とした場合、この限りでない。この場合、ポンプが起動した旨の表示灯若しくはこれに類する表示装置を_____送水口付近に設けること。◆</p>	<p>(3) 地盤面からの高さが70mを超える建築物に設ける加圧送水装置は、規則第31条第6号イ及び第8号によるほか、次によること。(図19-1参照)</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 起動装置</p> <p>ポンプの起動は、送水口の直近及び防災センターに設けられた操作部から遠隔操作ができるものであること。</p> <p>ただし、流水検知装置若しくは圧力検知装置等による自動起動方式とした場合、この限りでない。この場合、ポンプが起動した旨の表示灯若しくはこれに類する表示装置を防災センター及び送水口付近に設けること。◆</p>
<p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 非常電源</p> <p>第23非常電源設備の技術基準によること。★</p>	<p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 非常電源</p> <p>第23非常電源設備_____によること。★</p>
<p>7 耐震措置</p> <p>貯水槽等の耐震措置については、第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定を準用する。★</p>	<p>7 耐震措置</p> <p>貯水槽等の耐震措置については、第2屋内消火栓設備_____2(7)の規定を準用する。★</p>
<p>8 総合操作盤</p> <p>第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p>	<p>8 総合操作盤</p> <p>第25の2総合操作盤_____によること。</p>
<p>9 令第32条の特例基準</p>	<p>9 令第32条の特例基準</p>
<p>(2) スキップ型の共同住宅等、各階に廊下、エレベーターホール等の共用部分が無い防火対象物について、次の事項を満たす場合は、令第32条の規定を適用して、放水口を全ての階に設けないことができるものとする。</p> <p>(1) 放水口の設置場所は、エレベーターの乗降ロビーなど、消火活動上支障がないと認められる場所に設置であること。</p> <p>(2) 防火対象物の各部分から1つの放水口までの歩行距離が50m以下であること。</p> <p>(3) 出火階の上下階にホース延長できるよう、放水口は双口形であること。</p> <p>(4) 放水口の上部には、赤色の位置表示灯を設けること。</p>	<p>(1) 第2屋内消火栓設備9(4)の規定を準用する。</p> <p>(2) スキップ型の共同住宅等、各階に廊下、エレベーターホール等の共用部分が無い防火対象物について、次の事項を満たす場合は、令第32条の規定を適用して、放水口が設けられていない階があっても良いものとする。</p> <p>ア 放水口の設置場所は、エレベーターの乗降ロビーなど、消火活動上支障がないと認められる場所に設置であること。</p> <p>イ 防火対象物の各部分から1つの放水口までの歩行距離が50m以下であること。</p> <p>ウ 出火階の上下階にホース延長できるよう、放水口は双口形であること。</p> <p>エ 放水口の上部には、赤色の位置表示灯を設けること。</p>
	<p>10 付加設置(岡山市火災予防条例)</p> <p>(連結送水管に関する基準)</p> <p>第43条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の地階、無窓階(1階及び2階を除く。)で、床面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1に掲げる建築物の屋上で回転翼航空機の発着場の用途に供するもの</p> <p>2 連結送水管の放水口は、前項第1号に掲げる階にあつてはその各部分から、同項第2号に掲げる屋上にあつては屋上の主</p>

<p>（以下 省略）</p>	<p><u>る用途に供する部分の各部分から、それぞれ水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。</u></p> <p>3 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>4 第1項第1号並びに令第29条第1項第1号及び第2号に規定する防火対象物又はその部分に設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。</p> <p>5 第1項及び令第29条第1項各号（第4号を除く。）の規定により設ける連結送水管の放水口の上部には、赤色の灯火を設けること。ただし、屋内消火栓箱内に放水口を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>【解説】</p> <p>本条（第4項を除く。）は、令第29条の適用を受けない防火対象物について、連結送水管の設置、維持の技術上の基準を定めたものである。</p> <p>1 第1項の規定は、その適用範囲を定めたものである。</p> <p>（1）第1号は、該当する防火対象物の無窓階で、その床面積が1,000 m²以上の場合、その階に連結送水管を設置することを定めたものである。</p> <p>（2）第2号の「回転翼航空機の発着場」とは、屋上ヘリポート、緊急離発着場、回転翼航空機が使用する飛行場外離着陸場とする。なお、緊急救助用スペース（R）は対象外とする。</p> <p>また、緊急離着陸場等設置指導基準に定める連結送水管について、緊急離発着場に対しては条例設置となる。そのため、双口型、20メートルホース2本については義務になる。</p> <p>2 第2項は、放水口の設置位置及び個数について定めたものである。「屋上の主たる用途に供する部分」とは、自動車駐車場の用途にあっては、車路の部分は含むが、斜路やカーリフト等の部分は含まないものとし、回転翼航空機の発着場にあっては、離着陸地帯の部分をいう。</p> <p>3 第3項は、連結送水管の設置及び維持についての技術上の基準は、令第29条第2項の規定の例によることを定めたものである。</p> <p>なお、「令第29条第2項の規定」とは、規則第30条の4及び第31条の規定も含むものとする。</p> <p>4 第4項は、屋上に放水口を設けることを定めたものであり、本条により設置する連結送水管だけでなく、令第29条により設置するものも適用される。</p> <p>また、屋上の放水口は条例設置となる。ただし、（16項の2）（18項）（道路に供される部分を有するもの）については対象外である。</p> <p>なお、屋上に放水口を設けるのは、機能点検をする際の放水テスト用として設けるものであり、屋上がなく、又は放水テストが他の方法で十分できる防火対象物については、第44条の規定を適用し設けないことができる。</p> <p>5 第5項は表示灯を設けることを定めたものであり、表示灯の電源は専用とし、配線は規則第12条第1項第5号に準ずるものとする。</p> <p>（以下 省略）</p>
----------------	---

第20 排煙設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第20 排煙設備	
1から6まで (略)	1から6まで (略)
7 電源 電源は、第10自動火災報知設備の技術基準1(3)の例により設けること。★	7 電源 電源は、第10自動火災報知設備_____1(3)の例により設けること。★
8 非常電源 第23非常電源設備の技術基準によること。★	8 非常電源 第23非常電源設備_____によること。★
9 操作回路の配線 操作回路の配線は、第2屋内消火栓_____の技術基準5(1)の規定を準用する。	9 操作回路の配線 操作回路の配線は、第2屋内消火栓 <u>設備</u> _____5(1)の規定を準用する。
10 (略)	10 (略)
11 (略)	11 (略)
12 令第32条の特例基準	12 令第32条の特例基準
(1) 排煙設備を設置しなければならない防火対象物の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる（居室及び廊下その他の通路部分を除く。）。◆ ア (略) イ 耐火構造の壁及び床で区画され、開口部に特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造のものに限る。）を設け、壁及び天井の室内に面する部分を下地、仕上げとも不燃材料とした 50 m ² (スプリンクラー設備が令第12条の基準に従い、又は当該技術基準の例により設置されているものにあっては 100 m ²) 以内の室。なお、区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は鋼管を使用し、風道は建基令第112条第 <u>16</u> 項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。 ウからオまで (略) カ 階段部分、昇降機の昇降路部分、パイプスペース、リネンシャフト_____その他これらに類する部分 キ 10 m ² 以下の倉庫、書庫、物入れその他これらに類する室	(1) 排煙設備を設置しなければならない防火対象物の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる（居室及び廊下その他の通路部分を除く。）。◆ ア (略) イ 耐火構造の壁及び床で区画され、開口部に特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造のものに限る。）を設け、壁及び天井の室内に面する部分を下地、仕上げとも不燃材料とした 50 m ² (スプリンクラー設備が令第12条の基準に従い、又は当該技術基準の例により設置されているものにあっては 100 m ²) 以内の室。なお、区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は鋼管を使用し、風道は建基令第112条第 <u>21</u> 項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。 ウからオまで (略) カ 階段部分、昇降機の昇降路部分、パイプスペース、リネンシャフト、 <u>風除室</u> その他これらに類する部分 キ 10 m ² 以下の倉庫、書庫、物入れその他これらに類する室
(2) 「排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成21年総務省令第88号）及び「加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成21年消防庁告示第16号）の全部または一部に適合しない加圧防排煙設備について、同等の防火安全性能を有することが確認されれば、令第32条の規定を適用すること、又は特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けることにより、排煙設備に代えて設置することができる。	(2) 「排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成21年総務省令第88号）及び「加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成21年消防庁告示第16号）の全部または一部に適合しない加圧防排煙設備について、同等の防火安全性能を有することが確認されれば、令第32条の規定を適用すること、又は特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けることにより、排煙設備に代えて設置することができる。
(3) <u>消火活動拠点に設けるもので、次に該当するものについては、風道に排煙機を設置しないことができる。</u> ア 通常の火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）第1号の規定に適合すること。この場合において、同告示第1号ハ(3)に規定する「送風機」は、「給気機」に読み替えるものとする。 イ 給気機は、消火活動拠点に設置する給気口の通過風量が 5,500 立方メートル毎時以上の空気を供給することができる性能であること ウ 規則第30条第4号イ及びロのいずれの規定にも適合すること。この場合において、同号ロ(1)の規定にあっては、消火活動拠点に隣接する室（階段室を除く。）における作動又は開放によってのみ運動して起動するものとすることができる。	(3) <u>消火活動拠点に設けるもので、次に該当するものについては、風道に排煙機を設置しないことができる。</u> ア 通常の火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）第1号の規定に適合すること。この場合において、同告示第1号ハ(3)に規定する「送風機」は、「給気機」に読み替えるものとする。 イ 給気機は、消火活動拠点に設置する給気口の通過風量が 5,500 立方メートル毎時以上の空気を供給することができる性能であること ウ 規則第30条第4号イ及びロのいずれの規定にも適合すること。この場合において、同号ロ(1)の規定にあっては、消火活動拠点に隣接する室（階段室を除く。）における作動又は開放によってのみ運動して起動するものとすることができる。
13 総合操作盤 第25の2総合操作盤の技術基準によること。★	13 総合操作盤 第25の2総合操作盤_____によること。★

第21 非常コンセント設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第21 非常コンセント設備	
1 (略) 2 (略) 3 保護箱 (1) 耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）第3.1(2)と同等以上のものを設けること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあっては、この限りでない。◆ (2) から(6)まで (略)	1 (略) 2 (略) 3 保護箱 (1) 耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）第3.1号(2)と同等以上のものを設けること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあっては、この限りでない。◆ (2) から(6)まで (略)
4 標示 (1) (略) (2) 規則第31条の2 第9号口に規定する灯火は、規則第12条第1項第3号口及び第2屋内消火栓の技術基準6(2)イ(ウ)の規定を準用すること。ただし、連結送水管等の赤色の灯火と兼用する場合は、この限りでない。◆	4 標示 (1) (略) (2) 規則第31条の2 第9号口に規定する灯火は、規則第12条第1項第3号口及び第2屋内消火栓設備の技術基準6(2)イ(ウ)の規定を準用すること。ただし、連結送水管等の赤色の灯火と兼用する場合は、この限りでない。◆
5 (略) 6 電源からの回路 (1) (略) (2) (略) (3) (2)の配線用遮断器は、保護箱又は不燃材料で造られた点検できる埋込式のボックスに格納すること。ただし、耐火性能を有するパイプシャフト等の区画内に設ける場合は、この限りでない。◆ (4) から(6)まで (略)	5 (略) 6 電源からの回路 (1) (略) (2) (略) (3) 前(2)の配線用遮断器は、保護箱又は不燃材料で造られた点検できる埋込式のボックスに格納すること。ただし、耐火性能を有するパイプシャフト等の区画内に設ける場合は、この限りでない。◆ (4) から(6)まで (略)
7 非常電源 第23非常電源設備の技術基準によること。★ 8 (略) 9 (略) 10 総合操作盤 第25の2総合操作盤の技術基準によること。★	7 非常電源 第23非常電源設備によること。★ 8 (略) 9 (略) 10 総合操作盤 第25の2総合操作盤によること。★
<p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>	

第22 無線通信補助設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
第22 無線通信補助設備	
<p>1 (略) 2 (略) 3 設備方式及び機能 (1) から(3)まで (略) (4) <u>(3)</u>の用途と共に用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものは、この限りでない。◆ (5) (略) (6) (略)</p> <p>4 接続端子等（消防の用に供するものに限る。） (1) 接続端子は規則第31条の2の2第8号の規定によるほか、次によること。 アからウまで (略) エ 端子の末端には、電気的、機械的保護のために無反射終端抵抗器又はキャップを設けること。ただし<u>(2)</u>力に規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものは、この限りでない。 オ (略) (2) (略)</p> <p>5 (略) 6 (略) 7 増幅器 (1) から(6)まで (略) (7) 非常電源は、規則第31条の2の2第7号口及び第23非常電源設備の技術基準によること。★ (8) (略) (9) (略)</p> <p>8 (略) 9 総合操作盤 第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <p style="text-align: right;">(以下 省略)</p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 設備方式及び機能 (1) から(3)まで (略) (4) <u>前</u>(3)の用途と共に用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものは、この限りでない。◆ (5) (略) (6) (略)</p> <p>4 接続端子等（消防の用に供するものに限る。） (1) 接続端子は規則第31条の2の2第8号の規定によるほか、次によること。 アからウまで (略) エ 端子の末端には、電気的、機械的保護のために無反射終端抵抗器又はキャップを設けること。ただし<u>4(2)</u>力に規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものは、この限りでない。 オ (略) (2) (略)</p> <p>5 (略) 6 (略) 7 増幅器 (1) から(6)まで (略) (7) 非常電源は、規則第31条の2の2第7号口及び第23非常電源設備_____によること。★ (8) (略) (9) (略)</p> <p>8 (略) 9 総合操作盤 第25の2総合操作盤_____によること。</p> <p style="text-align: right;">(以下 省略)</p>

第23 非常電源設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）						岡山市消防設備等審査基準（新）					
第23 非常電源設備						第23 非常電源設備					
I 共通事項						I 共通事項					
1 設置区分及び種別						1 設置区分及び種別					
非常電源 消防用設備等	非常電源専用 受電設備	蓄電池設備 (※注1) 自家発電設備 燃料電池設備	蓄電池設備 (※注2)	容量 (分)	根拠条文	非常電源 消防用設備等	非常電源専用 受電設備	蓄電池設備 (※注1) 自家発電設備 燃料電池設備	蓄電池設備 (※注2)	容量 (分)	根拠条文
屋内消火栓設備	△	○	○	30	12条1項4号	屋内消火栓設備	△	○	○	30	12条1項4号
スプリンクラー設備	△	○	○	〃	14条1項6の2号	スプリンクラー設備	△	○	○	〃	14条1項6の2号
水噴霧消火設備	△	○	○	〃	16条3項2号	水噴霧消火設備	△	○	○	〃	16条3項2号
泡消火設備	△	○	○	〃	18条4項13号	泡消火設備	△	○	○	〃	18条4項13号
不活性ガス消火設備	●	○	○	60	19条5項20号	不活性ガス消火設備	●	○	○	60	19条5項20号
ハロゲン化物消火設備	●	○	○	〃	20条4項15号	ハロゲン化物消火設備	●	○	○	〃	20条4項15号
粉末消火設備		○	○	〃	21条4項17号	粉末消火設備		○	○	〃	21条4項17号
屋外消火栓設備	△	○	○	30	22条6号	屋外消火栓設備	△	○	○	30	22条6号
自動火災報知設備	△		○	10	24条4号	自動火災報知設備	△		○	10	24条4号
ガス漏れ火災警報設備		▲	○	〃	24条の2の3、1項7号	ガス漏れ火災警報設備		▲	○	〃	24条の2の3、1項7号
非常警報設備	△		○	〃	25条の2、2項5号	非常警報設備	△		○	〃	25条の2、2項5号
誘導灯			□	20	28条の3、4項10号	誘導灯			□	20	28条の3、4項10号
排煙設備	△	○	○	30	30条8号	排煙設備	△	○	○	30	30条8号
非常コンセント設備	△	○	○	〃	31条の2、8号	非常コンセント設備	△	○	○	〃	31条の2、8号
無線通信補助設備	△		○	〃	31条の2の2、7号	無線通信補助設備	△		○	〃	31条の2の2、7号
消防用水	○	○	○	60		消防用水	○	○	○	60	
連結送水管	△	○	○	120	31条7号	連結送水管	△	○	○	120	31条7号
総合操作盤		○	○	〃	H16.消防予第93号1(2)	総合操作盤		○	○	〃	H16.消防予第93号1(2)

※1 △印は延べ面積が1,000m²以上の特定防火対象物の非常電源としては、使用できない。

※1 △印は延べ面積が1,000m²以上の特定防火対象物の非常電源としては、使用できない。[（複合用途にあっては、令第9条の規定が適用される消防用設備等の場合は、当該用途ごとに判断し、各特定防火対象物の用途に供される部分の床面積が1,000m²以上のものに限る。条例により消防用設備等の設置が必要な場合については、条例第44条の特例により同様の扱いとする。下図参照）](#)

※2 ▲印は、1分間蓄電池設備又は予備電源で補完できる場合に限る。

※2 ▲印は、1分間蓄電池設備又は予備電源で補完できる場合に限る。

※3 ●印は、自家発電設備が設置されない場合の機械排出装置の非常電源に限る。

※3 ●印は、自家発電設備が設置されない場合の機械排出装置の非常電源に限る。

※4 □印は、平成11年消防庁告示第2号第3に該当する防火対象物の規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにあっては、容量を60分とし、20分を超える容量部分については、自家発電設備、燃料電池設備、直交変換装置を有する蓄電池設備によるものを含む。

※4 □印は、平成11年消防庁告示第2号第3に該当する防火対象物の規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにあっては、容量を60分とし、20分を超える容量部分については、自家発電設備、燃料電池設備、直交変換装置を有する蓄電池設備によるものを含む。

※5 建基法に定める非常用エレベーター、排煙設備、非常照明等に使用する予備電源と上記非常電源は、消防用設備等の非常電源に支障をきたさない範囲内において共用することができる。

※5 建基法に定める非常用エレベーター、排煙設備、非常照明等に使用する予備電源と上記非常電源は、消防用設備等の非常電源に支障をきたさない範囲内において共用することができる。

(注1) 直交変換装置を有する蓄電池設備 (N a S電池、レドックスフロー電池)

(注1) 直交変換装置を有する蓄電池設備 (N a S電池、レドックスフロー電池)

(注2) 直交変換装置を有さない蓄電池設備 (鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、アルカリ蓄電池)

(注2) 直交変換装置を有さない蓄電池設備 (鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、アルカリ蓄電池)

図 複合用途の場合の非常電源

(16)項イ その他構造

	<p>①</p> <table border="1"> <tr><td>700 m² 4項</td><td>300 m² 3項口</td><td>900 m² 15項</td></tr> </table> <p>②</p> <table border="1"> <tr><td>700 m² 4項</td><td>900 m² 15項</td></tr> </table>	700 m ² 4項	300 m ² 3項口	900 m ² 15項	700 m ² 4項	900 m ² 15項	
700 m ² 4項	300 m ² 3項口	900 m ² 15項					
700 m ² 4項	900 m ² 15項						
図①及び②の解釈							
設備	設置部分の根拠	設置					
屋内消火栓	令第11条・・・4項部分（令第9条適用） 条例第37条・・・全体	防火対象物全体					
非常電源	規則第12条・・・非常電源専用受電設備 可 (令第9条適用) 条例第37条・・・非常電源専用受電設備 可 (条例第44条の特例)	非常電源専用受電設備 可 (条例第44条の特例)					

2 設置室の位置及び構造等

- (1) から(3)まで (略)
- (4) 次に適合する換気装置を設けること。

ア 換気装置は、直接屋外に通ずること。

ただし、通風の良い通路等で周囲が不燃材料で造られており、換気口には建基令第112条第16項に適合する防火ダンパー（以下「自閉式防火ダンパー」という。）が設けられているときは、この限りでない。

◆

イからクまで (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 非常電源回路の配線等

(1) (略)

2 配線の施工方法

アからウまで (略)

エ 消防用設備等の機器回路の配線で、耐熱保護を必要とする回路の途中に設ける端子台等は、_____ア(ウ)を準用する。★

オからキまで (略)

4 (略)

II 非常電源専用受電設備

1 (略)

2 低圧受電

(1) (略)

(2) 非常電源回路は、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とし、次図の例によること。

ただし、配電盤等の配線及び配線機器の耐火措置は(1)に定めるその他の配電盤等に限る。★

3 (略)

2 設置室の位置及び構造等

- (1) から(3)まで (略)

(4) 次に適合する換気装置を設けること。

ア 換気装置は、直接屋外に通ずること。

ただし、通風の良い通路等で周囲が不燃材料で造られており、換気口には建基令第112条第21項に適合する防火ダンパー（以下「自閉式防火ダンパー」という。）が設けられているときは、この限りでない。

◆

イからクまで (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 非常電源回路の配線等

(1) (略)

2 配線の施工方法

アからウまで (略)

エ 消防用設備等の機器回路の配線で、耐熱保護を必要とする回路の途中に設ける端子台等は、I3(2)ア(ウ)を準用する。★

オからキまで (略)

4 (略)

II 非常電源専用受電設備

1 (略)

2 低圧受電

(1) (略)

(2) 非常電源回路は、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とし、次図の例によること。

ただし、配電盤等の配線及び配線機器の耐火措置は前(1)に定めるその他の配電盤等に限る。★

3 (略)

<p>III (略)</p> <p>IV 蓄電池設備</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 蓄電池設備の容量計算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般負荷にも電力を供給する蓄電池設備については、蓄電池設備に係る非常用負荷に用いるために必要な <u>(1)</u>の蓄電池容量を常時確保できるよう措置すること。</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>III (略)</p> <p>IV 蓄電池設備</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 蓄電池設備の容量計算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般負荷にも電力を供給する蓄電池設備については、蓄電池設備に係る非常用負荷に用いるために必要な <u>前(1)</u>の蓄電池容量を常時確保できるよう措置すること。</p> <p>(以下 省略)</p>
---	--

第25 防災センター等の基準

岡山市消防設備等審査基準（旧）		岡山市消防設備等審査基準（新）
第25 防災センター等の基準		
用途・規模の区分	構造等の基準	構造等の基準
A	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下「防災センター等用通路」という。）とその他の部分とを次に定める構造により区画し、防災センター等用通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、4及び5によらないことが<u>出来る</u>。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は建基法第129条の2の<u>5</u>第1項第7号イ、ロ若しくはハに規定する構造とすること。なお、風道は建基令第112条第<u>16</u>項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみに自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。</p> <p>4 防災センター等は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他空地（以下「空地等」という）に面し、かつ、空地等に面する部分に次に定める開口部を1以上設けること。◆。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則第5条の<u>2</u>第2項（第2号を除く。）に適合するものであること。</p> <p>5から16まで (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下「防災センター等用通路」という。）とその他の部分とを次に定める構造により区画し、防災センター等用通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、4及び5によらないことが<u>できる</u>。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は建基法第129条の2の<u>4</u>第1項第7号イ、ロ若しくはハに規定する構造とすること。なお、風道は建基令第112条第<u>21</u>項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみに自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。</p> <p>4 防災センター等は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他空地（以下「空地等」という）に面し、かつ、空地等に面する部分に次に定める開口部を1以上設けること。◆。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則第5条の<u>3</u>第2項（第2号を除く。）に適合するものであること。</p> <p>5から16まで (略)</p>
B ◆	(略)	(略)
—	_____	<u>A欄及びB欄に掲げる以外の令別表第1に掲げる防火対象物。</u>
—	_____	<u>A欄の1、3から5まで及び9を準用すること。</u>
—	_____	